

一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年 2 月

板 野 町

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
1. 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
2. 板野町における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画対象区域	5
第5節 板野町の概況	7
1. 板野町の概要	7
2. 人口動態・分布	8
3. 市街地・集落等の動向	10
4. 産業の動向	12
5. 土地利用状況	13
6. 将来計画等	14
第2章 ごみ処理基本計画	21
第1節 ごみ処理の実績	21
1. ごみの種類別発生量	21
2. ごみ処理量	24
3. ごみの性状	30
4. 温室効果ガス排出量	33
5. ごみ処理体制	34
6. ごみ分別区分	35
7. ごみ処理に係る費用	38
第2節 ごみ処理の評価	39
1. 循環型社会形成	40
2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）	44
3. 経済性（費用対効果）	45
4. ごみ処理の評価	49
第3節 ごみ処理行政の動向	50
1. 国による計画	50
2. 徳島県による計画	51

第4節	ごみ処理基本計画	52
1.	ごみの発生量及び処理量の見込み	52
2.	ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	89
3.	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	93
4.	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	97
5.	ごみの処理施設の整備に関する事項	103
6.	その他ごみの処理に関し必要な事項	106
第3章	生活排水処理基本計画	107
第1節	基本方針	107
1.	生活排水処理に係る理念、目標	107
2.	生活排水処理の基本方針	107
3.	計画目標年次	107
第2節	生活排水の排出の状況	108
1.	生活排水処理の流れと処理内容	108
2.	処理形態別人口の推移	109
3.	収集・運搬の状況	111
4.	し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移	112
5.	し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用	116
第3節	課題の抽出	117
第4節	処理主体	118
第5節	生活排水処理基本計画	119
1.	処理人口、計画収集人口の予測	119
2.	生活排水を処理する区域及び人口等	122
第6節	施設及びその整備計画の概要	124
1.	下水道	124
2.	合併処理浄化槽	124
第7節	生活排水排出抑制及び再資源化計画	125
第8節	し尿・汚泥の処理計画	127
1.	収集・運搬計画	127
2.	中間処理及び最終処分計画	131
3.	施設の整備計画	131
第9節	その他の施策	132
1.	住民に対する広報・啓発活動	132
2.	地域に関する諸計画との関係	132
第4章	まとめ	133

(参考資料)

- 参考資料 1 ごみ排出量予測結果
- 参考資料 2 生活排水処理予測結果
- 参考資料 3 家庭系ごみ、事業系ごみ原単位予測結果
- 参考資料 4 生活排水処理人口予測結果
- 参考資料 5 し尿及び浄化槽汚泥原単位予測結果
- 参考資料 6 ごみ処理の評価における温室効果ガス排出量の算出

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による3Rへの取組が進展し、再生利用率の上昇、最終処分量の減少といった成果に現れるようになった。しかし、平成23（2011）年3月に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となったこと、国際的な資源価格の高騰により、今後世界規模での資源制約が強まると予想されることなどから、今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」への着目にシフトしてきた。

最近では、新興国における急激な人口増と経済成長等により生じた課題により、世界が不安定化する中、2030アジェンダが掲げる持続可能な社会の実現に向けた国際協調の取組みが進められる一方で、国内の人口減少・少子高齢化による地域の衰退が懸念されている。これらの状況を踏まえ、今後は循環型社会における環境的側面と経済的側面を総合的に向上させていく必要があるとされている。

板野町（以下「本町」という）のごみ処理は、平成17（2005）年に供用を開始した中央広域環境センターにおける可燃ごみの熔融処理を主軸とするが、その一方で分別収集による資源回収も行っている。一方、生活排水処理では、集合処理として、旧吉野川流域公共下水道の整備が進められており、公共下水道区域以外は、個別処理として合併処理浄化槽の設置を推進している。このうち一般廃棄物であるし尿及び浄化槽汚泥は、板野町クリーンセンターで処理している。

このように本町の一般廃棄物処理は、ごみからの資源回収とし尿等の適正処理を推進しているが、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、本町の循環型社会形成を一層進めるとともに、本町の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として策定するものである。

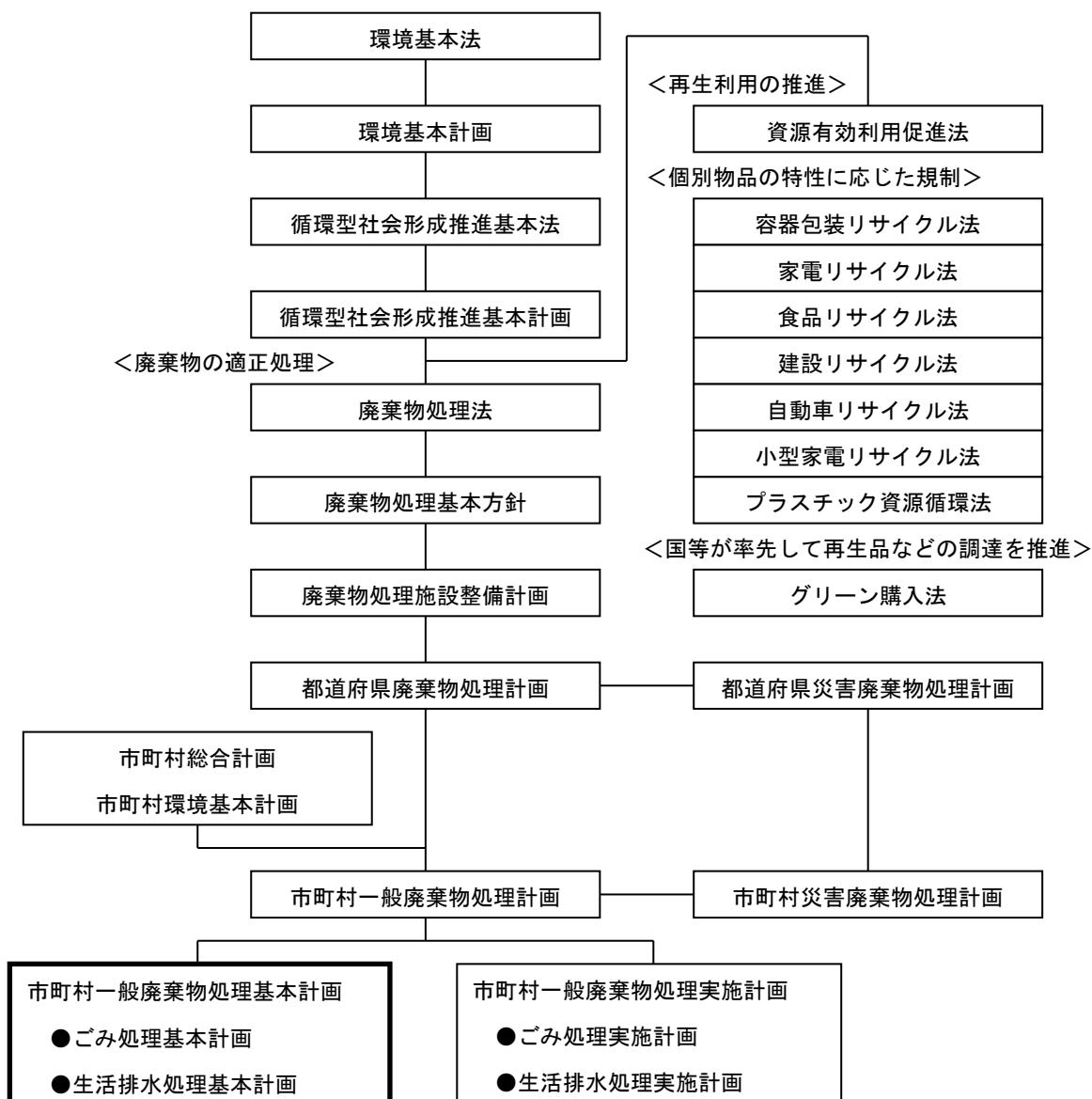
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1. 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」の策定は、市町村の環境施策として法的義務を受けるものであり、図 1-2-1 に示すように環境法制のうち廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理法」に定められたものである。

「廃棄物処理法」第6条の1において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされており、「一般廃棄物処理計画」は、一般廃棄物の処理における市町村の基本的な方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の年度別実施方針を定める「一般廃棄物処理実施計画」に分けられる。

市町村による「一般廃棄物処理基本計画」の内容は、一般廃棄物であるごみ及び生活排水処理を含むものであり、その内容は、市町村の基本構想に沿ったものとする必要がある。



参考：ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月）

図 1-2-1 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 板野町における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」に定める「一般廃棄物処理基本計画」であるが、本町においては、ごみ処理及び生活排水処理基本計画は、「第五次 板野町振興計画」の基本目標である「人・もの・情報が集う都市基盤づくり」と密接な関係がある。また、生活排水処理基本計画は、市の合併処理浄化槽の設置に係る「循環型社会形成推進地域計画」とも関連がある。

本計画による将来計画は、「一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画）」に反映され、さらに徳島県において廃棄物処理及び下水道に係る計画が策定される場合には、計画の整合を図るため、相互の関連づけが重要となってくる。

本計画と本町の各種計画並びに国、徳島県の計画との関連を図 1-2-2 に示す。

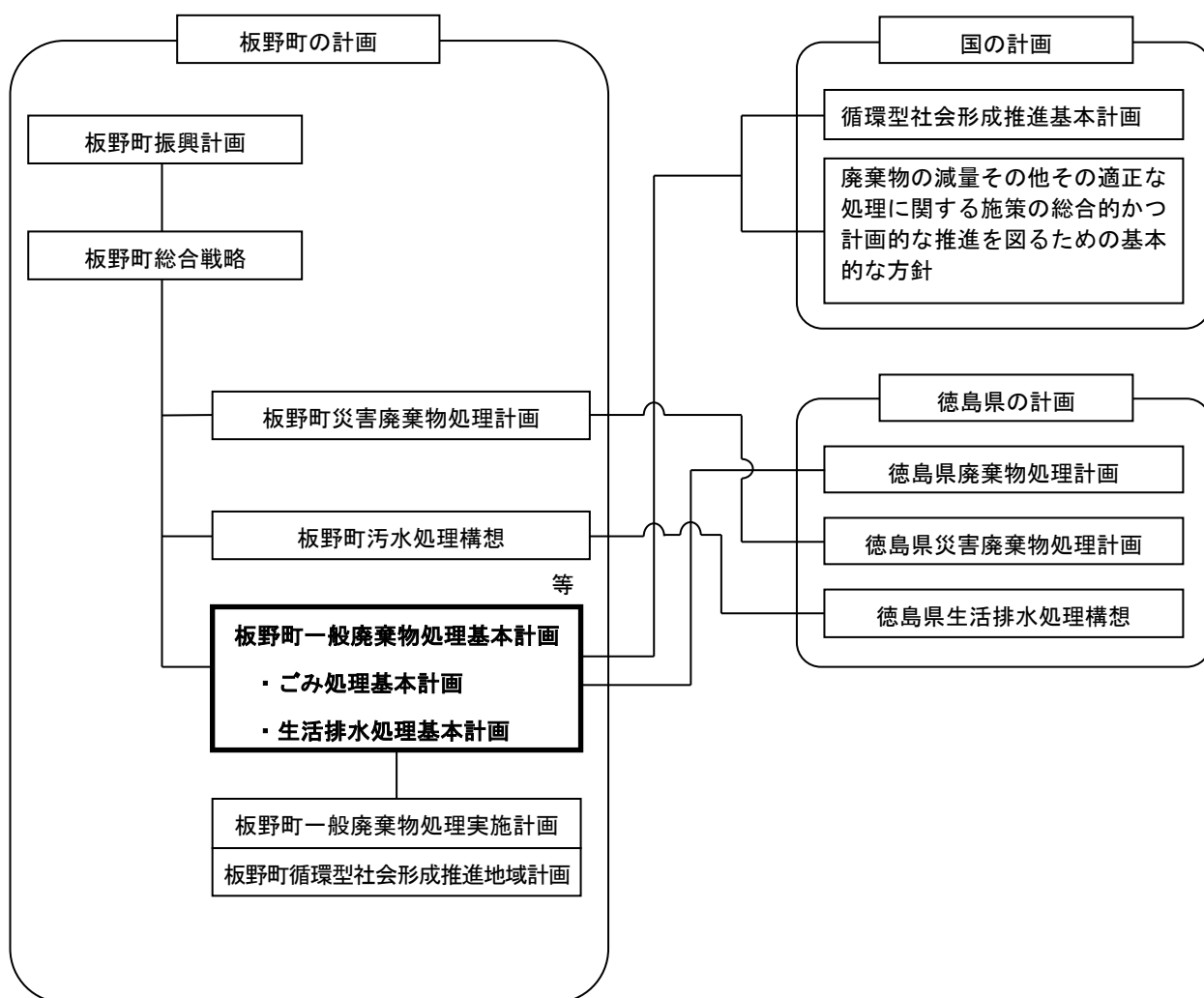


図 1-2-2 本計画と他の計画との関連

第3節 計画の期間

本計画の目標年度は、令和4（2022）年を初年度とした15年後の令和18（2036）年度とする。

また、概ね5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画期間及び目標年次を表1-3-1に示す。

表 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

項目	年度（上段：令和年度、下段：西暦年度）																
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
計画策定年次																	
計画期間																	
計画目標年次																	
中間目標年次																	

第4節 計画対象区域

計画対象区域は本町の行政区域全域とする。

徳島県における本町の位置図を図1-4-1に、行政区域図を図1-4-2に示す。



図1-4-1 板野町の位置図



【ごみ選別・保管施設】
板野町環境センター

板野町役場

【し尿処理施設】
板野町クリーンセンター

図 1-4-2 板野町行政区域図

第5節 板野町の概況

1. 板野町の概要

1) 概況

本町は、徳島県の北部、吉野川下流の北岸に位置し、総面積は約 36.2km²、徳島県の総面積の 0.9%となっている。隣接する自治体は、東は鳴門市、南は藍住町、西は上板町となっており、北は阿讃山脈大坂峠を挟んで香川県東かがわ市と接している。

町の北部は東の鳴門市の高峰大麻山から西の上板町大山を結ぶ山地・丘陵地が町域の 3分の2を占め、残りの 3分の1が南部の吉野川のデルタ地帯である吉野川平野となっている。平野部の東西に吉野川支流の黒谷川と宮川内谷川が西から東に貫流し、旧吉野川に合流している。これらの河川沿いには肥沃な農地が展開し、山麓には市街地と集落が連担している。

現在の本町は、昭和 30（1955）年 2 月 11 日に、隣接する板西町、松坂村、栄村の 1 町 2 村が合併し、板野郡の郡名を町名として誕生した。

2) 交通

本町北部にある大坂峠は、古くは律令時代の官道である南海道が通り、役人がこの峠を通過して都に上るとされた。また、源平合戦の際には、源義経が屋島に攻め入るとき、阿波から讃岐への国越えに大坂峠を通ったとされており、阿波と讃岐を結ぶ交通の要衝とされていた。現在は、JR 高德線の板野駅では、四国横断自動車道高松自動車道板野インターチェンジが設置され、徳島県と他県の人流・物流の要点となっている。

3) 主要産業

本町の基幹産業は農業であり、肥沃な吉野川沖積層を土壌に洋人参や、白瓜、大根、レンコン等が特産となっており、徳島県内農業の中核的役割を担っている。

観光面では本町は、四国霊場の第 3 番「金泉寺」、第 4 番「大日寺」、第 5 番「地藏寺」の 3 つの札所を有していることから、毎年多くの巡礼者の訪問が続いている。

また、近年では、新たな二次・三次産業用地の造成により、阿讃山麓に総合アミューズメントパーク「あすたむらんど徳島」や、「大塚製薬工場」、J2 徳島ヴォルティスも練習する「徳島スポーツビレッジ」、「県立埋蔵文化総合センター」、「歴史文化公園」などが立地し、さらに令和 3 年 4 月 1 日に次世代エネルギーを備えた未来志向型道の駅として、道の駅「いたの」がオープンしたことにより、県内外から多くの人々が訪れるようになり、人・モノ・情報が交流する地域として成長している。

2. 人口動態・分布

本町の平成 23 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年度の 10 年間における人口の推移を表 1-5-1 及び図 1-5-1 に示す。

本町の人口は減少傾向にある。10 年間の減少率は 7.6 パーセント、年間減少率は、平成 27 (2015) ～平成 28 (2016) 年度を除き、0.4～1.2 パーセントとなっており、変動している。令和 2 (2020) 年度における人口は 13,042 人である。

一方、世帯数は増加傾向にある。令和 2 (2020) 年度の世帯数は 5,054 世帯であり、令和元 (2019) 年度から減少したものの、平成 23 (2011) 年度に比べ、10 年間で 3.2 パーセント増加している。

世帯当たり人口は、平成 23 (2011) 年度以降減少を続けており、令和 2 (2020) 年度では 2.58 人/世帯となっている。

表 1-5-1 板野町の人口推移 (平成 23 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年度)

年 度	板野町					
	人口 (人)	平成 23 年度 に対する 比率 (%)	前年度から の増減率 (%)	世帯数 (世帯)	平成 24 年度 に対する 比率 (%)	世帯当たり 人口 (人/世帯)
平成 23 (2011) 年度	14,120	—	—	4,895	—	2.88
平成 24 (2012) 年度	13,955	98.8	-1.2	4,912	100.3	2.84
平成 25 (2013) 年度	13,827	97.9	-0.9	4,956	101.2	2.79
平成 26 (2014) 年度	13,712	97.1	-0.8	4,996	102.1	2.74
平成 27 (2015) 年度	13,358	94.6	-2.6	4,930	100.7	2.71
平成 28 (2016) 年度	13,381	94.8	0.2	5,000	102.1	2.68
平成 29 (2017) 年度	13,312	94.3	-0.5	4,991	102.0	2.67
平成 30 (2018) 年度	13,261	93.9	-0.4	5,048	103.1	2.63
令和元 (2019) 年度	13,173	93.3	-0.7	5,088	103.9	2.59
令和 2 (2020) 年度	13,042	92.4	-1.0	5,054	103.2	2.58

資料：徳島県推計人口（各年度 10 月 1 日）及び国勢調査（平成 27 (2015) 年度、令和 2 (2020) 年度）

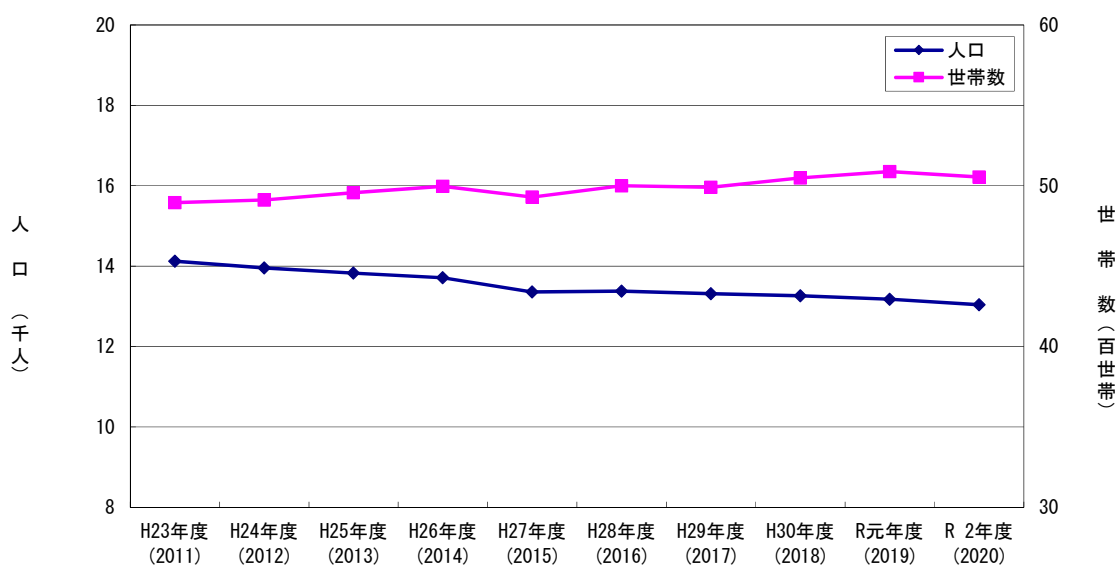


図 1-5-1 板野町の人口推移 (平成 23 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年度)

次に令和2(2020)年度現在の本町の年齢層別男女人口を表1-5-2及び図1-5-2に示す。

男女別の合計人口では、女性が男性を500人以上上回っている。年齢層別人口では、男女ともに60歳代が最も多く、次いで男性は40歳代が、女性は70歳代が多い。

年齢層別に男女人口を比べると、20歳代及び40歳代以上では女性の人口が男性を上回っており、70歳代以上は人口の男女差が大きくなっている。

65歳以上の高齢者の男女の割合(年齢不詳を除く。)は、男性が約30パーセント、女性が約37パーセントとなっている。

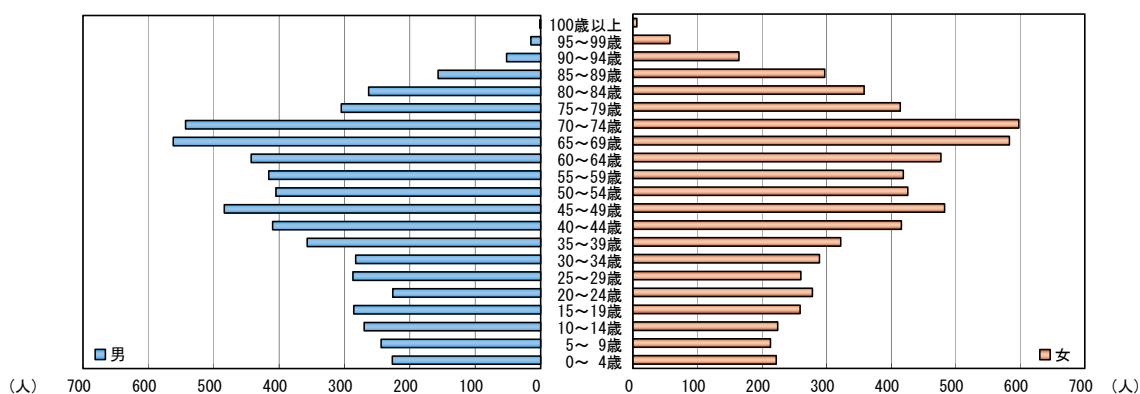
表1-5-2 板野町における年齢層別男女人口

単位：人

区分 年齢	総数	男	女
0～4歳	449	227	222
5～9歳	457	244	213
10～14歳	494	270	224
15～19歳	545	286	259
20～24歳	504	226	278
25～29歳	547	287	260
30～34歳	572	283	289
35～39歳	679	357	322
40～44歳	826	410	416
45～49歳	967	484	483
50～54歳	831	405	426
55～59歳	835	416	419
60～64歳	920	443	477
65～69歳	1,145	562	583
70～74歳	1,141	543	598
75～79歳	719	305	414
80～84歳	621	263	358
85～89歳	454	157	297
90～94歳	216	52	164
95～99歳	72	15	57
100歳以上	7	1	6
不詳	41	26	15
合計	13,042	6,262	6,780

令和2(2020)年10月1日

出典：国勢調査



※年齢不詳を除く

図1-5-2 板野町における年齢層別男女人口

3. 市街地・集落等の動向

本町では、主に旧吉野川とその支流である宮河内川周辺の平地に街区や農耕地が形成されているが、特に町内の主要幹線である県道 14 号線沿線に街区が形成されている。また、本町には JR 高徳線板野駅があり、駅周辺に町役場をはじめ、主要な住宅地が形成されている。

本町の行政区域では、大寺、西中富、川端といった、旧町村時代からの街区や幹線道路周辺において人口、世帯数が多くなっており、人口密度も同様である。

一方、町北部の松谷、黒谷、大坂地区では、その大半が山林となっており、人口は少ない。また、町南部でも唐園、古城では広大な農耕作地が形成されており、人口が少なくなっている。

人口、世帯数の動向をみると、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度において、人口が増加しているのは、主に矢武、黒谷、大寺、松谷、古城であり、人口の減少数が多いのは、川端、吹田、西中富であるが、この期間の町全体での人口の減少数は 292 人となっている。一方、世帯数は、大寺、矢武、古城をはじめ多くの地区で増加しており、世帯数の増加は 164 世帯となっている。世帯数が減少しているのは川端、那東、吹田、羅漢、松谷である。

平成 28（2016）～令和 2（2020）年度における本町の各区域における人口、世帯数及び人口密度の動向を表 1-5-3 に示す。

表 1-5-3 板野町の各行政区域における世帯数及び人口の推移

地区・大字	年度		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R01 (2019)		R02 (2020)		面積		人口密度 (人/km ²)		世帯人口 (人・世帯)		人口増減 (人)	世帯数増減 (世帯)	人口密度増減 (人/km ²)	世帯人口増減 (人/世帯)
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	H28 (2016)	R02 (2020)	H28 (2016)	R02 (2020)	H28~R02	H28~R02	H28~R02	H28~R02	H28~R02	H28~R02
													(km ²)									
板野町	大坂	317	116	307	118	292	115	277	117	288	123	8.722	36.34	33.02	2.73	2.34	▲ 29	7	▲ 3.32	▲ 0.39		
	吹田	999	398	993	399	975	402	952	404	920	396	1.269	787.23	724.98	2.51	2.32	▲ 79	▲ 2	▲ 62.25	▲ 0.19		
	大寺	5,289	2,278	5,318	2,272	5,374	2,311	5,341	2,320	5,297	2,347	3.000	1,763.00	1,765.67	2.32	2.26	8	69	2.67	▲ 0.06		
	川端	1,031	423	1,000	414	992	416	954	405	950	406	7.129	144.62	133.26	2.44	2.34	▲ 81	▲ 17	▲ 11.36	▲ 0.10		
	犬伏	705	277	710	283	711	284	708	287	705	292	3.234	218.00	218.00	2.55	2.41	0	15	0.00	▲ 0.14		
	那東	674	270	667	260	645	262	636	261	647	267	0.956	705.02	676.78	2.50	2.42	▲ 27	▲ 3	▲ 28.24	▲ 0.08		
	矢武	459	177	461	185	455	184	474	202	477	212	1.008	455.36	473.21	2.59	2.25	18	35	17.85	▲ 0.34		
	羅漢	552	231	547	231	544	235	539	229	528	229	0.721	765.60	732.32	2.39	2.31	▲ 24	▲ 2	▲ 33.28	▲ 0.08		
	黒谷	144	54	141	55	146	57	152	60	156	62	4.150	34.70	37.59	2.67	2.52	12	8	2.89	▲ 0.15		
	松谷	66	29	66	28	69	30	70	27	69	28	1.367	48.28	50.48	2.28	2.46	3	▲ 1	2.20	0.18		
	西中富	1,540	606	1,523	602	1,498	596	1,507	612	1,493	618	1.437	1,071.68	1,038.97	2.54	2.42	▲ 47	12	▲ 32.71	▲ 0.12		
	下庄	863	353	858	354	853	360	836	354	831	361	0.882	978.46	942.18	2.44	2.30	▲ 32	8	▲ 36.28	▲ 0.14		
	古城	385	139	377	138	367	142	393	156	387	159	0.849	453.47	455.83	2.77	2.43	2	20	2.36	▲ 0.34		
	唐園	223	73	221	73	224	74	226	77	223	77	0.640	348.44	348.44	3.05	2.90	0	4	0.00	▲ 0.15		
中久保	439	175	430	178	423	179	415	176	423	186	0.833	527.01	507.80	2.51	2.27	▲ 16	11	▲ 19.21	▲ 0.24			
計	13,686	5,599	13,619	5,590	13,568	5,647	13,480	5,687	13,394	5,763	36.197	378.10	370.03	2.44	2.32	▲ 292	164	▲ 8.07	▲ 0.12			

本町内の各地区の配置は下図のとおりである。



資料：板野町及び平成 27 年度国勢調査

4. 産業の動向

平成 27 (2015) 年、平成 22 (2010) 年の国勢調査における板野町の労働人口の推移を表 1-5-4 に示す。

平成 27 (2015) 年における就業者数は 5,932 人で、平成 22 (2010) 年の 5,977 人と比べると 45 人減少している。

産業別就業者数では第三次産業が最も多く、次いで第二次産業である。また、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年における産業部門別就業者数の推移をみると、第一次・第二次産業では減少したが、第三次産業は増加した。

表 1-5-4 板野町における産業別（大区分）事業所数及び従業者数

市町村名	産業（3部門）別 15歳以上就業者数											
	平成 22 (2010) 年				平成 27 (2015) 年				平成 22 年～平成 27 年の増加数 (△は減少)			
	総数 ¹⁾	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数 ¹⁾	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数 ¹⁾	第一次産業	第二次産業	第三次産業
徳島県	347,093	29,377	81,147	223,375	342,906	28,086	80,079	223,895	△ 4,187	△ 1,291	△ 1,068	520
板野町	5,977	729	1,511	3,589	5,932	644	1,487	3,668	△ 45	△ 85	△ 24	79

注) 1)は、分類不能の産業を含む。

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（「令和元（2019）年度、平成 27（2015）年度 徳島県統計書」による。）

次に「平成 28 (2016) 年経済センサス活動調査」における本町の産業別事業所数及び従業者数を表 1-5-5 に示す。

事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「医療、福祉」となっている。従業者数は「医療、福祉」、「製造業」の順に多く、次いで「卸売業、小売業」となっている。

表 1-5-5 板野町における産業別事業所数及び従業者数※（平成 28 (2016) 年）

単位 事業所数：事業所、従業者数：人

総数		農林漁業		鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
485	4,700	6	101	1	20	53	430	45	900

電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
1	1	5	169	15	332	130	796	3	44

不動産業、物品賃貸業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		教育、学習支援業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
11	59	12	42	47	160	47	106	9	112

医療、福祉		複合サービス事業		サービス業（他に分類されないもの）	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
48	1,030	8	82	44	316

※「公務」を除く

資料：平成 28 (2016) 年経済センサス活動調査

（出典：「令和元（2019）年度徳島県統計書」）

5. 土地利用状況

本町の総面積及び課税地面積の内訳を表 1-5-6 に、地目別課税地面積割合を図 1-5-3 に示す。

町の総面積 36.22km²のうち、課税地面積は 18.92km²である。課税地のうち最も多くを占めるのが山林であり、面積は 7.23 km²と課税地全体の 38.2 パーセントを占める（町総面積の 19.9 パーセント）。田畑を併せた農業用地は課税地の 40.9 パーセント、宅地は 17.6 パーセントである。

表 1-5-6 板野町の総面積及び課税地面積

単位：km²

総面積	有租地面積									
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
36.22	18.92	5.08	2.66	3.34	0.06	7.23	0.00	0.02	0.53	0.00

令和 2（2020）年 1 月 1 日現在

出典：「令和元（2019）年度 徳島県統計書」

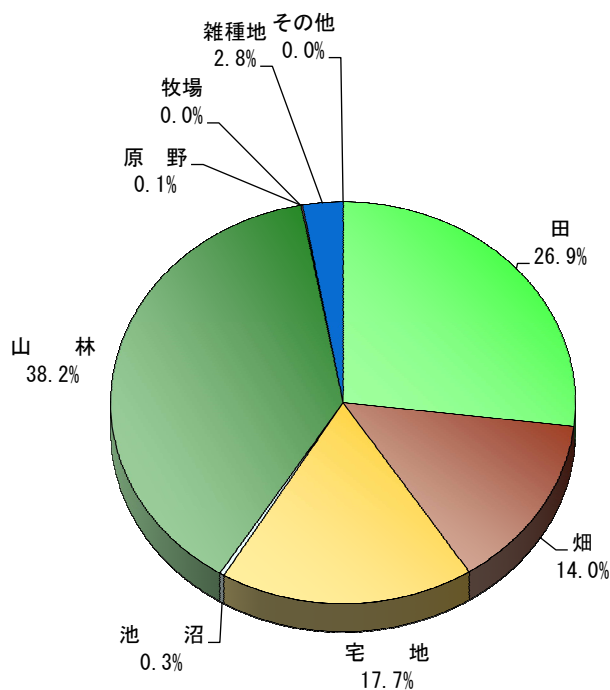


図 1-5-3 板野町における地目別課税地面積及び割合

6. 将来計画等

1) 板野町の計画

本町では、令和2（2020）年3月に「第五次板野町振興計画（基本構想・後期基本計画）」を策定し、多種多様な課題点に対する取組を進めている。

「第五次板野町振興計画」に示す本町の主要施策と具体的項目の概要を表1-5-7に示す。

この計画の中で、一般廃棄物に関する項目としては「循環型まちづくりの推進」、「上下水道事業の推進」が挙げられる。

現在の本町の一般廃棄物処理としてごみ処理では中央広域環境センターにおける溶融処理及び町での資源ごみ回収が行われており、住民団体による資源回収も資源化率の向上に寄与している。今後もこれらの体制を基本として、ごみ処理・資源回収を実施していく。

一方、生活排水対策としては、旧吉野川流域公共下水道の整備とそれ以外の地域での合併処理浄化槽の普及を推進しており、この方針を継続していく方針である。

表 1-5-7(1) 板野町の主要施策と具体的項目（基本計画）(1)

基本目標	主 要 施 策			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心な生活や暮らしを守る ・ 人が育ち、みんなでまちを創る ・ 活力と交流を生み出す 	<p>みんなで支え合う安心な暮らしの仕組みづくり</p>	<p>地域福祉の推進</p>	<p>福祉啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉教育の推進 ・ 障がい者等支援が必要な方への理解促進
			<p>福祉環境の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設のバリアフリー化 ・ サポートマップの整備・充実 ・ 公共施設及び用具等のユニバーサルデザイン化の推進 ・ 福祉施設の耐震化
			<p>地域ぐるみによる支援体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア人材の確保 ・ 世代間の繋がりの強化
			<p>社会保障制度の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の健全な運営 ・ 後期高齢者医療の適正な運営 ・ 国民年金制度の普及啓発と加入促進
		<p>保健・予防の充実</p>	<p>健康づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子の健康づくり ・ 生活習慣病予防の推進 ・ 健康増進事業の充実 ・ こころの健康づくり
			<p>健康づくりの協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりネットワークの充実 ・ 救急医療体制の充実
		<p>子育て支援の充実</p>	<p>子育てに関する計画策定と推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画の推進 ・ 放課後子ども総合プランの策定
			<p>子育てしやすい環境整備や受け入れ体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子の健康支援 ・ 子どもの健全育成の支援 ・ 生きる力を育む教育の充実 ・ 地域ぐるみ子育ての推進 ・ 子育て世代の定住化促進支援 ・ 預かり保育事業の拡充 ・ 虐待防止ネットワークの充実 ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
			<p>子育て家庭への各種支援制度の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども子育て支援サービスの充実 ・ かかわりが必要な親子への支援体制の充実 ・ 子育て家庭への経済的支援の拡充 ・ 多子世帯への保育園・幼稚園の費用負担の軽減 ・ 就学前教育の無償化
		<p>高齢者福祉の充実</p>	<p>高齢者の日常生活への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の見守りの充実 ・ 生活支援サービスの充実 ・ 買い物弱者支援体制の充実
			<p>要配慮者対策等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者支援活動の推進 ・ 介護保険事業の推進 ・ 介護予防の推進
			<p>支援体制の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の活動支援 ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ ボランティア組織の育成・支援
			<p>社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいづくり・社会参加の促進 ・ 高齢者交流サロンの推進
			<p>高齢者福祉施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームの施設補修整備 ・ 養護老人ホームの施設運営の検討
		<p>障がい者福祉の充実</p>	<p>生活支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の充実 ・ 早期発見・早期対応の促進 ・ 障がい者の生活支援や家族支援の充実
			<p>自立と社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育支援 ・ 就労支援 ・ 社会参加の促進

資料：「第五次板野町振興計画〈基本構想・広域基本計画〉（令和2（2020）年3月）」

表 1-5-7(2) 板野町の主要施策と具体的項目（基本計画）(2)

基本目標	主 要 施 策		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心な生活や暮らしを守る ・ 人が育ち、みんながまちを創る ・ 活力と交流を生み出す 	安全で美しい田園空間づくり	適切な土地利用の推進	計画的なまちづくりの推進 ・ 国土要計画による総合的な土地利用の推進と調整 ・ 農業振興地域整備計画書の見直し
		防災・防犯体制の向上	防災体制の向上 ・ 地域防災計画の充実 ・ 消防防災危機管理体制の充実・強化 ・ 健康機器等の管理対策の強化 ・ 自主防災組織の整備と防災リーダーの育成及び防災訓練の充実 ・ 消防団活動の推進 ・ 災害時相互応援体制の充実 ・ 災害時の業務継続体制及び受援体制の整備 ・ 災害時避難場所として町有地の有効活用 ・ 災害時学校給食センターの食糧供給基地としての活動
		防災・防犯体制の向上	防災まちづくりの推進 ・ 消防防災施設の整備 ・ 防災マップの周知・啓発と防災案内版の設置 ・ 公共施設耐震化の推進 ・ 防災情報の内容及び提供手段の充実 ・ 木造住宅耐震診断・改修の促進
		防災・交通安全体制の充実	防犯・交通安全体制の充実 ・ 防犯連絡体系の整備・強化 ・ 防犯協力団体育成 ・ 地域防犯活動の実施 ・ 交通安全啓発活動の実施 ・ 交通安全運動団体の育成
		治山・治水の推進	治山・治水の推進 ・ 砂防・防災ダムの建設及び維持補修 ・ 河川改修 ・ 山地防災パトロールの実施
		循環型まちづくりの推進	循環型社会の形成 ・ リサイクルまちづくり運動の展開 ・ 不法投棄防止対策の強化 ・ ISO 環境マネジメントシステムの採用 ・ 広域処分場整備の推進 ・ 旧板野町環境センター施設の有効利用 ・ 公共施設への太陽光システムの導入促進
		公害防止と地球環境への取り組み	公害防止と地球環境への取り組み ・ 森林保全 ・ 公害監視体制の強化 ・ 地球温暖化への取り組み ・ 環境イベントの実施 ・ 「道の駅」の整備（水素ステーション）
		し尿処理施設の整備・充実	し尿処理施設の整備・充実 ・ し尿処理施設の点検整備 ・ 浄化槽設置整備の推進
		上下水道事業の推進	上下水道事業の推進 ・ 上水道の安定供給 ・ 上水道施設の耐震対策の実施 ・ 下水道工事に伴う上水道施設の布設替え ・ 老朽配水管の更新 ・ 災害時相互応援に対する準備 ・ 上水道事業の健全な運営
		下水道事業の推進	下水道事業の推進 ・ 下水道施設建設整備の推進 ・ 下水道加入促進対策の充実 ・ 下水道事業の健全な運営

資料：「第五次板野町振興計画〈基本構想・広域基本計画〉（令和2（2020）年3月）」

表 1-5-7(3) 板野町の主要施策と具体的項目（基本計画）(3)

基本目標	主 要 施 策			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心な生活や暮らしを守る ・ 人が育ち、みんながまちを創る ・ 活力と交流を生み出す 	連携強化による産業づくり	農業の振興	計画的農業の推進	・ 農業振興地域整備計画の見直し〈再掲〉
			基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤の整備及び保護 ・ 林道の整備及び保護 ・ ため池の整備及び保護
			地域振興作物の推進	・ 地域振興作物の推進
			食育と連携した農業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進基本計画の策定 ・ 町内農業生産物での学校給食献立実施 ・ 六次産業化の推進
			農業の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手対策 ・ 新規就農者に対する支援
			遊休農地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業希望者への貸付制度の拡充 ・ 体験農業の場としての活用 ・ 耕作放棄地の効果的運用
			被害防止対策	・ 鳥獣被害防止対策
		商工業の振興	商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の環境整備 ・ 商業活性化事業の推進 ・ 買い物弱者支援体制の充実（再掲） ・ 商工団体の育成強化 ・ 特産品開発への支援
			企業誘致の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地基盤の整備 ・ 企業誘致活動の強化・充実
			消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談業務の充実 ・ 消費者意識の向上
		観光の振興	観光資源のPR促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特有資源の発掘 ・ 歩きたくなる道の整備・充実 ・ インターネット等を活用した町の魅力発信
			施設の充実と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ あせび公園の整備・活用 ・ あせび温泉の活用 ・ 観光案内の充実 ・ 歴史文化公園の活用 ・ 「道の駅」の整備（地域振興施設・高速バス停留所）
			受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域観光の連携推進 ・ 外国人観光客への対応強化
			観光地運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会の育成 ・ あさんライブミュージアムの運営検討
		基幹産業のブランド化と産官学の交流促進	基幹産業のブランドづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業市場の活用及び販路拡大 ・ 農業特産物づくりの推進 ・ 地場製品の加工特産品づくり ・ 六次産業化の推進（再掲）
産官学交流ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間及び異業種間交流の促進 ・ 大学と連携したまちづくり ・ 産業活動情報ネットワークの検討 			
就労対策の強化	・ 関係機関と連携した雇用促進の情報提供			

資料：「第五次板野町振興計画〈基本構想・広域基本計画〉（令和2（2020）年3月）」

表 1-5-7(4) 板野町の主要施策と具体的項目（基本計画）(4)

基本目標	主 要 施 策			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心な生活や暮らしを守る ・ 人が育ち、みんなでまちを創る ・ 活力と交流を生み出す 	人・もの・情報が集う都市基盤づくり	市街地環境の整備	駅周辺の整備 市街地内の安心して楽しく歩ける歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板野駅周辺の整備 ・ 街路灯、防犯灯の整備 ・ 歩道の整備 ・ フラワーポットによる花と緑の演出
			サイン計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内・誘導標識の点検・整備 ・ まちの個性化を含めた看板・標識等のデザイン検討
			定住・移住のための住環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代への住環境の整備 ・ 移住・Iターン等のサポート体制の構築
		道路・交通機能の充実	高速道路や広域幹線道路の整備促進と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道の全線複線化の促進協力 ・ 広域幹線道路の整備 ・ 高松自動車道・板野 IC の活用
			生活道の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町道の整備・充実 ・ 交通安全施設の整備 ・ 橋梁長寿命化修繕計画の推進
			公共交通機関利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの運行維持のための補助支援 ・ 公共交通利用意識啓発の推進
	公共空間の整備・促進	公共空間の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間の美化の推進 ・ 地区美化浄化活動の実施と支援 ・ 小規模地区公園の充実 ・ 街路樹での街の魅力づくり 	
		公共施設の維持、向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のバリアフリー化の推進 ・ 町営住宅耐震対策計画の策定 ・ 町営住宅の環境整備 ・ 指定管理者制度の活用と検証 	
	学びと文化が香るまちづくり	人権の尊重と共生社会の形成	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・啓発の推進 ・ 人権擁護活動の強化
			男女共同参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進事業
			多文化共生のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互理解の推進 ・ 国際交流の支援
		児童・生徒の教育環境の整備充実	児童育成環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・児童館の整備充実 ・ 幼稚園の環境整備 ・ 幼児教育の充実 ・ 親子がふれあうイベントの充実 ・ まちを知る副読本の制作 ・ 事故防止や安全対策の強化 ・ 通学路の整備 ・ 認定こども園の検討 ・ まちの自然を子育てに活用
			学校教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設の整備 ・ 教育内容の充実 ・ 国際理解教育の推進 ・ いじめ・不登校対策の強化 ・ 不審者対策の充実 ・ 学校施設の開放 ・ 学校教育の充実
			進学・進路対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金新制度の充実

資料：「第五次板野町振興計画〈基本構想・広域基本計画〉（令和2（2020）年3月）」

表 1-5-7(5) 板野町の主要施策と具体的項目（基本計画）(5)

基本目標	主 要 施 策			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心な生活や暮らしを守る ・ 人が育ち、みんながまちを創る ・ 活力と交流を生み出す 	<p>学びと文化が香るまちづくり</p>	<p>生涯学習・生涯スポーツの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館や公民館での学習機会の充実 ・ 読書活動の促進 ・ 社会教育施設の整備・充実 ・ 社会教育団体の養成 ・ 文化・芸術意識の高揚 ・ IT学習機会の提供 ・ 学校給食センターの地域の食育推進施設としての活用 	
		<p>体育・スポーツの振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツ振興計画の策定 ・ スポーツ施設の整備・充実 ・ ウォーキング、ジョギング、ラジオ体操等による健康づくりの促進 ・ ハイキングコースの整備 ・ スポーツ団体の育成 ・ 総合型地域スポーツクラブの育成支援 ・ あさんウォーキングフェスタ in いたのの継続開催 ・ 徳島ヴォルティスの支援と連携促進 	
		<p>歴史・文化の継承と創造</p>	<p>歴史・文化施設の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩きたくなる道の整備・充実 ・ 彩の館の有効利用
			<p>歴史・文化的資源の保存・継承・情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護意識の啓発 ・ 伝統文化・芸能の保存と継承 ・ ふるさと巡回バスの充実 ・ 童謡・わらべ歌の継承 ・ 地域資源の情報発信力の強化
			<p>多彩な文化活動の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術・文化振興団体の育成 ・ 文化・芸術活動の発表機会の充実 ・ 趣味の講座の開催促進 ・ 文化の館の充実と利用促進
		<p>協働によるまちづくり</p>	<p>地域コミュニティの活性化</p>	<p>コミュニティ活動基盤の整備</p>
	<p>コミュニティ活動の促進</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代・新たな住民が参加しやすい地域活動の推進 ・ 住民参加意識の啓発活動 ・ 青少年の健全育成運動の推進
	<p>多種交流の促進</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流ができる機会や場の整備 ・ 婚活支援の充実
	<p>信頼される役場づくりと行財政改革の推進</p>		<p>開かれた役場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町行財政情報の提供と充実 ・ まちづくりへの住民参加 ・ 電子自治体の指針と個人情報の保護 ・ 収納サービスの向上 ・ 説明責任の推進 ・ 窓口サービスの充実 ・ 行政相談体制の充実
			<p>効率的・効果的な行政運営体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織・機構の見直し ・ 人材の育成 ・ 事務事業の見直し ・ 社会保障・税番号制度の対応 ・ “地域おこし協力隊”等の地域外の人材活用
	<p>健全な財政運営の向上</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期財政計画の適正な運用 ・ 次週財源の確保と収納率の向上 ・ 財務会計システムの効果的運用 ・ ふるさと納税制度の充実 ・ ネーミングライツ制度の推進 	
	<p>広域行政の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村との広域連携強化 ・ “自治体クラウド”共同利用化の推進 		

資料：「第五次板野町振興計画〈基本構想・広域基本計画〉（令和2（2020）年3月）」

2) 県、国による計画

本町を流れる旧吉野川では、平成 16 年 10 月の台風 23 号でにおいて、中・上流部を中心に川沿いの無堤地区で浸水被害が発生した。旧吉野川は、旧堤防が残り、はん濫の拡大防止に一部寄与しているものの、洪水、高潮によるはん濫被害の防止に向け、堤防の整備が急務となっている。また、旧吉野川に設置された橋梁の中には、洪水の流下を阻害するものが多く、改築等の措置が必要とされている。

このため、国土交通省では平成 21 年 8 月に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、河川の増水による洪水や堤防からの漏水及び大規模地震への対応等各課題に取り組むこととしている。

平成 29 (2017) 年 12 月には、「吉野川水系河川整備計画」の見直しが行われ、従来から実施している無堤部対策等の河川整備に加え、堤防の侵食対策、大規模地震・津波対策及び施設の能力を上回る洪水への対応等について、地域とともに進めていくとされている。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

1. ごみの種類別発生量

1) 収集人口、ごみ排出量

平成28(2016)～令和2(2020)年度の5年間におけるごみ収集人口及びごみ排出量の実績を表2-1-1及び図2-1-1に示す。

計画収集人口(=総人口)は、平成28(2016)年度では13,686人であったが、令和2(2020)年度では13,394人となっている。

また、ごみ総排出量は緩やかに減少しており、令和2(2020)年度では4,565トンとなっている。

令和2(2020)年度における総排出量の内訳は、計画収集量が4,313トン、直接搬入量が137トン、集団回収量が115トンとなっている。計画収集量は減少傾向、直接搬入量は平成30(2018)年度以降増加傾向、集団回収量は減少傾向となっている。

表2-1-1 板野町のごみ収集人口及びごみ排出量実績(平成28(2016)～令和2(2020)年度)

年 度	総人口 (人)	ごみ総排出量※			
		(t/年)	計画 収集量 (t/年)	直接 搬入量 (t/年)	集団 回収量 (t/年)
平成28年度 (2016)	13,686	4,724	4,453	128	143
平成29年度 (2017)	13,619	4,678	4,415	122	141
平成30年度 (2018)	13,568	4,671	4,414	126	131
令和元年度 (2019)	13,480	4,647	4,392	129	126
令和2年度 (2020)	13,394	4,565	4,313	137	115

※ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

資料:「一般廃棄物処理実態調査結果(平成28(2016)～令和元(2019)年度
環境省)」及び板野町資料による

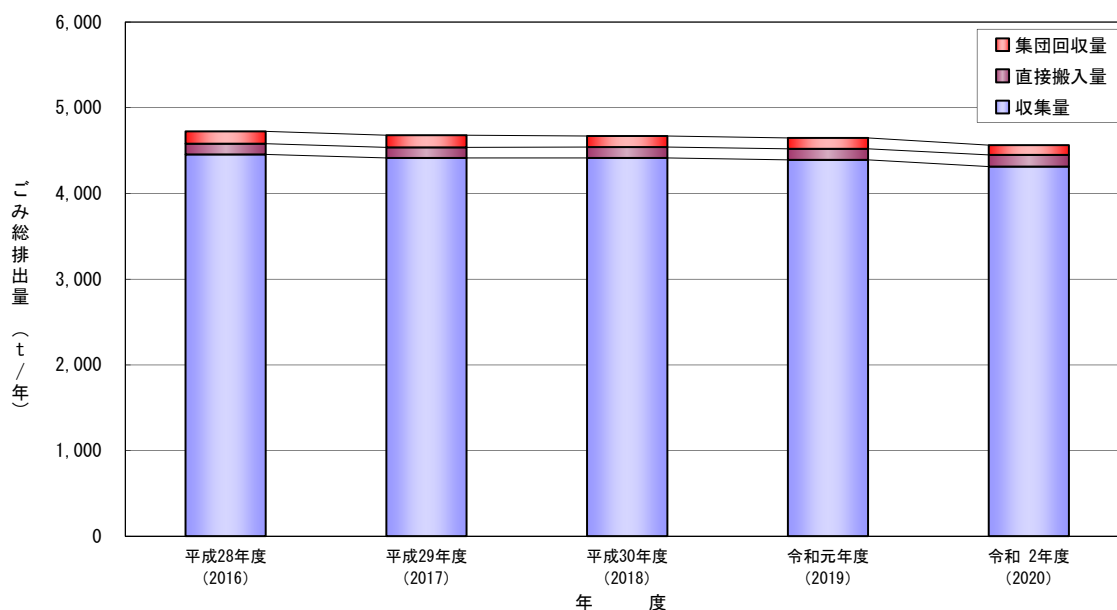


図2-1-1 板野町のごみ総排出量実績(平成28(2016)～令和2(2020)年度)

2) 家庭系ごみと事業系ごみ

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度の 5 年間における搬入ごみ実績 (収集量+直接搬入量) について、家庭系ごみと事業系ごみに分けたものを表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示す。

家庭系ごみ搬入量は平成 30 (2018) 年度にやや増加したが、5 年間でみると減少傾向にある。一方、事業系ごみは増減を繰り返していたが、令和元 (2019) ～令和 2 (2020) 年度は大きく減少となっている。

表 2-1-2 板野町の家庭系ごみと事業系ごみの搬入量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	搬入量 (家庭系ごみ+事業系ごみ) ※		
	(t/年)	家庭系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)
平成 28 年度 (2016)	4,581	3,690	891
平成 29 年度 (2017)	4,537	3,645	892
平成 30 年度 (2018)	4,540	3,655	885
令和元年度 (2019)	4,521	3,632	889
令和 2 年度 (2020)	4,450	3,604	846

※搬入量 (家庭系ごみ+事業系ごみ) = (収集量+直接搬入量)
 集団回収量を除く

資料: 「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度 環境省)」及び板野町資料による

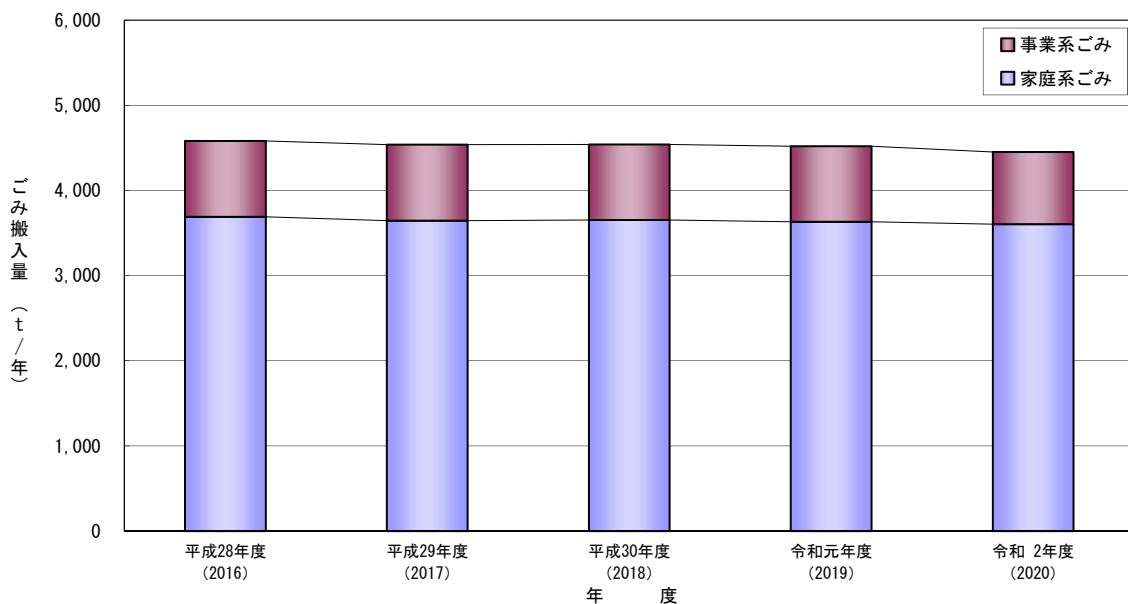


図 2-1-2 板野町の家庭系ごみと事業系ごみの搬入量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

3) ごみ収集区分別の搬入量

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度の 5 年間におけるごみ搬入量について、収集区分別にまとめたものを表 2-1-3 及び図 2-1-3 に示す。

収集量は可燃ごみが最も多く、令和 2 (2020) 年度では 4,008 トンとなっており、全搬入ごみ量の約 90 パーセントを占めるが、収集量は平成 30 (2018) 年度まで増減を繰り返していたが、その後は減少傾向となっている。また、収集量では、資源ごみも増減があるものの 5 年間では減少しているが、不燃ごみは増加している。

直接搬入量は、平成 29 (2017) 年度以降増加しており、令和 2 (2020) 年度における直接搬入量は 137 トンであった。

表 2-1-3 板野町のごみ収集区分別の搬入量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	ごみ搬入量 (収集量+直接搬入量)					
	(t/年)	収集量 (可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ)*				直接搬入量 (t/年)
		(t/年)	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	
			①委託 ②許可 (t/年)	①委託 ②許可 (t/年)	①委託 ②許可 (t/年)	
平成 28 年度 (2016)	4,581	4,453	4,121	45	287	128
平成 29 年度 (2017)	4,537	4,415	4,111	41	263	122
平成 30 年度 (2018)	4,540	4,414	4,118	43	253	126
令和元年度 (2019)	4,521	4,392	4,099	43	250	129
令和 2 年度 (2020)	4,450	4,313	4,008	47	258	137

※ 収集量の各項目の下段は、収集形態を示し、区分は①家庭系ごみ ②事業系ごみである。
 また、表の名称と鳴門市の収集区分との読み替えは以下のとおりである。
 可燃ごみ… (板野町) 燃やせるごみ
 不燃ごみ… (板野町) 小型複合ごみ
 資源ごみ… (板野町) びん類、缶類、古紙類、紙パック、ペットボトル、布類、廃食用油
 資料: 「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度環境省)」
 及び板野町資料による

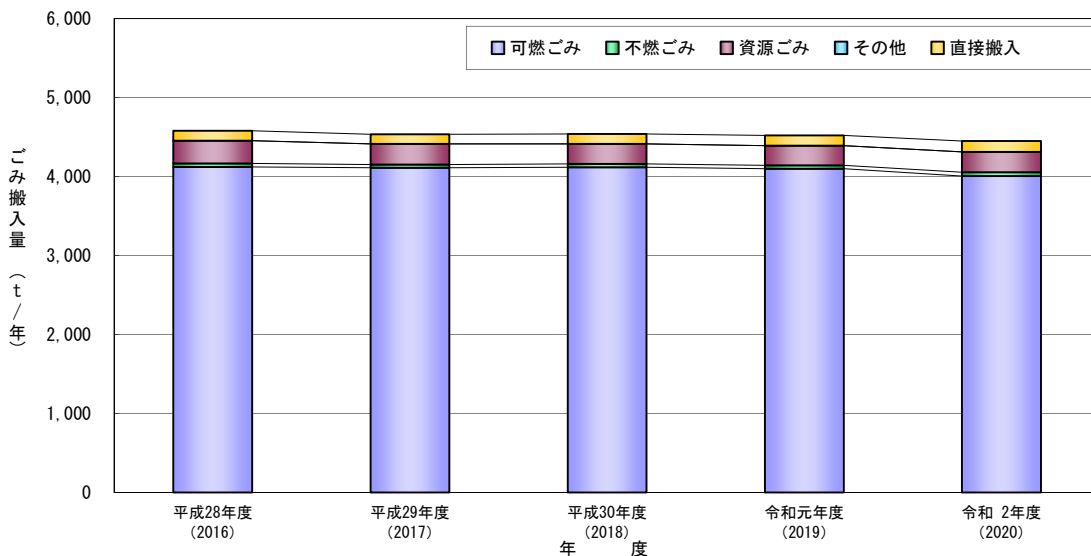


図 2-1-3 板野町のごみ収集区分別の搬入量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

2. ごみ処理量

本町のごみ処理は、大きく焼却処理（焼却・溶融処理）、焼却以外の中間処理（資源化処理）に分けられる。ここでは、各処理量の実績について述べる。

1) ごみ処理量全体

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における本町のごみ処理量を表 2-1-4 及び図 2-1-4 に示す。

直接焼却（溶融）量は、収集可燃ごみに等しく、増減があるが、平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度の 5 年間では減少している。令和 2 (2020) 年度における処理量のうち、直接焼却（溶融）量は 4,008 トンであり、処理量全体の約 90 パーセントを占める。直接焼却（溶融）量に次いで多いのは直接資源化量で、令和 2 (2020) 年度は 387 トンとなっており、平成 30 (2018) 年度以降増加傾向となっている。

一方、焼却以外の中間処理量は、平成 28 (2016) 年度以降減少傾向であったが、令和 2 (2020) 年度は 55 トンと前年度に比べ増加した。

表 2-1-4 板野町のごみ処理量実績（平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度）

年 度	処理量 (直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)				
	(t/年)	直接 焼却(溶融)量 (t/年)	焼却以外の 中間処理量 (t/年)	直接 資源化量 (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	4,581	4,121	69	391	0
平成 29 年度 (2017)	4,537	4,111	60	366	0
平成 30 年度 (2018)	4,540	4,118	51	371	0
令和元年度 (2019)	4,521	4,099	51	371	0
令和 2 年度 (2020)	4,450	4,008	55	387	0

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度環境省）」
及び板野町資料による

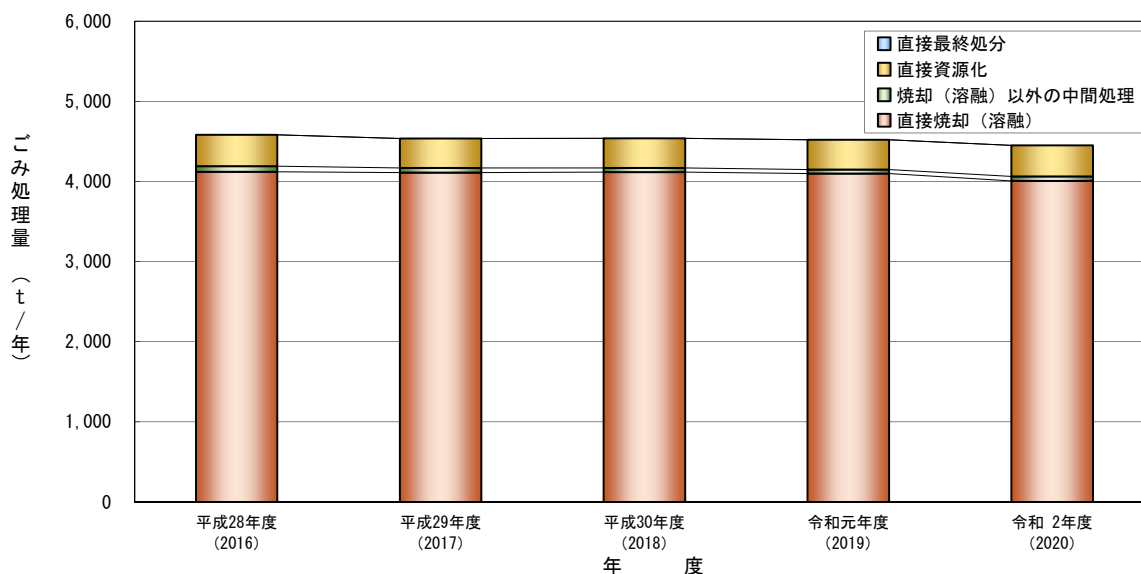


図 2-1-4 板野町のごみ処理量実績（平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度）

2) 焼却（溶融）処理量

平成 28（2016）～令和 2（2020）年度における本町の焼却（溶融）処理量を表 2-1-5 及び図 2-1-5 に示す。

焼却（溶融）処理量は、多くを占める直接焼却（溶融）量が減少基調となっており、さらに中間処理後焼却（溶融）量も減少している。令和 2（2020）年度の焼却（溶融）処理量は 4,061 トンであった。

表 2-1-5 板野町の焼却（溶融）処理量実績（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

年 度	焼却（溶融）処理量 （直接焼却（溶融）量＋中間処理後焼却（溶融）量）		
	(t/年)	直接 焼却（溶融）量 (t/年)	中間処理後 焼却（溶融）量 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	4,183	4,121	62
平成 29 年度 (2017)	4,164	4,111	53
平成 30 年度 (2018)	4,166	4,118	48
令和元年度 (2019)	4,147	4,099	48
令和 2 年度 (2020)	4,061	4,008	53

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28（2016）～令和元（2019）年度 環境省）」及び板野町資料による

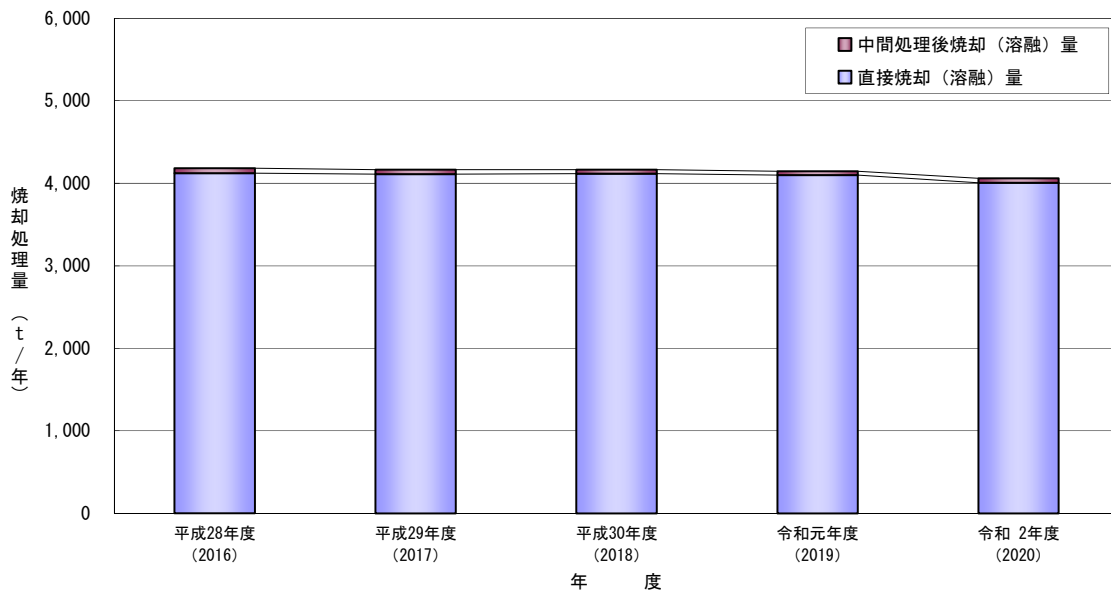


図 2-1-5 板野町の焼却処理量実績（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

3) 資源化量

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における資源化量を処理方法別にまとめたものを表 2-1-6 及び図 2-1-6 に示す。

令和 2 (2020) 年度において、資源化量で最も多いのは溶融スラグであり、これに紙類、金属類が続く。

現在の資源化形態は、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、廃食用油、その他(蛍光管、水銀含有ごみ)が収集後、町から直接資源化事業者への供出としている。また、溶融処理により生成する金属類、溶融スラグも資源化している。これらに加えて、集団回収により紙類、金属類、ガラス類、布類が資源として回収されている。

資源化量は平成 28 (2016) ～29 (2017) 年度は増加したが、その後減少し、令和 2 (2020) 年度は増加に転じ、平成 28 (2016) 年度に近い水準となっている。令和 2 (2020) 年度の資源化量は 895 トンである。また、ごみ総排出量 (4,565 トン) に対する資源化率は 19.6 パーセントである。

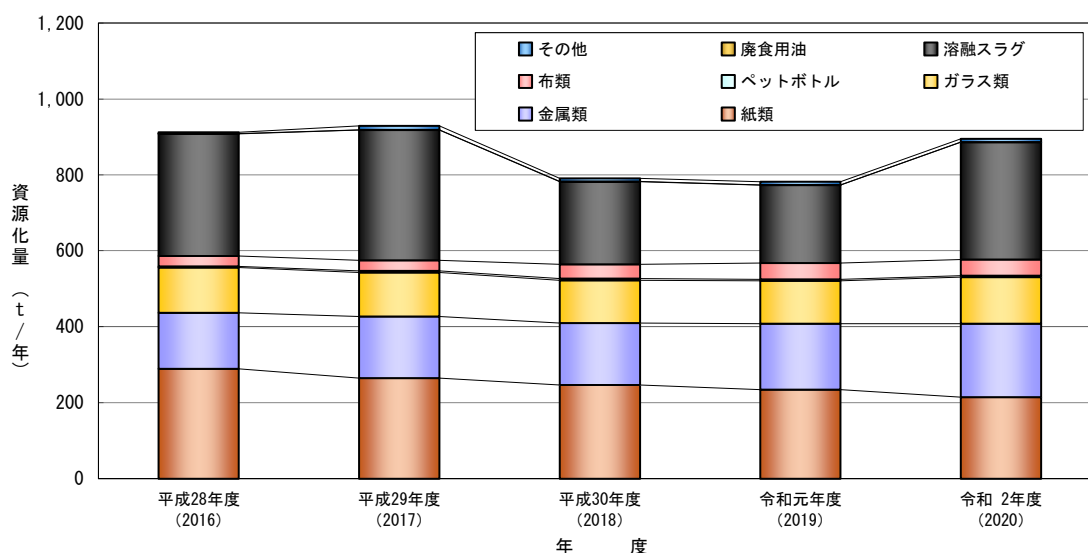


図 2-1-6 板野町の資源化量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

表 2-1-6 板野町の資源化量実績（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

年 度	資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）									資源化率 （%）
	(t/年)	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペット ボトル (t/年)	布類 (t/年)	溶融 スラグ (t/年)	廃食用油 (t/年)	その他 (t/年)	
平成 28 年度 (2016)	912	289	148	119	3	27	322	1	3	19.3
平成 29 年度 (2017)	929	265	162	116	4	28	343	1	10	19.9
平成 30 年度 (2018)	791	247	163	112	5	38	217	1	8	16.9
令和元年度 (2019)	782	234	174	113	4	43	205	1	8	16.8
令和 2 年度 (2020)	895	215	193	123	4	42	309	1	8	19.6

年 度	直接資源化量 （紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋布類＋廃食用油＋その他）							
	(t/年)	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペット ボトル (t/年)	布類 (t/年)	廃食用 油 (t/年)	その他 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	391	171	82	110	3	21	1	3
平成 29 年度 (2017)	366	148	81	107	4	22	1	3
平成 30 年度 (2018)	371	137	87	105	5	32	1	4
令和元年度 (2019)	371	131	90	105	4	36	1	4
令和 2 年度 (2020)	387	123	106	113	4	36	1	4

年 度	中間処理後再生利用量 （金属類＋溶融スラグ＋その他）			
	(t/年)	金属類 (t/年)	溶融 スラグ (t/年)	その他 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	378	56	322	0
平成 29 年度 (2017)	422	72	343	7
平成 30 年度 (2018)	289	68	217	4
令和元年度 (2019)	285	76	205	4
令和 2 年度 (2020)	393	80	309	4

年 度	集団回収量 （紙類＋金属類＋ガラス類＋布類）				
	(t/年)	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス 類 (t/年)	布類 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	143	118	10	9	6
平成 29 年度 (2017)	141	117	9	9	6
平成 30 年度 (2018)	131	110	8	7	6
令和元年度 (2019)	126	103	8	8	7
令和 2 年度 (2020)	115	92	7	10	6

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28（2016）～令和元（2019）年度環境省）」及び板野町資料による

4) 最終処分量

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における最終処分量をまとめたものを表 2-1-7 及び図 2-1-7 に示す。

最終処分量は、全て焼却残渣である。

最終処分量は、減少傾向となっているが、平成 29 (2017) ～30 (2018) 年度に大きく減少している。令和 2 (2020) 年度における最終処分量は 8 トンとなっている。これはごみ搬入量 (4,450 トン) の約 0.2 パーセントである。

表 2-1-7 板野町の最終処分量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	最終処分量 (直接最終処分量+焼却(溶融)残渣量+焼却以外の中間処理残渣量)			
	直接 最終処分量 (t/年)	焼却(溶融) 残渣量 (t/年)	焼却以外の 中間処理 残渣量 (t/年)	焼却以外の 中間処理 残渣量 (t/年)
平成 28 年度 (2016)	28	—	28	—
平成 29 年度 (2017)	22	—	22	—
平成 30 年度 (2018)	9	—	9	—
令和元年度 (2019)	8	—	8	—
令和 2 年度 (2020)	8	—	8	—

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度 環境省)」及び板野町資料による

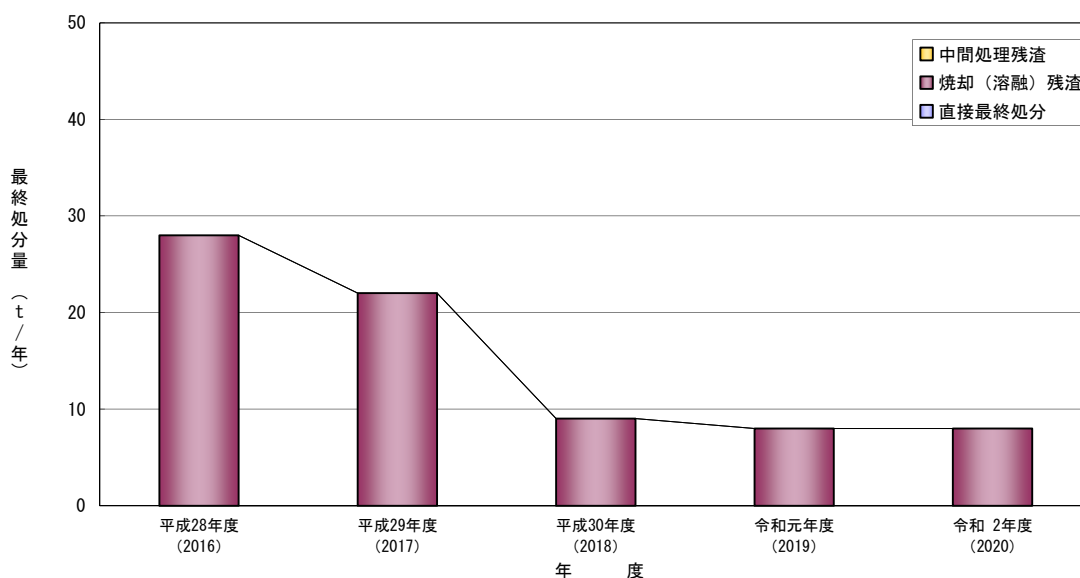


図 2-1-7 板野町の最終処分量実績 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

5) ごみ処理フロー

ごみの区分ごとの搬入量及び処理量をもとに令和2（2020）年度における本町のごみ処理フローを図2-1-8に示す。

収集ごみ及び直接搬入ごみを合わせた4,450トン、可燃ごみ4,008トンが中央広域環境センターに搬入し、溶融処理される。不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、収集及び直接搬入により、板野町環境センターで集積している。資源ごみを資源化事業者へ供出し、不燃ごみ、粗大ごみは一次選別の後、中央広域環境センターの粗大ごみ処理設備で破碎処理され、資源化されている。溶融処理で生成した残渣は（一財）徳島県環境整備公社徳島東部処分場で埋立処分している。

溶融処理後回収した金属類、溶融スラグ等、集団回収を併せた資源化量は895トンであり、総排出量4,565トンの19.6パーセントである。

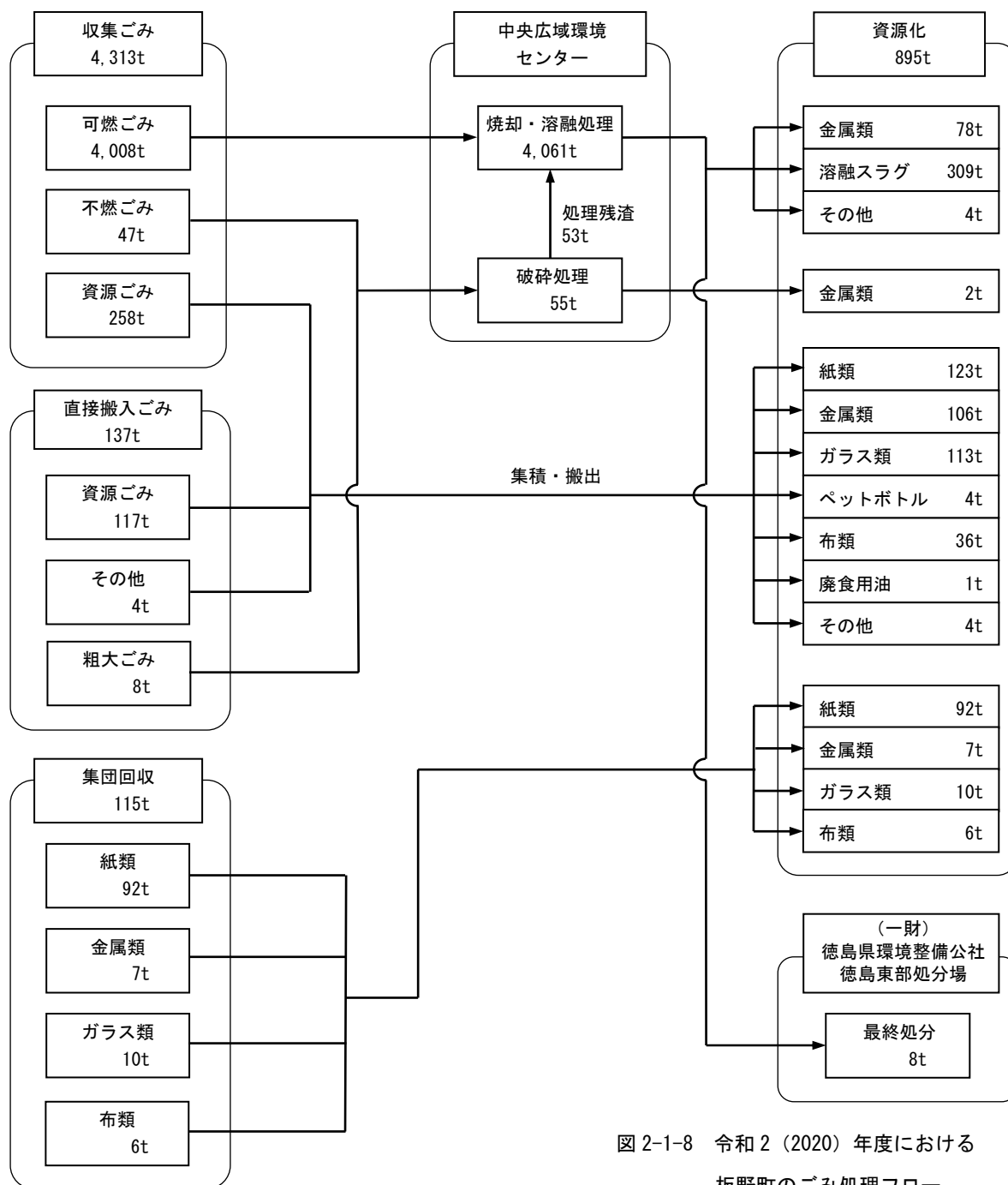


図2-1-8 令和2（2020）年度における板野町のごみ処理フロー

3. ごみの性状

ごみの性状については、焼却（溶融）処理施設による焼却（溶融）ごみのごみ質及び本町からの品目別資源化量によりそれぞれ明らかになっている。

ここでは、それらについて述べる。

1) 焼却（溶融）処理施設におけるごみ質

本町のごみ焼却（溶融）処理は、中央広域環境センターで行われている。

中央広域環境センターごみピット内のごみ質を分析した結果を表 2-1-8 及び図 2-1-9(1)～2-1-9(2)に示す。

平成 28(2016)～令和 2(2020)年度におけるごみ質は、三成分割合では、平成 30(2018)年度までは水分が上昇する傾向にあったが、それ以降は減少傾向が続いており、可燃分が増加している。

物理的組成では、紙・布類の占める割合が高く、概ね増加傾向にある。紙・布類に次いで多いのは、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類であるが、こちらの割合は 5 年間で減少傾向となっている。これら以外では、厨芥類の割合が平成 29(2017)年度以降増加傾向にある。

発熱量は、可燃分の傾向と同様に平成 30(2018)年度まで低下傾向にあったが、それ以降は上昇傾向となっている。

表 2-1-8 中央広域環境センターごみピット内のごみ質（三成分、物理的組成、発熱量）
（平成 28(2016)～令和 2(2020)年度 年度別平均値）

項 目		単 位	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
三 成 分	水分	%	42.49	46.86	53.01	48.09	46.83
	可燃分	%	52.33	48.54	42.27	46.67	48.66
	灰分	%	5.18	4.60	4.72	5.24	4.51
見かけ比重		kg/m ³	121	104	125	123	120
物 理 的 組 成 ※	紙・布類	%	48.17	49.79	50.00	49.07	52.77
	木・竹・わら類	%	5.95	10.77	9.41	7.33	5.59
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	37.09	32.68	30.11	32.00	31.45
	厨芥類	%	5.89	4.85	5.66	5.85	7.37
	不燃物類	%	1.59	0.76	0.73	1.13	1.17
	その他	%	1.31	1.15	4.10	4.62	1.65
発 熱 量	高位発熱量	KJ/kg	13,070	12,120	10,460	11,690	12,170
	低位発熱量	KJ/kg	11,060	10,070	8,370	9,730	10,195
	低位発熱量(計算値)	KJ/kg	8,800	7,960	6,640	7,570	7,985

※物理的組成は乾燥ごみにおける組成とする。

資料：中央広域環境施設組合資料による

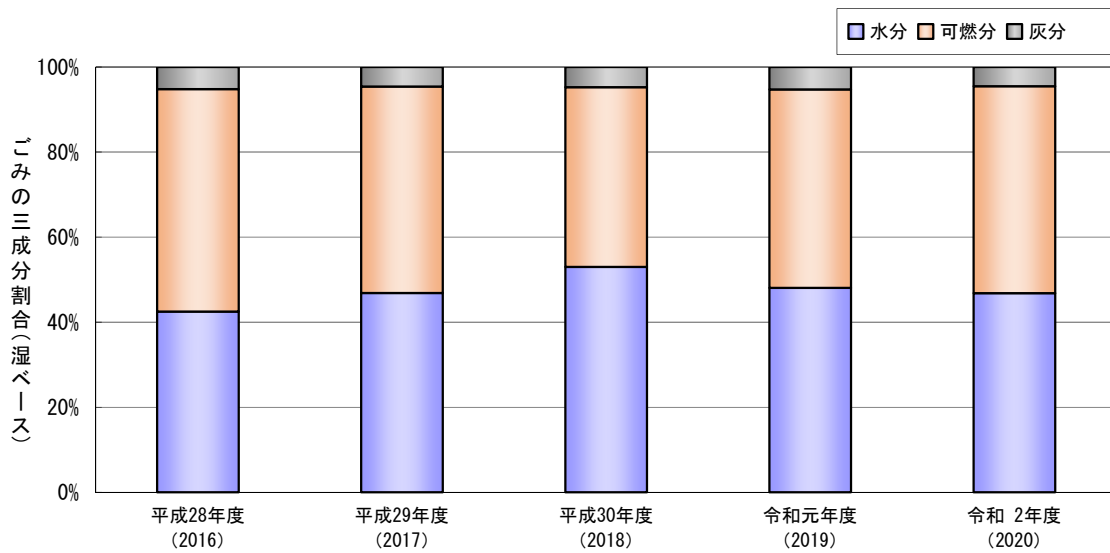


図 2-1-9(1) ごみの三成分の年間平均値の推移
(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)

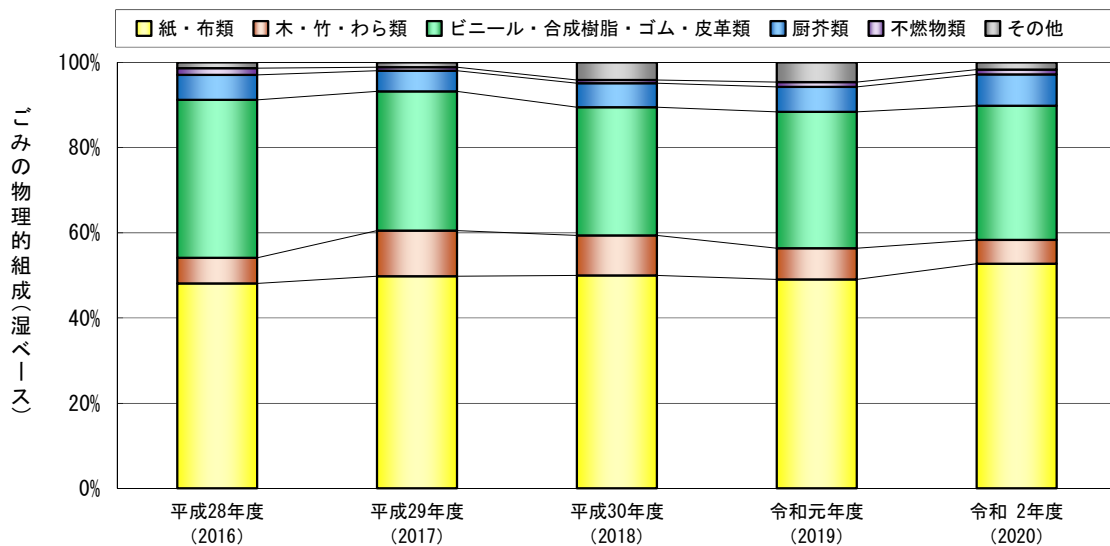


図 2-1-9(2) ごみの物理的組成の年間平均値の推移
(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)

2) 資源化物の組成割合

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における中間処理後資源化量（溶融処理生成物（溶融処理後回収金属、溶融スラグ、その他）を除く）及び集団回収量を合わせた資源化物の組成割合を表 2-1-9 及び図 2-1-10 に示す。

資源化物に占める割合では、紙類が最も多く、これにガラス類、金属類が続いている。年度間の推移をみると、紙類の割合が低下しており、ガラス類、金属類、布類の割合が上昇している特徴がみられる。

表 2-1-9 資源化物（焼却・溶融処理生成物を除く）の組成割合
（平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度）

単位：%

品 目	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
紙類	53.40	51.60	48.90	46.80	42.70
金属類	18.20	18.80	19.40	20.20	22.80
ガラス類	22.00	22.60	22.20	22.60	24.40
ペットボトル	0.60	0.80	1.00	0.80	0.80
プラスチック類	—	—	—	—	—
布類	5.00	5.40	7.50	8.60	8.30
廃食用油	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
その他*	0.60	0.60	0.80	0.80	0.80
計	100	100	100	100	100

*その他：乾電池、蛍光灯、体温計等

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度環境省）」及び板野町資料による

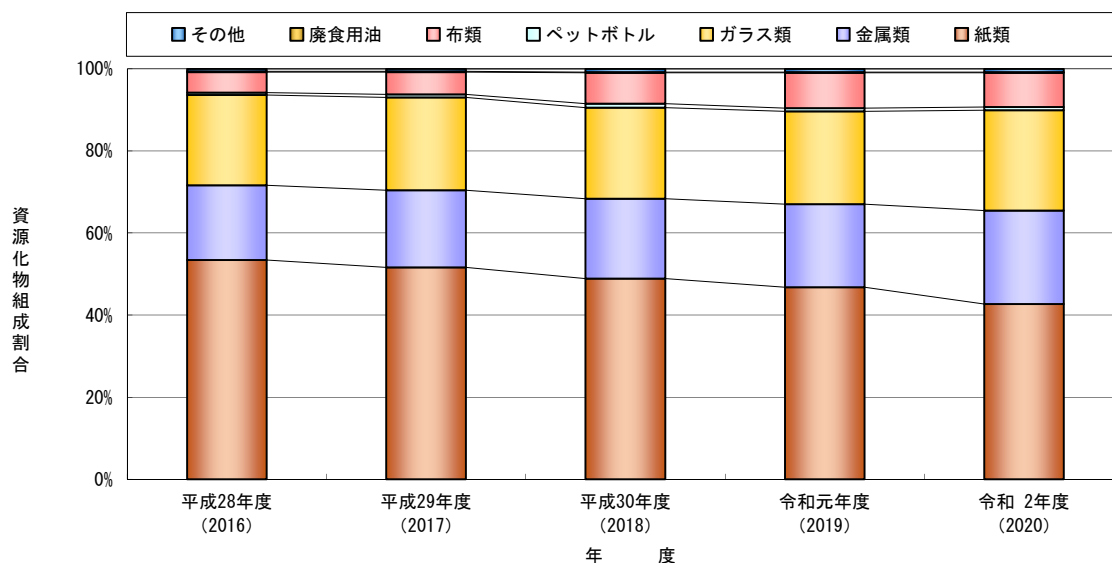


図 2-1-10 資源化物（焼却・溶融処理生成物を除く）の組成割合（平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度）

4. 温室効果ガス排出量

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度において、本町のごみ処理に関する活動量より算出した温室効果ガス排出量を表 2-1-10 に示す（算出根拠は参考資料参照）。

ごみ処理における温室効果ガス排出は、

- ①収集運搬過程 : 燃料の使用
- ②中間処理過程 : 焼却処理における助燃材の使用、廃棄物の燃焼、電気の使用
- ③廃棄物の直接最終処分 : 埋立作業による燃料の使用、電気の使用、廃棄物の分解

の 3 段階での生成量を算出した。尚、最終処分においては、廃棄物の直接最終処分は行っていないので、計上しないこととした。また、収集運搬過程における温室効果ガス排出量は、把握可能な燃料使用量を計上した。

値はいずれも二酸化炭素 (CO₂) に換算したものである。

この結果、本町のごみ処理において発生する二酸化炭素は、2,351～3,144t-CO₂/年の排出量と推定され、増減はあるが概ね降減少傾向にある。この要因として、ごみ焼却（熔融）量における廃プラスチック類の量（推定）が減少していることが挙げられる。

表 2-1-10 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量試算結果
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

単位 : t-CO₂/年

年 度	収集運搬過程	中間処理過程	直接最終処分	計
平成 28 年度 (2016)	41	3,103	—	3,144
平成 29 年度 (2017)	40	2,677	—	2,717
平成 30 年度 (2018)	41	2,310	—	2,351
令和元年度 (2019)	40	2,571	—	2,612
令和 2 年度 (2020)	41	2,511	—	2,552

5. ごみ処理体制

本町における令和3（2021）年度現在のごみ処理体制を表2-1-11に示す。

本町では、家庭系ごみの収集は町委託業者が、事業系ごみは事業者（許可業者）により行う体制としている。中間処理については、可燃ごみの溶融処理、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕処理を中央広域環境施設組合で行っており、生成する溶融スラグや金属類等は資源化を行っている。資源ごみについては、収集・持込み後板野町環境センターで保管した後、直接資源化に供している。

尚、溶融処理で生じた不要物は中央広域環境施設組合により、（一財）徳島県環境整備公社に委託し、徳島東部処分場で埋立処分されている。

表 2-1-11 板野町のごみ処理体制（令和3（2021）年度現在）

区 分		実施主体
収集・運搬		家庭系：町（委託） 事業系：事業者（許可業者）
中間処理	可燃ごみ	中央広域環境施設組合
	不燃ごみ	町（一次選別）→中央広域環境施設組合
	粗大ごみ	
	資源ごみ	町（保管）→直接資源化
	その他	
最終処分		（一財）徳島県環境整備公社（徳島東部処分場） ※現在は町主体で最終処分はしていない

6. ごみ分別区分

本町のごみ分別区分は、令和3（2021）年度現在、表2-1-12(1)～2-1-12(2)に示す内容で行っている。

収集ごみは、大きく分けて可燃ごみ（燃やせるごみ）、不燃ごみ（燃やせないごみ）、資源ごみとなっており、資源ごみは、プラスチック製容器包装、飲料用アルミ・スチール缶、びん、ペットボトルの区分がある。また、紙類、缶類、布類については、登録団体による集団回収を奨励している。

持込みごみについては、粗大ごみ及び使用済み家電製品（使用済み家電製品のうち、家電リサイクル法に規定されている特定4品目は受け入れていない。）を受け入れているが、資源の有効な利用の促進に関する法律による指定再資源化製品（パソコン等）及び本町が指定する処理困難物に関しては受け入れの対象外としている。

表 2-1-12(1) 板野町におけるごみ分別区分(1) (令和3(2021)年度現在)

区分	ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
収集 ごみ	燃やせるごみ 【例】 ・台所ごみ ・木くず ・プラスチック類 ・ビニール類 ・ポリ袋 ・トレイ類 ・革類 ・ゴム類 ・衣類(パンツくつ下等) 【出し方】 ・台所ごみは十分に水切りする ・木の小枝・葉は袋に入る大きさに切る(太さ5cm未満)	指定袋 大(10枚入り) 235円未満 小(20枚入り) 235円未満	・2回/週
	びん類 【例】 ・びん類 ・ガラス類 ・陶器類 【出し方】 ・ワレモノなど危険なモノは新聞紙で包んで出す ・びんのふたは外して出す ・一升瓶、ビール瓶などは販売店に持ち込む ・懐中電灯・時計などの電池は有害ごみに出す ・蛍光灯・電球は紙の容器に入れて出す	指定袋 (10枚入り) 235円未満	・1回/月
	小型複合ごみ 【例】 ・金属類 ・小型家電 【出し方】 ・生ごみ、プラスチック類、紙類は入れない ・紙おむつ、砂などは入れない ・先のとがったものは、新聞紙で包んで出す ・携帯電話は販売店に出す		
	缶類 【例】 ・缶類 【出し方】 ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す	無料	・2回/週
	資源ごみ 【例】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 【出し方】 ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる(ビニール袋はとる) ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う ・ペットボトルはフタとラベルを取り外して水洗いする ・衣類(パンツ・くつ下等は除く)は中身が見える袋に入れる		
直接 持ち 込み	大型複合ごみ 【例】 ・家具類 ・寝具類 ・家電製品 【出し方】 ・じゅうたん、ふとん等はヒモでしぼる ・太さ5cm以上の木は長さ50cmまでに切りヒモで束にする	処理手数料 1品 100円	・第2月曜日 ・第4月曜日 ・第3日曜日 ※資源ごみ(廃食用油を除く)は燃やせるごみの日に収集あり
	資源ごみ 【区分】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 ・食用油 【出し方】 ・古紙類、ペットボトル、衣類は収集ごみと同様とする ・食用油はペットボトルに入れてしっかりフタをする	無料	
	有害ごみ 【例】 ・乾電池 ・蛍光灯 【出し方】 ・乾電池は袋に入れて、町設置の回収箱に入れるか、持ち込む(役場1階入口・ふれあいプラザ・南公民館)		

表 2-1-12(2) 板野町におけるごみ分別区分(2) (令和3(2021)年度現在)

区分	ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
集団回収	紙類 【対象品(団体ごとに異なる)】 ・新聞 ・雑誌類 ・ダンボール ・紙パック 【出し方の注意点】 ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる(ビニール袋はとる) ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う	(報奨金) 古紙・布：7円/kg アルミニウム：7円/kg その他の金属：5円/kg ビン類：4円/kg	団体ごとに異なる
	缶類 【対象品(団体ごとに異なる)】 ・アルミ缶 ・スチール缶 【出し方の注意点】 ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す		
	びん類 【対象品(団体ごとに異なる)】 ・ビールびん ・一升びん 【出し方の注意点】 ・中身は洗う		
	衣類 【対象品】 ・ウエス 【出し方の注意点】 ※回収団体ごとに異なる		
事業系ごみ	燃やせるごみ 【対象品】 ・家庭系ごみに準じる 【出し方】 ・町許可業者が回収し、中央広域環境施設組合に搬入する。	○計量できる場合 0.5t まで 3,240円 0.5t 超～1t まで 6,480円 1t 超 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額 ○計量できない場合 ・最大積載量0.5t 以下又は最大積載量の定めのない車両 3,240円/台 ・最大積載量0.5t を超え1t 以下の車両 6,480円/台 ・最大積載量1t を超える車両 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額	事業者と許可業者の間で取り決める
	びん類 【対象品】 ・家庭系ごみに準じる 【出し方】 ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。		
	缶類 【対象品】 ・家庭系ごみに準じる 【出し方】 ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。		

7. ごみ処理に係る費用

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度におけるごみ処理に係る費用について、表 2-1-13 に示す。

本町のごみ処理に係る費用は、主に処理及び維持管理費であり、建設改良費は平成 25 (2013) 年度以降組合分担金も含めて計上していない。また、組合分担金は、全て中央広域環境施設組合への分担金である。

ごみ処理に係る費用全体は、平成 28 (2016) 年度以降増加が続いている。

表 2-1-13 板野町のごみ処理に係る費用 (平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

単位：千円

年度	歳出 (建設改良費+処理及び維持管理費+その他) ※												
	建設改良費				処理及び維持管理費								その他
	工事費	調査費	組合分担金		人件費	処理費	車両等購入費	委託費	組合分担金	調査研究費			
平成 28 年度 (2016)	222,703	0	0	0	222,703	54,909	2,716	0	47,721	166,794	0	1,000	
平成 29 年度 (2017)	227,653	0	0	0	227,653	57,521	2,923	0	48,021	169,146	0	986	
平成 30 年度 (2018)	236,494	0	0	0	236,494	57,739	2,603	0	48,560	177,835	0	920	
令和元年度 (2019)	252,599	0	0	0	252,599	70,841	2,796	0	49,612	180,873	0	885	
令和 2 年度 (2020)	253,123	0	0	0	253,123	73,309	2,887	0	51,268	179,012	0	802	

※歳出合計額は組合分担金を含む

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度環境省)」及び板野町資料による

第2節 ごみ処理の評価

ここでは、実績をもとに本町のごみ処理の現状を客観的に評価した。評価指標を表 2-2-1 に示す。

評価指標については、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25（2013）年 4 月改訂版）」に準じた以下の項目を選定し、「公共サービス」を除く「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」の視点から、それぞれ示されている指標について評価を行った。

表 2-2-1 ごみ処理の評価指標

視 点	指標で測るもの	指 標 の 名 称
循環型社会形成	①廃棄物の発生	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量
	②再生利用	廃棄物からの資源回収量
	③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量
	④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	⑤温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口 1 人 1 日当たりの排出量
経済性	⑥費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費
		資源回収に要する費用
		エネルギー回収に要する費用
		最終処分減量に要する費用

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19（2007）年 6 月（平成 25（2013）年 4 月改訂） 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」一部抜粋

1. 循環型社会形成

1) 廃棄物の発生

廃棄物の発生については、本町の人口1人1日当たりのごみ総排出量を算出した。

平成28(2016)～令和2(2020)年度における1人1日当たりごみ総排出量を表2-2-2及び図2-2-1に示す。

1人1日当たりのごみ総排出量は、0.934～0.946kg/人・日、平均値は0.942kg/人・日であり、令和元(2019)年度の全国平均値0.918kg/人・日を上回っているが、徳島県平均値0.964kg/人・日を下回っている。

表 2-2-2 板野町の1人1日当たりごみ総排出量の実績
(平成28(2016)～令和2(2020)年度)

年 度	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	令和元年度 (2020) 全国平均値 (kg/人・日)	令和元年度 (2020) 徳島県平均値 (kg/人・日)
平成28年度 (2016)	0.946	0.918	0.964
平成29年度 (2017)	0.941		
平成30年度 (2018)	0.943		
令和元年度 (2019)	0.944		
令和2年度 (2020)	0.934		
平均値	0.942		

(1人1日当たりごみ総排出量) = (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量) ÷ (計画収集人口) ÷ 365日

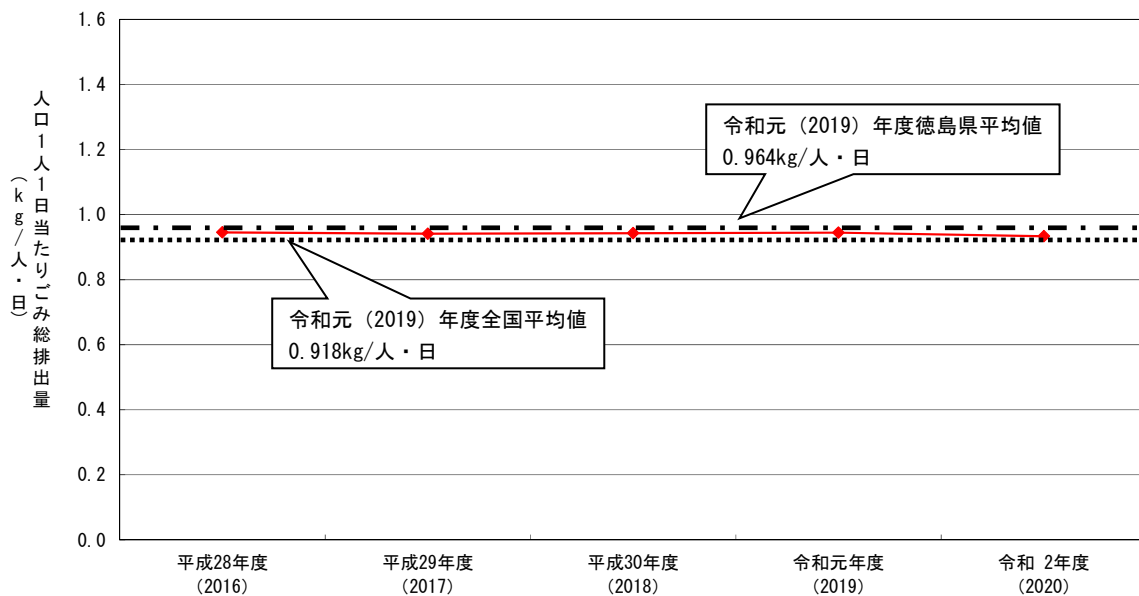


図 2-2-1 板野町の1人1日あたりごみ総排出量の実績 (平成28(2016)～令和2(2020)年度)

2) 再生利用

再生利用については、廃棄物からの資源回収率を算出した。

平成 28 (2016)～令和 2 (2020) 年度における本町の資源回収率を表 2-2-3 及び図 2-2-2 に示す。

廃棄物からの資源回収率は、0.168～0.199t/t、平均値は 0.185t/t である。

資源回収率は、平成 30 (2018)～令和元 (2019) 年度に低下したが、それら以外の年度では、令和元 (2019) 年度における全国平均値 0.196t/t と同程度の水準となっている。また、徳島県平均値は 0.160t/t となっており、本町の実績は、いずれの年度においてもこれを上回っている。

表 2-2-3 板野町の廃棄物からの資源回収率の実績
(平成 28 (2016)～令和 2 (2020) 年度)

年 度	資源回収率 (t/t)	令和元年度 (2019) 全国平均値 (t/t)	令和元年度 (2019) 徳島県平均値 (t/t)
平成 28 年度 (2016)	0.193	0.196	0.160
平成 29 年度 (2017)	0.199		
平成 30 年度 (2018)	0.169		
令和元年度 (2019)	0.168		
令和 2 年度 (2020)	0.196		
平均値	0.185		

(廃棄物からの資源回収率) = (総資源化量) ÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)

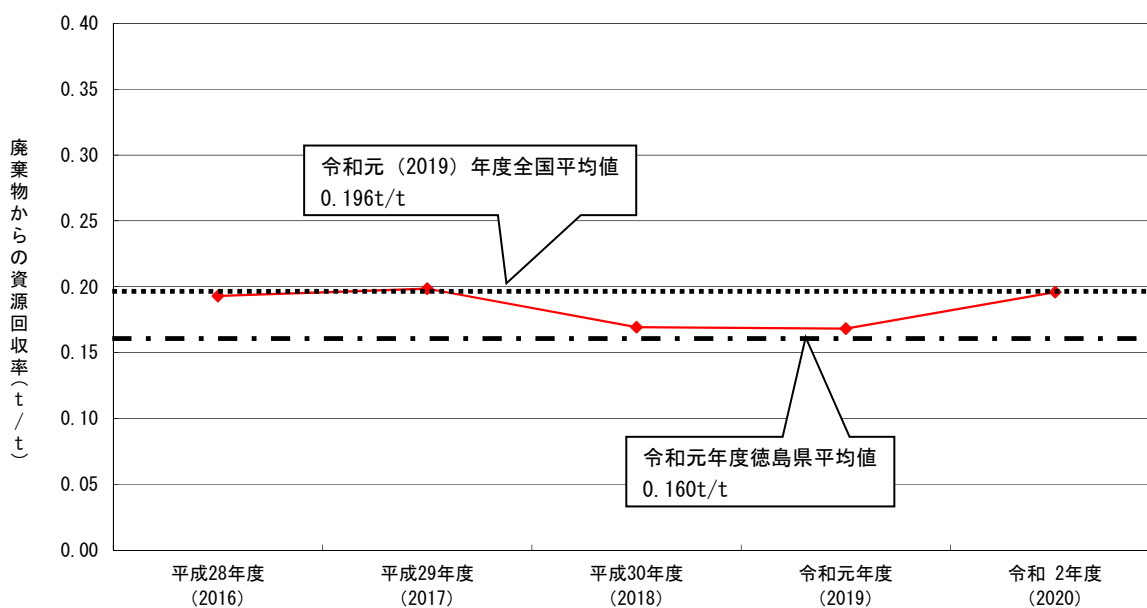


図 2-2-2 板野町の廃棄物からの資源回収率の実績
(平成 28 (2016)～令和 2 (2020) 年度)

3) エネルギー回収・利用

エネルギー回収・利用については、廃棄物からのエネルギー回収量を評価指標とした。

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における本町が加入する中央広域環境施設組合における廃棄物からのエネルギー回収量 (本町分を処理重量按分したもの) を表 2-2-4 及び図 2-2-3 に示す。

廃棄物からのエネルギー回収量は、-1,346～-1,571MJ/t であり、平均値は-1,458MJ/t である。中央広域環境センターでは、発電その他の排熱利用が施設内で行われているが、全エネルギー回収量から投入エネルギーを差し引いた正味のエネルギー回収量は、いずれもマイナスになっている。

表 2-2-4 板野町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	廃棄物からの エネルギー回収量 (MJ/t)
平成 28 年度 (2016)	-1,346
平成 29 年度 (2017)	-1,439
平成 30 年度 (2018)	-1,571
令和元年度 (2019)	-1,547
令和 2 年度 (2020)	-1,389
平均値	-1,458

$$\begin{aligned}
 (\text{廃棄物からのエネルギー回収量}) &= (\text{エネルギー回収量 (正味)}) \\
 &\quad \div (\text{熱回収施設 (可燃ごみ処理施設) における総処理量}) \\
 (\text{エネルギー回収量 (正味)}) &= (\text{施設での発電電力量}) + (\text{発電以外のエネルギー回収量}) - (\text{施設での購入電力量}) \\
 &\quad - (\text{燃料の種類毎の消費量}) \times (\text{燃料の種類毎の発熱量})
 \end{aligned}$$

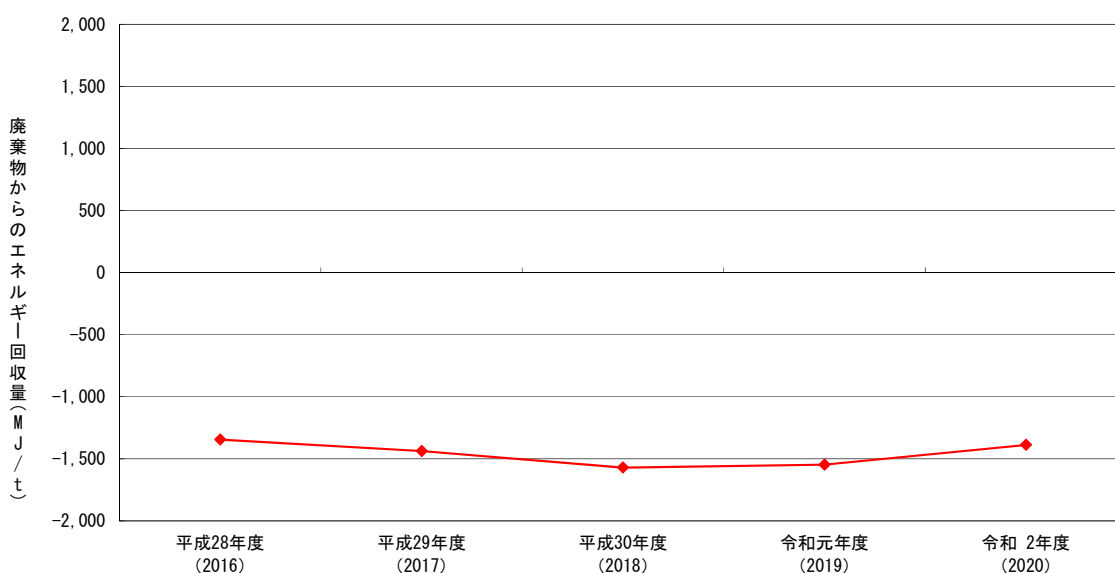


図 2-2-3 板野町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

4) 最終処分

最終処分については、廃棄物のうち最終処分される割合を算出した。

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における廃棄物のうち最終処分される割合を表 2-2-5 及び図 2-2-4 に示す。

過去 5 年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、0.002～0.006t/t であり、平均値は 0.003t/t である。

令和元 (2019) 年度における全国平均値は 0.089t/t、徳島県平均値は 0.116t/t であり、実績はいずれの年度もこの値を大きく下回っている。

表 2-2-5 板野町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	令和元年度 (2019) 全国平均値 (t/t)	令和元年度 (2019) 徳島県平均値 (t/t)
平成 28 年度 (2016)	0.006	0.089	0.116
平成 29 年度 (2017)	0.005		
平成 30 年度 (2018)	0.002		
令和元年度 (2019)	0.002		
令和 2 年度 (2020)	0.002		
平均値	0.003		

(廃棄物のうち最終処分される割合) = (最終処分量) ÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)

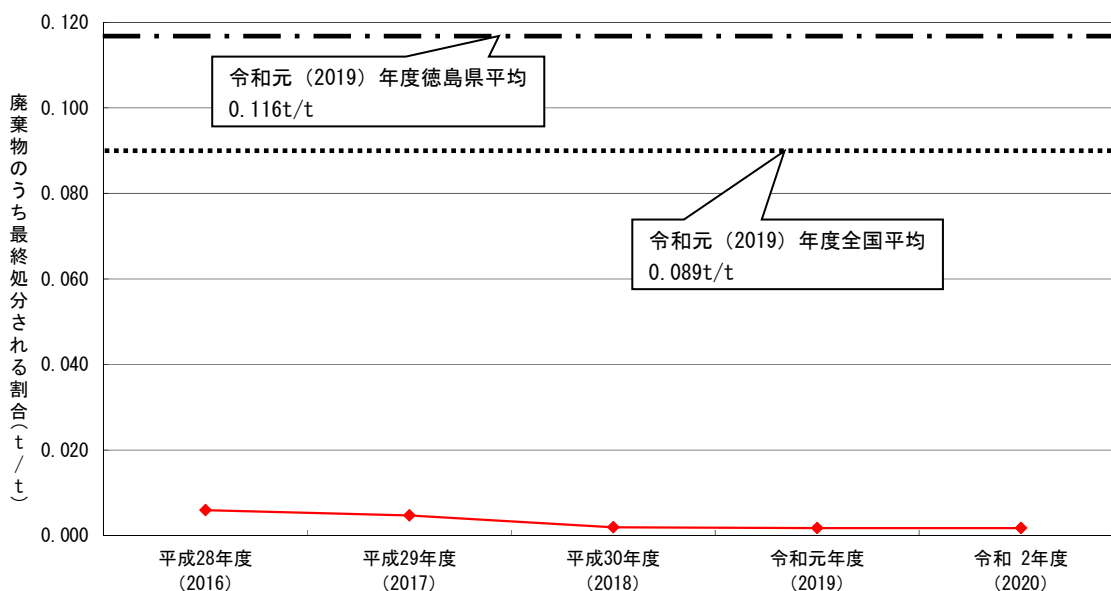


図 2-2-4 板野町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）

ここでの温室効果ガス排出量は、廃棄物処理のうち、収集運搬分として把握可能な分及び中央広域環境センターにおいて発生する温室効果ガス（本町分として処理重量按分したもの）を合計し、住民1人1日当たりに換算したものである。

平成28（2016）～令和2（2020）年度における温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量を表2-2-6及び図2-2-5に示す。

過去5年間の実績では、0.475～0.629kg-CO₂/人・日であり、平均値は0.541kg-CO₂/人・日である。

国の目標値は0.305kg-CO₂/人・日であり、過去5年間はこの目標値を上回る値となっている。

表2-2-6 板野町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
（平成28（2016）～令和2（2020）年度）

年 度	廃棄物処理に伴う 温室効果ガスの 人口1人1日当たり の排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	国の目標値※ (kg-CO ₂ /人・日)
平成28年度 (2016)	0.629	0.305
平成29年度 (2017)	0.547	
平成30年度 (2018)	0.475	
令和元年度 (2019)	0.531	
令和2年度 (2020)	0.522	
平均値	0.541	

(廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量) = (温室効果ガス排出量(正味)) ÷ (人口) ÷ 365日

※市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月（平成25年4月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」における参考値

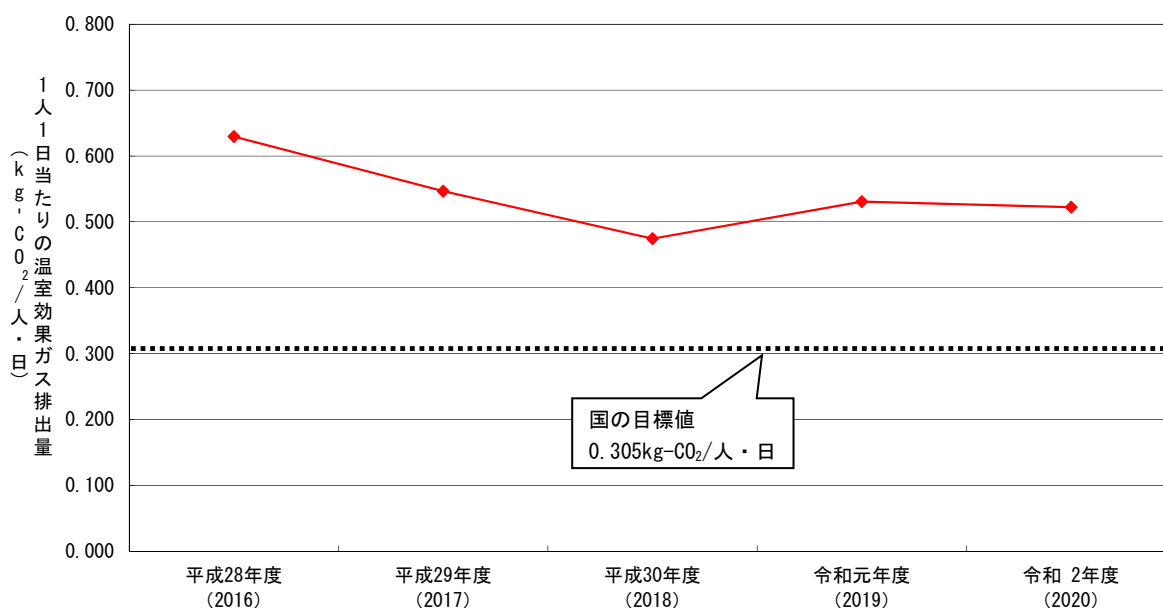


図2-2-5 板野町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
（平成28（2016）～令和2（2020）年度）

3. 経済性（費用対効果）

1) 人口1人当たり年間処理経費

平成28（2016）～令和2（2020）年度における本町の人口1人当たり年間処理経費を表2-2-7及び図2-2-6に示す。

過去5年間の実績では、約16,200～18,800円/人・年、平均値は17,540円/人・年である。

令和元（2019）年度における全国平均は16,400円/人・年、徳島県平均値は17,300円/人・年であり、本町の実績はこれらの値を下回っている。

表 2-2-7 板野町の人口1人当たりの年間処理経費の実績
（平成28（2016）～令和2（2020）年度）

年 度	人口1人当たりの 年間処理経費 (円/人・年)	令和元年度 (2019) 全国平均 (円/人・年)	令和元年度 (2019) 徳島県平均 (円/人・年)
平成28年度 (2016)	16,200	16,400	17,300
平成29年度 (2017)	16,600		
平成30年度 (2018)	17,400		
令和元年度 (2019)	18,700		
令和2年度 (2020)	18,800		
平均値	17,540		

(人口1人当たりの年間処理経費) = (廃棄物処理に要する総費用(建設費除く)) ÷ (計画収集人口)

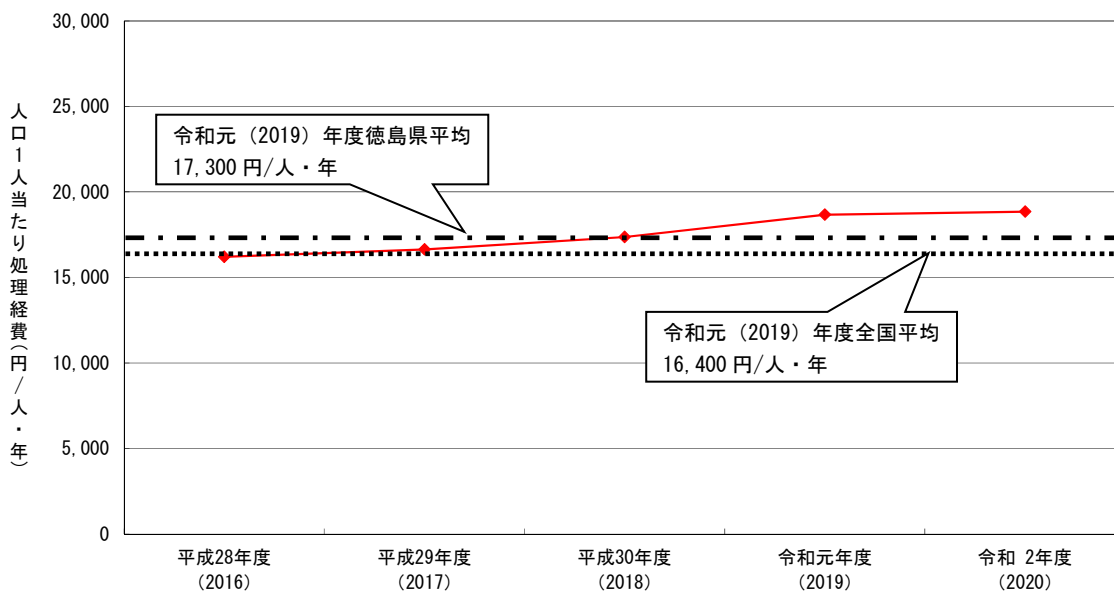


図 2-2-6 板野町の人口1人当たりの年間処理経費の実績
（平成28（2016）～令和2（2020）年度）

2) 資源回収に要する費用

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における本町の資源回収に要する費用として推定したものを表 2-2-8 及び図 2-2-7 に示す。

過去 5 年間の実績による推定では、資源化物 1 トン当たりに要する費用は、242,000 ～306,400 円/t であり、平均値は 271,100 円/t である。

尚、本町では、資源ごみ等の直接資源化に加え、本町が加入している中央広域環境施設組合における熔融処理においてもスラグ等や金属塩類といった資源を回収している。従って、資源回収に要する費用は、収集運搬費及び中間処理費が全て対象となっている。可燃ごみの熔融処理を行わず、不燃ごみ・資源ごみだけから資源回収する場合に比べると、資源回収率は高くなるが、熔融処理に係る費用が加わるため、資源回収に要する費用が上昇する。

表 2-2-8 板野町の資源回収に要する費用の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	資源回収に 要する費用 (円/t)
平成 28 年度 (2016)	242,000
平成 29 年度 (2017)	242,900
平成 30 年度 (2018)	296,500
令和元年度 (2019)	306,400
令和 2 年度 (2020)	267,700
平均値	271,100

$$(\text{資源回収に要する費用}) = (\text{資源化に要する総費用 (正味)}) \div (\text{総資源化量})$$

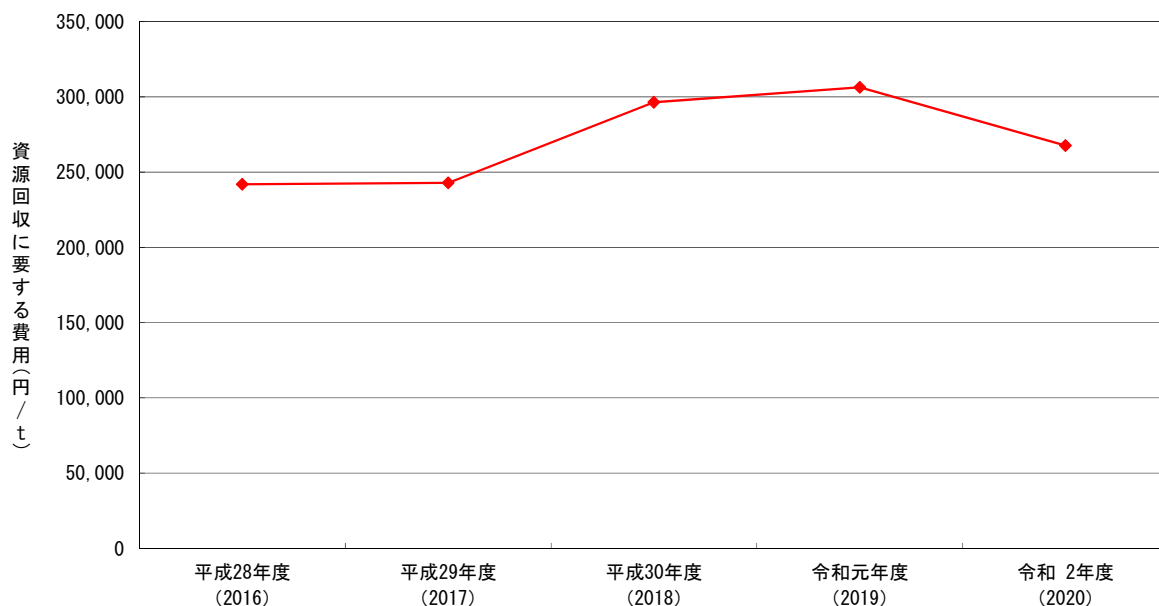


図 2-2-7 板野町の資源回収に要する費用の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

3) エネルギー回収に要する費用

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における本町のエネルギー回収に要する費用を表 2-2-9 及び図 2-2-8 に示す。

エネルギー回収に要する費用は、約-31.7～-27.2 円/MJ、平均値は-29.0 円/MJ である。費用がマイナスになっているのは、エネルギー回収量（正味）がマイナスになっているためである。

表 2-2-9 板野町のエネルギー回収に要する費用の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

年 度	エネルギー回収に 要する費用 (円/MJ)
平成 28 年度 (2016)	-29.5
平成 29 年度 (2017)	-28.2
平成 30 年度 (2018)	-27.2
令和元年度 (2019)	-28.2
令和 2 年度 (2020)	-31.7
平均値	-29.0

$$(\text{エネルギー回収に要する費用}) = (\text{エネルギー回収に要する総費用 (正味)}) \div (\text{エネルギー回収量 (正味)})$$

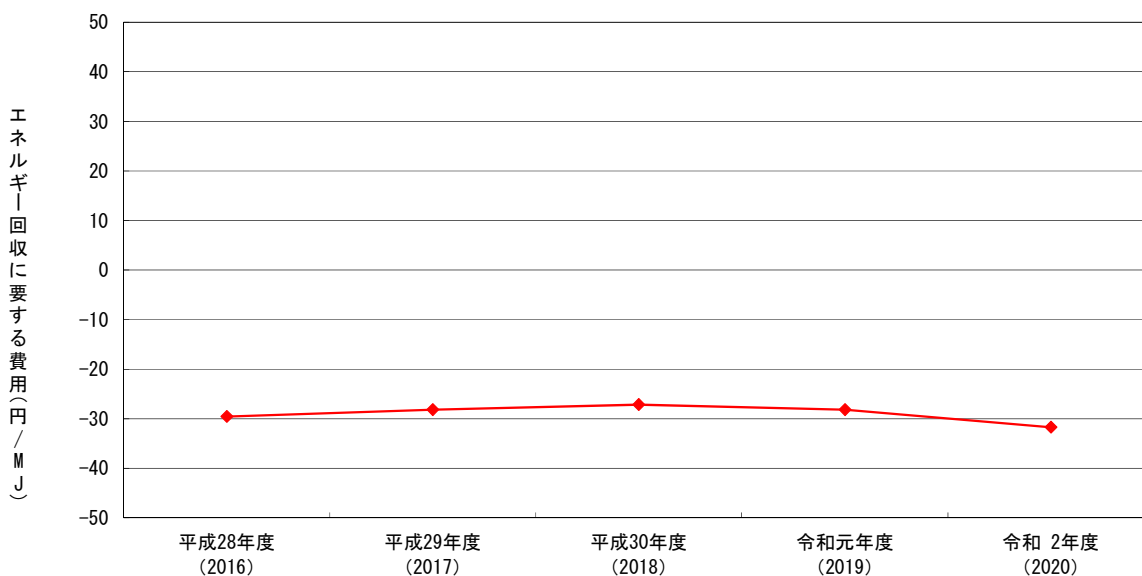


図 2-2-8 板野町のエネルギー回収に要する費用の実績
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

3) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用とは、最終処分する量を減らすために要した費用として、経常経費（組合分担金のうち、資源化处理及び焼却処理に係る費用（重量按分により求めた。）を含む。）のうち、最終処分に係る費用を除いたものを搬入量から最終処分量を除いたもので割って求めた費用である。

平成 28（2016）～令和 2（2020）年度における本町の最終処分減量に要する費用を表 2-2-10 及び図 2-2-9 に示す。

過去 5 年間の実績では、最終処分減量に要する費用は 47,000～52,600 円/、平均値は 50,000 円/t となっている。

表 2-2-10 板野町の最終処分減量に要する費用の実績
（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

年 度	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平成 28 年度 (2016)	47,000
平成 29 年度 (2017)	48,500
平成 30 年度 (2018)	50,300
令和元年度 (2019)	51,700
令和 2 年度 (2020)	52,600
平均値	50,000

(最終処分減量に要する費用) = (最終処分減量に要する総費用) ÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

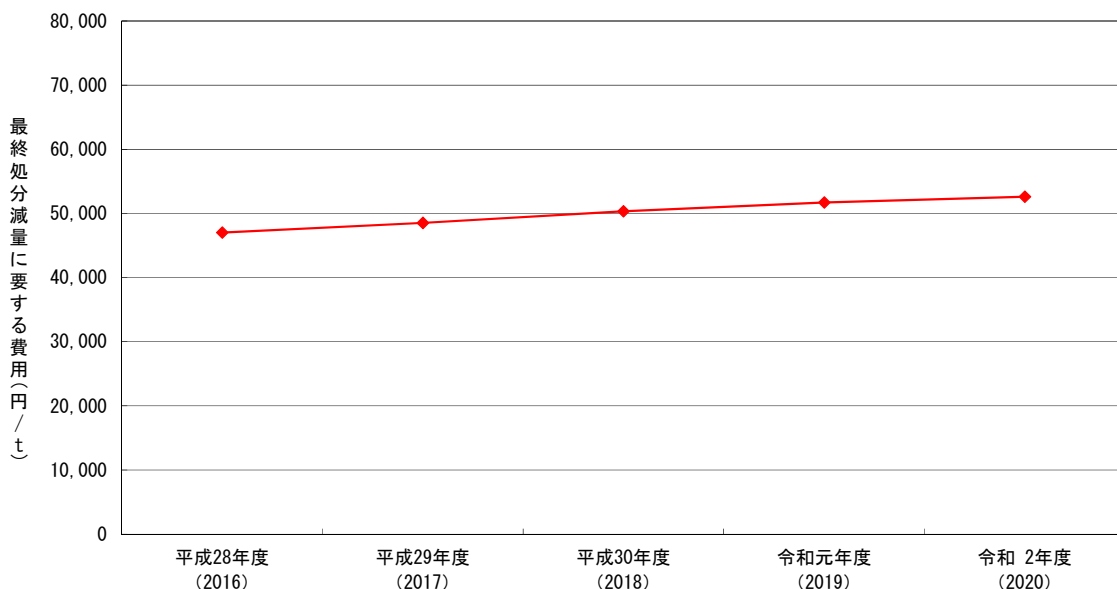


図 2-2-9 板野町の最終処分減量に要する費用の実績
（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

4. ごみ処理の評価

「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」について、それぞれの指標に基づいて過去の実績をまとめた結果を表 2-2-11 に示す。

「循環型社会形成」については、ごみ排出量、資源回収率は徳島県平均と全国平均の間となっているが、最終処分される割合はこれらより低くなっており、比較的高い資源化率があるものの減量化の途上であるといえる。一方、「地球温暖化防止」については、目標値に比べやや高い値となっている。

「経済性」については、人口 1 人当たりの年間処理経費が全国及び徳島県平均を上回っており、ごみ処理に対する負担が比較的大きいといえる。また、資源回収に要する費用と最終処分減量に要する費用には、いずれも溶融処理に関する費用が含まれているので、これを低減していくことが今後の課題といえる。

表 2-2-11 ごみ処理評価指標のまとめ

指 標	単位	実績 (平均値)	指標値
①廃棄物の発生	1人1日あたりごみ総排出量	kg/人・日	0.942 (国 R01 (2019)) 0.918 (県 R01 (2019)) 0.964
②再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	0.185 (国 R01 (2019)) 0.196 (県 R01 (2019)) 0.160
③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	-1,458 —
④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.003 (国 R01 (2019)) 0.089 (県 R01 (2019)) 0.116
⑤温室効果ガスの排出	人口1人1日当たり温室効果ガスの排出量	kg-CO ₂ /人・日	0.541 (国目標) 0.305
⑥費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	17,540 (国 R01 (2019)) 16,400 (県 R01 (2019)) 17,300
	資源回収に要する費用	円/t	271,100 —
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	-29.0 —
	最終処分減量に要する費用	円/t	50,000 —

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国による計画

一般廃棄物に関する国の計画としては、平成12（2000）年に制定された「循環型社会形成推進基本法（平成12（2000）年 法律第110号）」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」が挙げられる。

「循環型社会形成推進基本計画」は、平成15（2003）年度より実施され、5年ごとの見直しを経て、平成30（2018）年現在、第四次計画が実施されている。

これまでの循環型社会の形成に向けた各主体の取組み等により、資源生産性・入口側の循環利用率が大幅に向上した一方で、最終処分量は大幅な減少の後横ばいとなっており、この状況を踏まえると、3Rなど資源生産性向上の取組みについて、今後はさらなる強化が必要であるとされている。

また、東日本大震災とそれに伴う原発事故による放射性物質汚染からの再生と復興への取組み、さらに首都直下地震や南海トラフ巨大地震などに対する万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があるとされている。

第四次計画では、第三次計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組み等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げた施策を展開することとされている。

また、「循環型社会形成推進基本計画」に関連する計画として、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13（2001）年5月 環境省告示第34号 以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）」が挙げられる。「廃棄物処理法に基づく基本方針」は、「循環型社会形成推進基本法」が「廃棄物処理法」の上位法令として制定されているため、「循環型社会形成推進基本計画」の改定に沿った見直しが行われてきたが、令和2年度以降については、改定が行われず、基本方針の内容に大幅な変更が必要となった場合に改定することとされた。また、数値目標については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」等の目標を参考することとされており、数値目標が1本化された形となっている。

現在の国の「循環型社会形成推進基本計画」による減量化目標を表2-3-1に示す。

表2-3-1 国による令和7（2025）年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
1人1日当たりごみ排出量	850gに削減	令和7年度 (2025)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量※	440gに削減	
最終処分量	平成12（2000）年度に対し約70%削減	

※ 家庭から排出するごみ量：資源ごみ、集回回収ごみを除く家庭系ごみ

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月 環境省）」

2. 徳島県による計画

徳島県における一般廃棄物処理の計画は、「徳島県廃棄物処理計画」に基づいて実施されており、国による計画と同様、廃棄物の排出量削減とともに資源循環型社会への転換を推進している。

徳島県では、国の「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物処理法に基づく基本方針」における令和7（2025）年度の目標値を踏まえ、令和3（2021）年3月策定の「第五期徳島県廃棄物処理計画」において、令和7（2025）年度における目標値を設定している。

徳島県における実績及び目標値を表2-3-2に示す。

表2-3-2 徳島県による令和7（2025）年度における一般廃棄物減量化の目標量

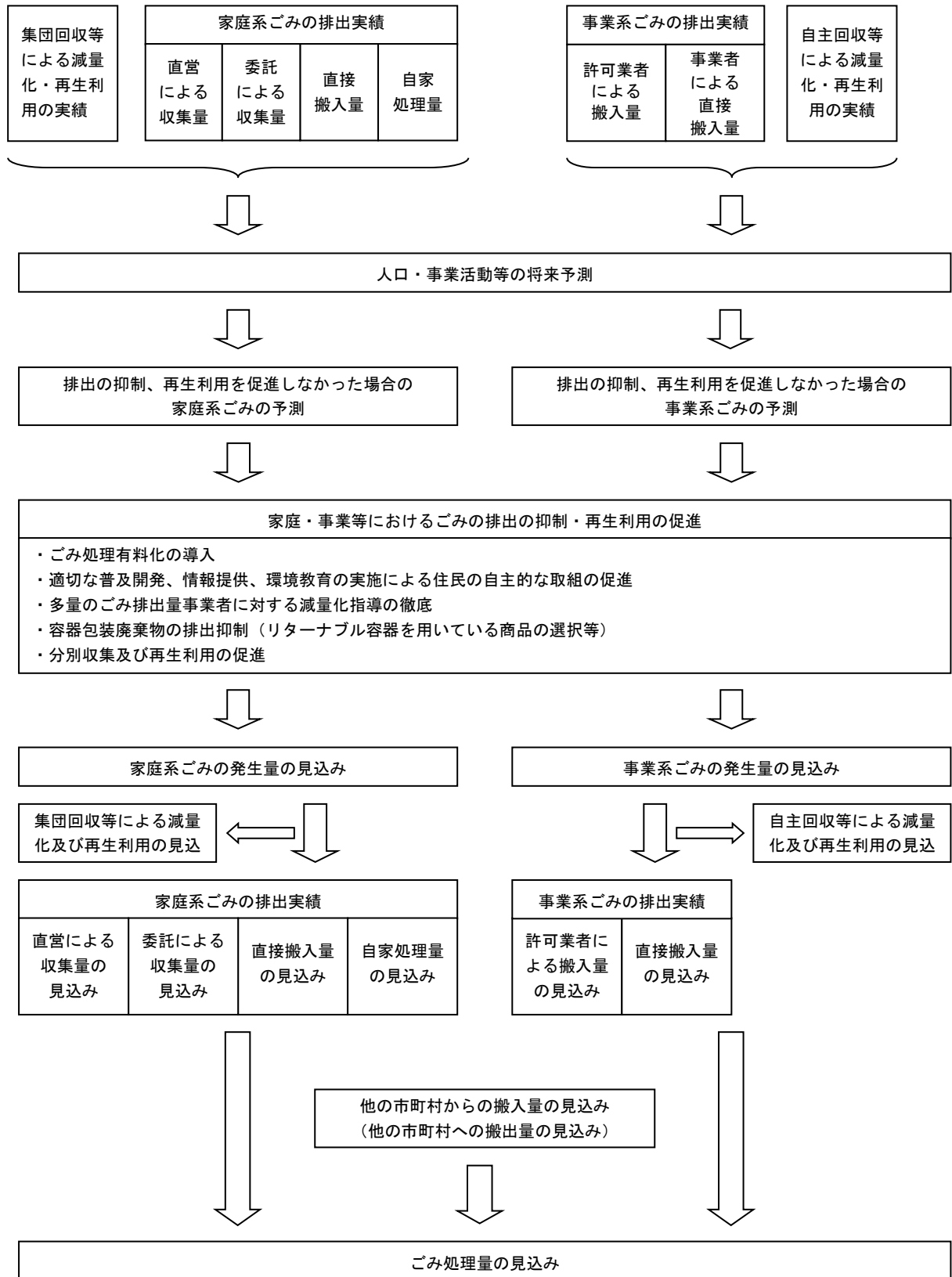
項 目	目標値	目標年次
ごみ排出量	212 千 t 平成 30（2018）年度に対し約 19%削減	令和 7 年度 （2025）
県民 1 人 1 日当たり排出量	845g 平成 30（2018）年度に対し約 11%削減	
県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	605g 平成 30（2018）年度に対し約 15%削減	
リサイクル率（ごみ排出量に対する資源化量の割合）	30% 平成 30（2018）年度に対し約 13.4 ポイント増加	
最終処分量	19.9 千 t 平成 30（2018）年度に対し約 32%削減	

出典：第五期徳島県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月 徳島県）

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

ここでは、ごみ処理量及び人口等の実績から、将来におけるごみ処理量を予測する。
一般的な将来のごみ処理量算出フローを図2-4-1に示す。



参考：「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」
 （一部改編）

図 2-4-1 ごみ発生量及び処理量算出フロー（例）

1) 人口及び事業活動等の将来予測

(1) 人口の将来予測

本町では、「板野町人口ビジョン（令和2（2020）年3月）」を策定し、人口減少を抑制するための施策を展開している。そこで、本計画における人口の将来予測は、「板野町人口ビジョン」の目標値をもとに住民基本台帳人口に当てはめたものとした。

人口の予測結果を表2-4-1及び図2-4-2に示す。

これによると、本町の人口は、約50～100人/年程度の減少傾向を示しており、計画目標年次である令和18（2036）年度における総人口は12,261人となる。

参考として、表2-4-1には平成27（2015）年度国勢調査をもとにした「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」における本町の将来人口推計値と「板野町人口ビジョン（令和2（2020）年3月）」における本町の人口目標値を併せて示す。

表 2-4-1 板野町の人口実績及び将来人口予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

単位：人

区分	年次	総人口		
		本予測	板野町 目標*	人口問題 研究所予測
実績	平成28 (2016) 年度	13,686		
	平成29 (2017) 年度	13,619		
	平成30 (2018) 年度	13,568		
	令和元 (2019) 年度	13,480		
	令和 2 (2020) 年度	13,394	13,394	12,608
予測	令和 3 (2021) 年度	13,291		
	令和 4 (2022) 年度	13,188		
	令和 5 (2023) 年度	13,085		
	令和 6 (2024) 年度	12,982		
	令和 7 (2025) 年度	12,878	12,878	11,804
	令和 8 (2026) 年度	12,828		
	令和 9 (2027) 年度	12,778		
	令和10 (2028) 年度	12,728		
	令和11 (2029) 年度	12,678		
	令和12 (2030) 年度	12,628	12,628	10,966
	令和13 (2031) 年度	12,570		
	令和14 (2032) 年度	12,512		
	令和15 (2033) 年度	12,454		
令和16 (2034) 年度	12,396			
令和17 (2035) 年度	12,339	12,339	10,105	
令和18 (2036) 年度	12,261			

※板野町目標：板野町人口ビジョン（令和 3 (2021) 年 3 月）
(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)

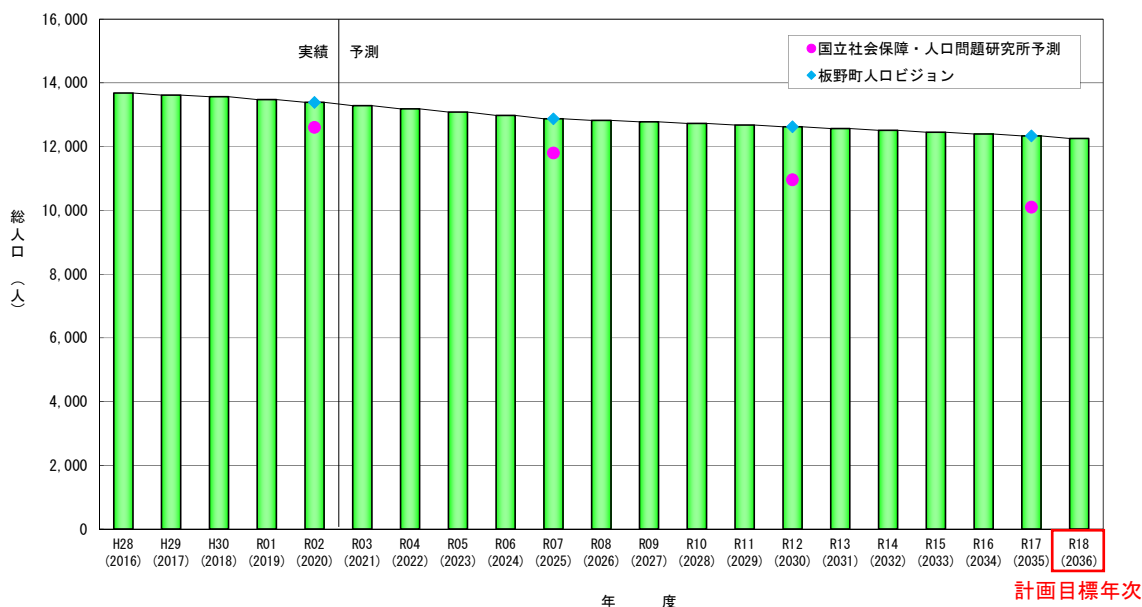


図 2-4-2 板野町の年度別将来人口実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(2) 事業活動等の将来予測

統計資料による平成 26 (2014) 年と平成 28 (2016) 年の本町の事業所数及び従業者数の推移を表 2-4-2 に示す。これによると、事業所数は減少、従業者数は横ばいとなっている。

また、表 2-4-3 に示す平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度における従業者数 4 人以上の製造事業所数及び従業者数では、事業所数は増減を繰り返しているが、従業者数は増減がありつつも平成 30 (2018) 年度以降は増加傾向にある。また、製造品出荷額等は大きく増加している。

表 2-4-2 板野町の事業所数及び従業者数
(平成 26 (2014) 年、平成 28 (2016) 年)

事業所数 (事業所) ※				従業者数 (人) ※			
平成 26 年 (2014)	平成 28 年 (2016)	増減数	増減率	平成 26 年 (2014)	平成 28 年 (2016)	増減数	増減率
503	494	-9	98.2%	4,700	4,700	0	100.0%

※いずれも「公務」を除く。

資料：(平成 26 (2014) 年) 「経済センサス基礎調査 (総務省)」

(平成 28 (2016) 年) 「経済センサス活動調査 (総務省)」

表 2-4-3 板野町の製造事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移※
(平成 28 (2016) 年度～令和元 (2019) 年)

年 度	製造事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 28 年 (2016)	22	760	6,952,023
平成 29 年 (2017)	20	735	9,412,781
平成 30 年 (2018)	21	756	10,869,775
令和元年 (2019)	20	765	15,262,396

※ 従業者数4人以上の事業所

製造品出荷額は各年1月～12月実績、製造事業所数・従業者数は翌年6月1日
のもの

資料：「徳島県の工業 (徳島県)」

事業系ごみとは、事業活動により発生する産業廃棄物以外の廃棄物である。このことから、事業系ごみの発生量は事業規模に関連すると考えられる。

そこで、事業系ごみ予測においては、事業規模の指標である「従業者数」の変化を考慮した予測とする。

過去の統計資料より、本町の事業所における従業者数を予測したものを表 2-4-4 に示す。統計資料から推定したところ、近年の本町の従業者数は、概ね横ばいである。

本町では、「板野町人口ビジョン」において、令和 6 (2024) 年度において「企業誘致 4 社」、「若者の UI ターン 15 人」、「新規就農者数 10 人」という目標を立てている。これをもとに、令和 2 (2020) 年度の従業者数 5,352 人に対し、令和 6 (2024) 年度の従業者数は 5,519 人 (167 人増) に設定し、それ以降はこの従業者数を維持していくこととした。

表 2-4-4 板野町の事業所における従業者数実績及び予測
 (平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

単位：人

区分	年次	従業者数※
実績	平成28 (2016) 年度	5,279
	平成29 (2017) 年度	5,337
	平成30 (2018) 年度	5,345
	令和元 (2019) 年度	5,352
	令和 2 (2020) 年度	5,352
予測	令和 3 (2021) 年度	5,369
	令和 4 (2022) 年度	5,403
	令和 5 (2023) 年度	5,454
	令和 6 (2024) 年度	5,519
	令和 7 (2025) 年度	5,519
	令和 8 (2026) 年度	5,519
	令和 9 (2027) 年度	5,519
	令和10 (2028) 年度	5,519
	令和11 (2029) 年度	5,519
	令和12 (2030) 年度	5,519
	令和13 (2031) 年度	5,519
	令和14 (2032) 年度	5,519
	令和15 (2033) 年度	5,519
令和16 (2034) 年度	5,519	
令和17 (2035) 年度	5,519	
令和18 (2036) 年度	5,519	

※「公務」を含む推定値

(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)

2) ごみ発生量の将来推計

(1) 家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測

家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、収集・搬入実績より予測したものを表 2-4-5 及び図 2-4-3 に示す。

原単位は、家庭系ごみは住民 1 人 1 日あたりの排出量、事業系ごみは、従業者 1 人 1 日あたりの排出量とした。

予測の結果、家庭系ごみ原単位は、実績の傾向を反映し、ほぼ横ばいで推移すると予測した。一方、事業系ごみ原単位は、実績において減少傾向にあることから、令和 2 (2020) 年度水準の原単位を用いた。

計画目標年次である令和 18 (2036) 年度における家庭系ごみ原単位 (集団回収を除く) は 739g/人・日、事業系ごみ原単位は 433g/従業者・日とした。

表 2-4-5 板野町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	原単位				
	家庭系 (g/人・日)	収集 直接搬入 (g/人・日)	集団回収 (g/人・日)	事業系 (g/従業者・日)	
実 績	平成28 (2016) 年度	765	739	26	462
	平成29 (2017) 年度	762	733	29	458
	平成30 (2018) 年度	764	738	26	454
	令和元 (2019) 年度	764	738	26	455
	令和 2 (2020) 年度	761	737	24	433
予 測	令和 3 (2021) 年度	764	740	24	433
	令和 4 (2022) 年度	764	740	24	433
	令和 5 (2023) 年度	764	740	24	433
	令和 6 (2024) 年度	764	740	24	433
	令和 7 (2025) 年度	764	740	24	433
	令和 8 (2026) 年度	763	739	24	433
	令和 9 (2027) 年度	763	739	24	433
	令和10 (2028) 年度	763	739	24	433
	令和11 (2029) 年度	763	739	24	433
	令和12 (2030) 年度	763	739	24	433
	令和13 (2031) 年度	763	739	24	433
	令和14 (2032) 年度	763	739	24	433
	令和15 (2033) 年度	763	739	24	433
	令和16 (2034) 年度	763	739	24	433
	令和17 (2035) 年度	762	739	23	433
	令和18 (2036) 年度	762	739	23	433

(計画目標年次：令和18 (2036) 年度)

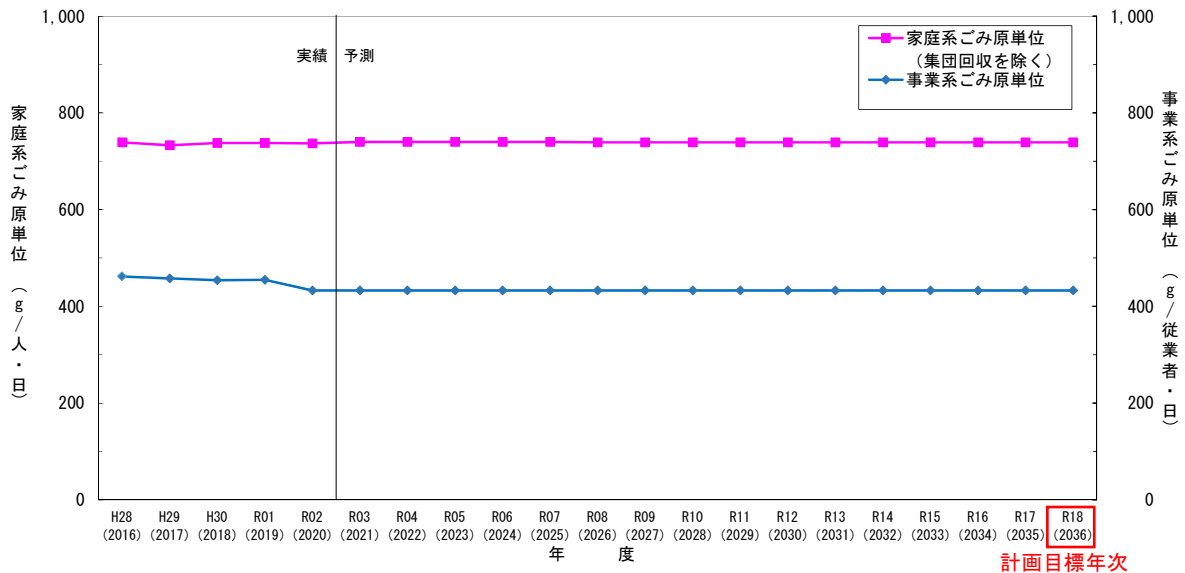


図 2-4-3 板野町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(2) ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測を表 2-4-6 及び図 2-4-4 に示す。

ごみ排出量は、計画処理量（家庭系ごみ量、事業系ごみ量）、集団回収量からなり、これらを併せたものを総排出量とする。

ごみ排出量の予測結果は、その多くを占める家庭系ごみの傾向が反映される結果となった。集団回収量は、過去の実績値を用いた予測値である。

家庭系ごみ量は、原単位、人口ともに減少すると予測されたため、家庭系ごみ量は減少傾向をたどると予測され、一方で事業系ごみは増加傾向となると予測された。

計画目標年次である令和 18（2036）年度におけるごみ量は、家庭系ごみ量 3,307 トン、事業系ごみ量 872 トン、集団回収量 104 トンの合計 4,283 トンと予測した。

表 2-4-6 板野町のごみ排出量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	ごみ 総排出量※ (t/年)	ごみ 搬入量 (t/年)	家庭系 ごみ量 (t/年)	事業系 ごみ量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	
実 績	平成28 (2016) 年度	4,724	4,581	3,690	891	143
	平成29 (2017) 年度	4,678	4,537	3,645	892	141
	平成30 (2018) 年度	4,671	4,540	3,655	885	131
	令和元 (2019) 年度	4,647	4,520	3,632	889	126
	令和 2 (2020) 年度	4,565	4,450	3,604	846	115
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,553	4,439	3,590	849	114
	令和 4 (2022) 年度	4,530	4,416	3,562	854	114
	令和 5 (2023) 年度	4,509	4,396	3,534	862	113
	令和 6 (2024) 年度	4,490	4,378	3,506	872	112
	令和 7 (2025) 年度	4,461	4,350	3,478	872	111
	令和 8 (2026) 年度	4,443	4,332	3,460	872	111
	令和 9 (2027) 年度	4,430	4,319	3,447	872	111
	令和10 (2028) 年度	4,415	4,305	3,433	872	110
	令和11 (2029) 年度	4,401	4,292	3,420	872	109
	令和12 (2030) 年度	4,387	4,278	3,406	872	109
	令和13 (2031) 年度	4,371	4,263	3,391	872	108
	令和14 (2032) 年度	4,355	4,247	3,375	872	108
	令和15 (2033) 年度	4,339	4,231	3,359	872	108
令和16 (2034) 年度	4,322	4,216	3,344	872	106	
令和17 (2035) 年度	4,306	4,200	3,328	872	106	
令和18 (2036) 年度	4,283	4,179	3,307	872	104	

※各予測値は以下のように算出した。

- ごみ総排出量 : 家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量 (t/年)
- ごみ搬入量 : 家庭系ごみ量+事業系ごみ量 (t/年)
- ごみ搬入量のうち家庭系ごみ量 : 計画収集人口(人)×家庭系ごみ原単位(g/人・日 表 2-4-5)×365(日)
- ごみ搬入量のうち事業系ごみ量 : 従業者数(従業者)×事業系ごみ原単位(g/従業者・日 表 2-4-5)×365(日)
- 集団回収量 : 令和 2 (2020) 年度の人口に対する各年度の人口比率を令和 2 (2020) 年度の集団回収量 115t/年に乗じて求めた。

(計画目標年次 : 令和 18 (2036) 年度)

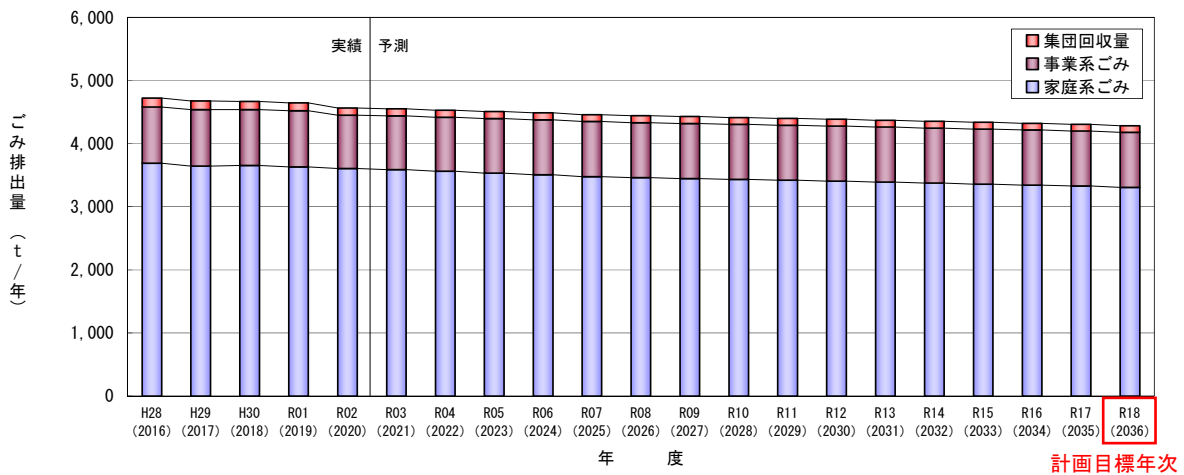


図 2-4-4 板野町のごみ排出量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(3) ごみ搬入量の予測

ごみ搬入量（収集量＋直接搬入量）の予測について、表 2-4-7 及び図 2-4-5 に示す。

ごみ搬入量を本町の搬入形態別に分けると、「収集量」、「直接搬入量」に分けられる。

また、現在の分別区分を継続するものとする、大まかな分別収集区分としては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」に分けられる。これらの量については、令和 2（2020）年度の収集区分における内訳比率（表 2-4-7 下欄）を用いて区分した。

計画目標年次である令和 18（2036）年度では、処理量は 4,179 トン（収集量 4,051 トン、直接搬入量 128 トン）と予測された。

表 2-4-7 板野町のごみ搬入量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	ごみ搬入量※ (t/年)	収集量				直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)
		可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)		
実 績	平成28 (2016) 年度	4,581	4,453	4,121	45	287	128
	平成29 (2017) 年度	4,537	4,415	4,111	41	263	122
	平成30 (2018) 年度	4,540	4,414	4,118	43	253	126
	令和元 (2019) 年度	4,521	4,392	4,099	43	250	129
	令和 2 (2020) 年度	4,450	4,313	4,008	47	258	137
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,439	4,302	3,998	47	257	137
	令和 4 (2022) 年度	4,416	4,280	3,979	46	255	136
	令和 5 (2023) 年度	4,396	4,261	3,962	46	253	135
	令和 6 (2024) 年度	4,378	4,243	3,947	46	250	135
	令和 7 (2025) 年度	4,350	4,216	3,923	45	248	134
	令和 8 (2026) 年度	4,332	4,198	3,908	45	245	134
	令和 9 (2027) 年度	4,319	4,186	3,896	45	245	133
	令和10 (2028) 年度	4,305	4,172	3,883	45	244	133
	令和11 (2029) 年度	4,292	4,159	3,871	45	243	133
	令和12 (2030) 年度	4,278	4,146	3,860	44	242	132
	令和13 (2031) 年度	4,263	4,131	3,847	44	240	132
	令和14 (2032) 年度	4,247	4,117	3,833	44	240	130
	令和15 (2033) 年度	4,231	4,101	3,819	44	238	130
令和16 (2034) 年度	4,216	4,087	3,805	44	238	129	
令和17 (2035) 年度	4,200	4,071	3,792	43	236	129	
令和18 (2036) 年度	4,179	4,051	3,773	43	235	128	

※ 令和3 (2021) 年度以降のごみ搬入量予測については、以下のとおりとした（詳細は参考資料1 参考表1-1参照）。

- 収集量 : ごみ搬入量－直接搬入量（集団回収量は含まず）
表中の収集量の内訳は、それぞれ以下により算出したものである。
 - ・可燃ごみ : 家庭系可燃ごみ量（資源ごみを除く家庭系ごみ量の98.17%）
＋事業系可燃ごみ量（資源ごみを除く事業系ごみ量の100%）×100%
 - ・不燃ごみ : 家庭系不燃ごみ量（資源ごみを除く家庭系ごみ量の1.46%）×100%
 - ・資源ごみ : 家庭系資源ごみ量（家庭系ごみ量の10.57%）＋事業系資源ごみ量（事業系ごみ量の0.24%）×67.28%
- 直接搬入量 : (家庭系ごみ量＋事業系ごみ量) × 2.81%
- 集団回収量 : 令和2 (2020) 年度の人口に対する各年度の人口比率を令和2 (2020) 年度の集団回収量115t/年に乗じて求めた。

(計画目標年次：令和18 (2036) 年度)

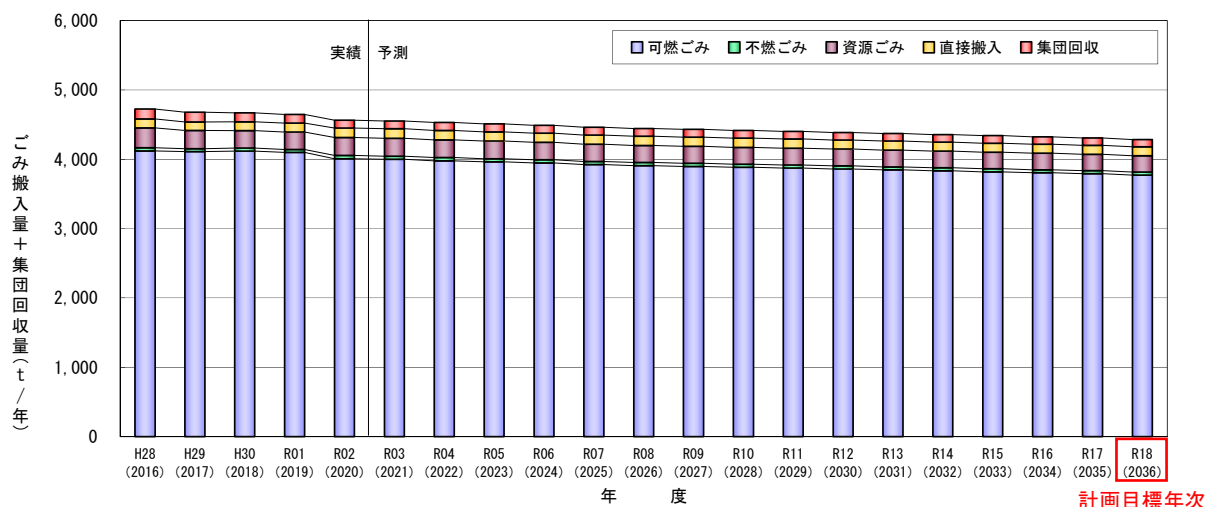


図 2-4-5 板野町のごみ搬入量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(4) ごみ処理量の予測

ごみ処理量の実績及び予測を表 2-4-8 及び図 2-4-6 に示す。

それぞれに分別したごみは、現在と同様に中央広域環境センターにおける溶融処理及び粗大ごみ処理、本町からの直接資源化を行うものとする。

尚、中央広域環境施設組合では、現在の中央広域環境センターに代わる新施設を令和 7（2025）年 7 月に完成させ、令和 7（2025）年 8 月から稼働を開始することが計画されており、新施設は可燃ごみの固形燃料化施設として計画されていることから、現在の溶融処理から施設区分が変更となる。そこで、本計画では、令和 7（2025）年 8 月に新施設及び新処理方式に移行することとして、各処理量を予測する。

また、令和 4（2022）年度から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という）」に係る国の目標として、令和 17（2035）年度にプラスチック回収率 100%を目指すとされている。これを踏まえ、本町では、現在粗大ごみ処理後に溶融処理している中間処理残渣のうち、プラスチック類を令和 7（2025）年 8 月の処理区分変更に伴い、それ以降は資源として回収することとする。

計画目標年次である令和 18（2036）年度における直接焼却（溶融）処理量はゼロとなり、焼却（要油）以外の中間処理量が 3,823 トン、直接資源化量が 356 トンと予測した。

表 2-4-8 板野町のごみ処理量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	※ ごみ処理量 (t/年)	直接焼却 (溶融) 処理量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の 中間処理量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の中間処理量		直接 資源化量 (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	
				固形燃料化 処理量	粗大ごみ 処理量			
実 績	平成28 (2016) 年度	4,581	4,121	69	—	69	391	0
	平成29 (2017) 年度	4,537	4,111	60	—	60	366	0
	平成30 (2018) 年度	4,540	4,118	51	—	51	371	0
	令和元 (2019) 年度	4,521	4,099	51	—	51	371	0
	令和 2 (2020) 年度	4,450	4,008	55	—	55	387	0
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,439	3,998	55	—	55	386	0
	令和 4 (2022) 年度	4,416	3,979	54	—	54	383	0
	令和 5 (2023) 年度	4,396	3,962	54	—	54	380	0
	令和 6 (2024) 年度	4,378	3,947	54	—	54	377	0
	令和 7 (2025) 年度	4,350	1,308	2,668	2,615	53	374	0
	令和 8 (2026) 年度	4,332	—	3,961	3,908	53	371	0
	令和 9 (2027) 年度	4,319	—	3,949	3,896	53	370	0
	令和10 (2028) 年度	4,305	—	3,936	3,883	53	369	0
	令和11 (2029) 年度	4,292	—	3,924	3,871	53	368	0
	令和12 (2030) 年度	4,278	—	3,912	3,860	52	366	0
	令和13 (2031) 年度	4,263	—	3,899	3,847	52	364	0
	令和14 (2032) 年度	4,247	—	3,884	3,833	51	363	0
	令和15 (2033) 年度	4,231	—	3,870	3,819	51	361	0
令和16 (2034) 年度	4,216	—	3,856	3,805	51	360	0	
令和17 (2035) 年度	4,200	—	3,842	3,792	50	358	0	
令和18 (2036) 年度	4,179	—	3,823	3,773	50	356	0	

※ 令和 3 (2021) 年度以降のごみ処理量予測については、以下のとおりとした(詳細は参考資料 1 参考表 1-1 参照)。
尚、令和 7 (2025) 8 月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。

○直接焼却(溶融)処理量、固形燃料化処理量

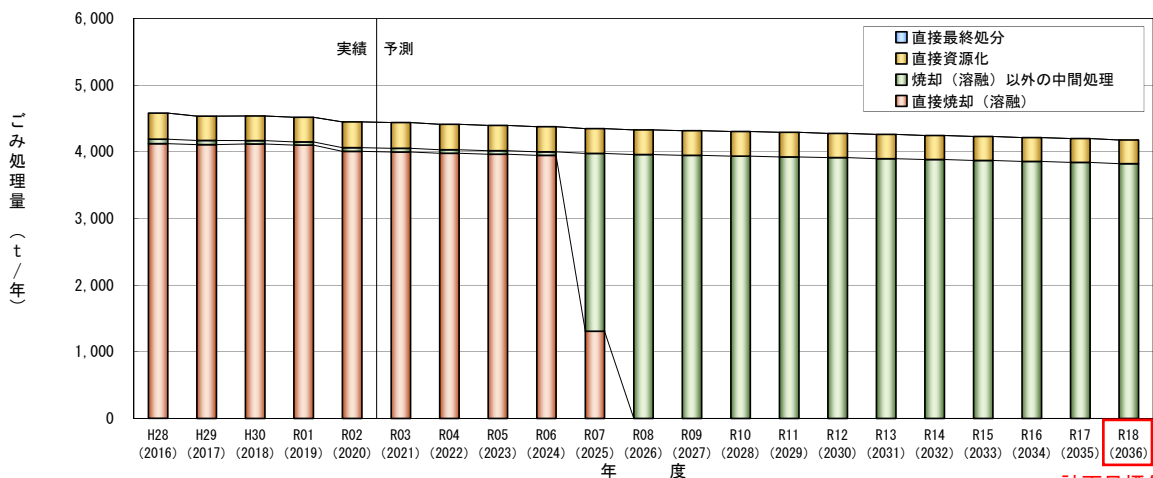
: 可燃ごみ(家庭系+事業系)

○粗大ごみ処理量 : 不燃ごみ(家庭系)+粗大ごみ(家庭系)

○直接資源化量 : 資源ごみ(家庭系+事業系)+その他(家庭系)

また、実績における処理量は、当該年度中に実際に処理された量であり、表 2-4-7 に示すごみ搬入量(収集量+直接搬入量)とは一致しない場合がある。

(計画目標年次: 令和 18 (2036) 年度)



計画目標年次

図 2-4-6 板野町のごみ処理量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(5) 資源化量の予測

本町の資源化は、収集又は直接搬入後に直接資源化するもの、中間処理（溶融合む）し、資源化するもの、集団回収で回収するものの3通りがある。

資源化量の予測を表 2-4-9 及び図 2-4-7 に示す。

資源化量予測については、直接資源化、中間処理後再生利用及び集団回収のそれぞれについて、令和 2（2020）年度の資源ごみ、不燃ごみに対する資源化物の構成比率を用いて設定した。また、令和 7（2025）年 8 月以降については、可燃ごみ処理が溶融処理から固形燃料化処理となること、粗大ごみ処理残渣のうちプラスチック類を新たに回収するという計画を踏まえ、これらの処理で生成する固形燃料とプラスチック類を中間処理後再生利用量に加えることとする。

計画目標年次である令和 18（2036）年度における資源化量は、2,889 トン、ごみ量に対する資源化率は 67.5 パーセントと予測した。

表 2-4-9 板野町の資源化量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年度	※資源化量											資源化率 (%)	
	(t/年)	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	プラスチック類 (t/年)	布類 (t/年)	溶融スラグ (t/年)	固形燃料 (t/年)	廃食用油 (t/年)	その他 (t/年)		
実績	平成28 (2016) 年度	912	289	148	119	3	0	27	322	0	1	3	19.3
	平成29 (2017) 年度	929	265	162	116	4	0	28	343	0	1	10	19.9
	平成30 (2018) 年度	791	247	163	112	5	0	38	217	0	1	8	16.9
	令和元 (2019) 年度	782	234	174	113	4	0	43	205	0	1	8	16.8
	令和2 (2020) 年度	895	215	193	123	4	0	42	309	0	1	8	19.6
予測	令和3 (2021) 年度	892	213	193	123	4	0	42	308	0	1	8	19.6
	令和4 (2022) 年度	887	212	191	122	4	0	42	307	0	1	8	19.6
	令和5 (2023) 年度	881	211	190	121	4	0	41	305	0	1	8	19.5
	令和6 (2024) 年度	876	209	189	120	4	0	41	304	0	1	8	19.5
	令和7 (2025) 年度	2,297	207	136	119	4	34	41	101	1,649	1	5	51.5
	令和8 (2026) 年度	2,999	206	111	118	4	51	40	0	2,464	1	4	67.5
	令和9 (2027) 年度	2,990	206	110	118	4	51	40	0	2,456	1	4	67.5
	令和10 (2028) 年度	2,980	204	110	118	4	51	40	0	2,448	1	4	67.5
	令和11 (2029) 年度	2,971	204	110	116	4	51	40	0	2,441	1	4	67.5
	令和12 (2030) 年度	2,961	203	109	116	4	50	40	0	2,434	1	4	67.5
	令和13 (2031) 年度	2,950	201	109	115	4	50	40	0	2,426	1	4	67.5
	令和14 (2032) 年度	2,939	201	108	115	4	49	40	0	2,417	1	4	67.5
	令和15 (2033) 年度	2,928	200	108	114	4	49	40	0	2,408	1	4	67.5
	令和16 (2034) 年度	2,916	199	107	114	4	49	39	0	2,399	1	4	67.5
	令和17 (2035) 年度	2,905	199	106	113	4	48	39	0	2,391	1	4	67.5
令和18 (2036) 年度	2,889	197	105	113	4	48	38	0	2,379	1	4	67.5	

※ 各資源化量については、直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の合計とし、令和3 (2021) 年度以降のそれぞれの予測値については、以下のとおりとした（詳細は参考資料1 参考表 1-1 参照）。
尚、令和7 (2025) 8月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。
資源化率 = 資源化量 (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (計画処理量 + 集団回収量)

項目	採用値	項目	採用値
紙類	(下表①) + (下表⑬)	布類	(下表⑤) + (下表⑯)
金属類	(下表②) + (下表⑧) + (下表⑭)	廃食用油	(下表⑥)
ガラス類	(下表③) + (下表⑮)	溶融スラグ	(下表⑩)
ペットボトル	(下表④)	固形燃料	(下表⑪)
プラスチック類	(下表⑨)	その他	(下表⑦) + (下表⑫)

区分	項目	採用値
直接資源化量	①紙類	資源ごみ量の 32.12% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	②金属類	資源ごみ量の 27.68% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	③ガラス類	資源ごみ量の 29.50% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	④ペットボトル	資源ごみ量の 1.04% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑤布類	資源ごみ量の 9.40% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑥廃食用油	資源ごみ量の 0.26% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑦その他	その他量の 100% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
中間処理後再生利用量	⑧金属類	資源ごみ + 粗大ごみの 3.64% (令和2 (2020) 年度内訳比率) + 焼却 (溶融) 処理量の 1.92% (令和2 (2020) 年度内訳比率 令和7 (2025) 年7月まで)
	⑨プラスチック類	不燃ごみ + 粗大ごみの 96.36% (令和2 (2020) 年度内訳比率 令和7 (2025) 年8月以降)
	⑩溶融スラグ	焼却 (溶融) 処理量の 7.61% (令和2 (2020) 年度内訳比率 令和7 (2025) 年7月まで)
	⑪固形燃料	固形燃料化処理量 (= 可燃ごみ量) の 63.05% (含水率 20% として 令和7 (2025) 年8月以降)
	⑫その他	焼却 (溶融) 処理量の 0.10% (令和2 (2020) 年度内訳比率 令和7 (2025) 年7月まで)
集団回収量	⑬紙類	集団回収量の 80.00% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑭金属類	集団回収量の 6.09% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑮ガラス類	集団回収量の 8.69% (令和2 (2020) 年度内訳比率)
	⑯布類	集団回収量の 5.22% (令和2 (2020) 年度内訳比率)

(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)

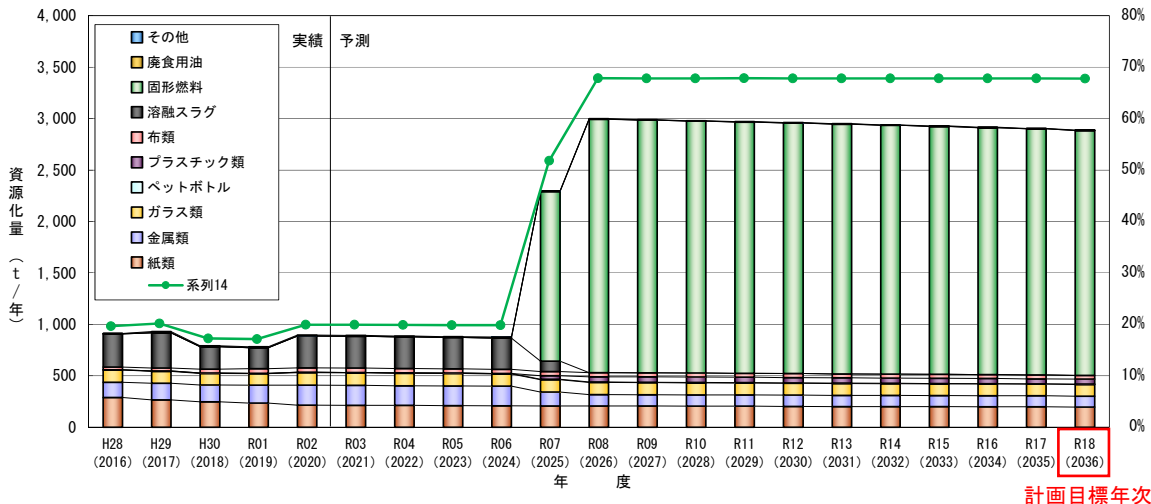


図 2-4-7 板野町の資源化量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(6) 最終処分量の予測

本町では、現在のところ直接最終処分は行っていないが、中央広域環境センターにおいて資源化に適さないものを（一財）徳島県環境整備公社徳島東部処分場で埋立処分している。現在は溶融処理後の残渣を処分しているが、令和7（2025）年8月以降は、可燃ごみの固形燃料化処理残渣を処分することとなる。

最終処分量の予測を表 2-4-10 及び図 2-4-8 に示す。

計画目標年次である令和 18（2036）年度における最終処分量は、22 トンと予測した。

表 2-4-10 板野町の最終処分量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	最終処分量※ (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	焼却 (溶融) 残渣量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の 中間処理 残渣量 (t/年)	
実 績	平成28 (2016) 年度	28	—	28	—
	平成29 (2017) 年度	22	—	22	—
	平成30 (2018) 年度	9	—	9	—
	令和元 (2019) 年度	8	—	8	—
	令和 2 (2020) 年度	8	—	8	—
予 測	令和 3 (2021) 年度	8	—	8	—
	令和 4 (2022) 年度	8	—	8	—
	令和 5 (2023) 年度	8	—	8	—
	令和 6 (2024) 年度	8	—	8	—
	令和 7 (2025) 年度	18	—	3	15
	令和 8 (2026) 年度	22	—	—	22
	令和 9 (2027) 年度	22	—	—	22
	令和10 (2028) 年度	22	—	—	22
	令和11 (2029) 年度	22	—	—	22
	令和12 (2030) 年度	22	—	—	22
	令和13 (2031) 年度	22	—	—	22
	令和14 (2032) 年度	22	—	—	22
	令和15 (2033) 年度	22	—	—	22
令和16 (2034) 年度	22	—	—	22	
令和17 (2035) 年度	22	—	—	22	
令和18 (2036) 年度	22	—	—	22	

※ 令和 3 (2021) 年度以降の最終処分量予測値については、以下のとおりとした。
尚、令和 7 (2025) 8 月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。

○焼却 (溶融) 処理残渣量 : 焼却 (溶融) 処理量の 0.20%
(令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 7 月まで)

○焼却 (溶融) 以外の中間処理残渣量 : 固形燃料化処理量の 0.57%
(ごみ組成における不燃物の割合に基づく 令和 7 (2025) 年 8 月以降)

(計画目標年次 : 令和 18 (2036) 年度)

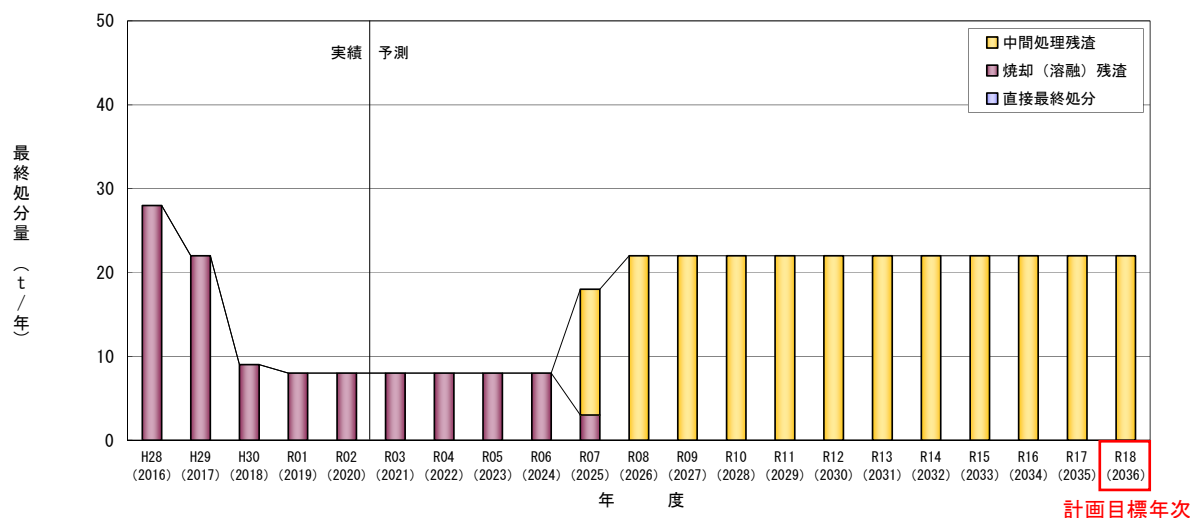


図 2-4-8 板野町の最終処分量実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

3) 減量化目標値との比較

本ごみ処理基本計画においては、ごみ減量化目標値として、国及び徳島県による減量化等の目標を踏まえた目標を掲げ、その達成を目指した施策を行う。

国による目標値は、「循環型社会形成推進基本計画」に示されており、平成 30（2018）年 6 月には、令和 7（2025）年度における新たな目標値が設定された。また、徳島県では、この方針をもとにした「第五期徳島県廃棄物処理計画」が現在推進されている。

国による計画を表 2-4-11 に示す。また、徳島県における現在の計画を表 2-4-12 に示す。

表 2-4-11 国による令和 7（2025）年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
1 人 1 日当たりごみ排出量	850g に削減	令和 7 年度 (2025)
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量※	440g に削減	
最終処分量	平成 12（2000）年度に対し約 70%削減	

※ 家庭から排出するごみ量：資源ごみ、集団回収ごみを除く家庭系ごみ

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30（2018）年 6 月 環境省）」

表 2-4-12 徳島県による令和 7（2025）年度における一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値	目標年次
ごみ排出量	212 千 t 平成 30（2018）年度に対し約 19%削減	令和 7 年度 (2025)
県民 1 人 1 日当たり排出量	845g 平成 30（2018）年度に対し約 11%削減	
県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	605g 平成 30（2018）年度に対し約 15%削減	
リサイクル率（ごみ排出量に対する資源化量の割合）	30% 平成 30（2018）年度に対し約 13.4 ポイント増加	
最終処分量	19.9 千 t 平成 30（2018）年度に対し約 32%削減	

出典：第五期徳島県廃棄物処理計画（令和 3（2021）年 3 月 徳島県）

(1) 全体ごみ

全体ごみにおける各指標値と国及び徳島県目標値との比較を表 2-4-13 に示す。

国では平成 12（2000）年度及び平成 30（2018）年度実績を、徳島県では平成 30（2018）年度実績をもとにした目標値が示されており、目標年次はいずれも令和 7（2025）年度である。

予測の結果、表 2-4-13 に示すように、令和 7（2025）年度においては、排出量 4,461 トン（目標値（県）3,763 トン）、資源化率 51.5 パーセント（目標値（県）30 パーセント）、最終処分量 8 トン（目標値（国）481 トン（県）6 トン）となり、資源化率の県の目標値及び最終処分量の国の目標値を満足するが、排出量は国、県の目標値に到達しない見込みである。

表 2-4-13 板野町の全体ごみ排出量予測における各指標と目標値との比較

年 度	総人口 (人)	全 体*									
		総排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	国/県 目標値 (%)	最終 処分量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	
基 準	平成 12（2000）年度	14,751	5,184		963		436	8.4		1,602	
	平成 30（2018）年度	13,480	4,671		943		791	16.9		9	
予 測	令和 3（2021）年度	13,291	4,553		939		892	19.6		8	
	令和 4（2022）年度	13,188	4,530		941		887	19.6		8	
	令和 5（2023）年度	13,085	4,509		944		881	19.5		8	
	令和 6（2024）年度	12,982	4,490		948		876	19.5		8	
	令和 7（2025）年度	12,878	4,461	県 3,763	949	国 850 県 845	2,297	51.5	県 30	18	国 481 県 6
	令和 8（2026）年度	12,828	4,443		949		2,999	67.5		22	
	令和 9（2027）年度	12,778	4,430		950		2,990	67.5		22	
	令和10（2028）年度	12,728	4,415		950		2,980	67.5		22	
	令和11（2029）年度	12,678	4,401		951		2,971	67.5		22	
	令和12（2030）年度	12,628	4,387		952		2,961	67.5		22	
	令和13（2031）年度	12,570	4,371		953		2,950	67.5		22	
	令和14（2032）年度	12,512	4,355		954		2,939	67.5		22	
	令和15（2033）年度	12,454	4,339		955		2,928	67.5		22	
	令和16（2034）年度	12,396	4,322		955		2,916	67.5		22	
	令和17（2035）年度	12,339	4,306		956		2,905	67.5		22	
	令和18（2036）年度	12,261	4,283		957		2,889	67.5		22	

※ 各項目については、以下のとおり算出した。

- 総排出量 : 収集量＋直接搬入量＋集団回収量
- 資源化率 : (再生利用量(直接資源化量＋中間処理後再生利用量)＋集団回収量(t/年)) ÷ (総排出量(t/年))
- 最終処分量 : (直接最終処分量(t/年))＋(中間処理後最終処分量(t/年))
- 排出量目標値 : 令和7(2025)年度(県)平成30(2018)年度に対し19%削減 → 3,763t/年
- 1人1日当たり排出量目標値 : 令和7(2025)年度(国) → 850g/人・日
- 資源化率目標値 : 令和7(2025)年度(県)平成30(2018)年度に対し11%削減 → 845g/人・日
- 最終処分量目標値 : 令和7(2025)年度(県) → 30t/年
- 最終処分量目標値 : 令和7(2025)年度(国)平成12(2000)年度に対し70%削減 → 481t/年
- 最終処分量目標値 : 令和7(2025)年度(県)平成30(2018)年度に対し32%削減 → 6t/年

(計画目標年次：令和18(2036)年度)

(2) 家庭系ごみ

家庭系ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-14 に示す。

家庭系ごみにおける国、徳島県の目標値は、1 人 1 日当たり家庭から排出されるごみ量（資源ごみ、集団回収を除く）について示されており、目標年次は令和 7（2020）年度である。

表 2-4-14 に示すように、令和 7（2025）年度における本町の 1 人 1 日当たり家庭から排出するごみ量は、662g/人・日（目標値（国）440g/人・日（県）605g/人・日）と予測され、国及び県の目標値には到達しないと予測される。

一方、全体ごみ排出量の削減目標値を家庭系ごみに当てはめた場合、令和 7（2025）年度における本町の家庭系ごみ排出量は 3,589 トン（目標値（県）3,067 トン）となり、県の目標には到達しないと予測される。

表 2-4-14 板野町の家庭系ごみ排出量予測及び目標値との比較

年 度	総人口 (人)	家庭系ごみ※									
		排出量 (t/年)	国/県 目標値 (t/年)	集団 回収量 (t/年)	資源 ごみ量 (t/年)	集団回収 ・ 資源ごみ を除く 排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 (g/人・日)	1人1日 当たり 集団回収 + 資源ごみ量 (g/人・日)	1人1日 当たり 家庭から 排出する ごみ量 (g/人・日)	国/県 目標値 (g/人・日)	
基準	平成 12 (2000) 年度	14,751	4,518		149	287	4,082	839	81	758	
	平成 30 (2018) 年度	13,480	3,786		131	365	3,290	769	100	669	
予測	令和 3 (2021) 年度	13,291	3,704		114	380	3,210	764	102	662	
	令和 4 (2022) 年度	13,188	3,676		114	377	3,185	764	102	662	
	令和 5 (2023) 年度	13,085	3,647		113	374	3,160	764	102	662	
	令和 6 (2024) 年度	12,982	3,618		112	371	3,135	764	102	662	
	令和 7 (2025) 年度	12,878	3,589	県 3,067	111	368	3,110	764	102	662	国 440 県 605
	令和 8 (2026) 年度	12,828	3,571		111	365	3,095	763	102	661	
	令和 9 (2027) 年度	12,778	3,558		111	364	3,083	763	102	661	
	令和10 (2028) 年度	12,728	3,543		110	363	3,070	763	102	661	
	令和11 (2029) 年度	12,678	3,529		109	362	3,058	763	102	661	
	令和12 (2030) 年度	12,628	3,515		109	360	3,046	763	102	661	
	令和13 (2031) 年度	12,570	3,499		108	358	3,033	763	102	661	
	令和14 (2032) 年度	12,512	3,483		108	357	3,018	763	102	661	
	令和15 (2033) 年度	12,454	3,467		108	355	3,004	763	102	661	
	令和16 (2034) 年度	12,396	3,450		106	354	2,990	763	102	661	
	令和17 (2035) 年度	12,339	3,434		106	352	2,976	762	101	661	
	令和18 (2036) 年度	12,261	3,411		104	350	2,957	762	101	661	

※各項目については、以下のとおり算出した（自家処理量を除く。）。

○排出量目標値 : 令和7(2025)年度(県)平成30(2018)年度に対し19%削減 → 3,067t/年

○1人1日当たり排出量 : (家庭系ごみ排出量(t/年)) ÷ (総人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)

○1人1日当たり資源ごみ+集団回収量 : (資源ごみ量+集団回収量(t/年)) ÷ (計画収集人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量 : (資源ごみ・集団回収を除く排出量(t/年)) ÷ (総人口(人)) ÷ 365(日) × 10⁶(g/t/年)

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量目標値 : 令和7(2025)年度(国) → 440g/人・日
令和7(2025)年度(県)平成30(2018)年度に対し15%削減 → 605g/人・日

(計画目標年次: 令和 18 (2036) 年度)

(3) 事業系ごみ

事業系ごみにおける各指標値と目標値との比較を表 2-4-15 に示す。

事業系ごみにおける国及び徳島県目標値として、ごみ総排出量の目標値を当てはめるものとする。

令和 7 (2025) 年度における本町の事業系ごみ排出量は、872 トン (目標値 (県) 717 トン) であり、県の目標には到達しないと予測される。

表 2-4-15 板野町の事業系ごみ排出量及び目標値との比較

年 度		事業系ごみ*	
		排出量 (t/年)	国又は県 目標値 (t/年)
基 準	平成 12 (2000) 年度	666	
	平成 30 (2018) 年度	885	
予 測	令和 3 (2021) 年度	849	
	令和 4 (2022) 年度	854	
	令和 5 (2023) 年度	862	
	令和 6 (2024) 年度	872	
	令和 7 (2025) 年度	872	県 717
	令和 8 (2026) 年度	872	
	令和 9 (2027) 年度	872	
	令和 10 (2028) 年度	872	
	令和 11 (2029) 年度	872	
	令和 12 (2030) 年度	872	
	令和 13 (2031) 年度	872	
	令和 14 (2032) 年度	872	
	令和 15 (2033) 年度	872	
	令和 16 (2034) 年度	872	
	令和 17 (2035) 年度	872	
令和 18 (2036) 年度	872		

※各項目については、以下のとおり算出した。

○排出量目標値 : 令和7 (2025) 年度 (県) 平成30 (2018) 年度に対し19%削減→717t/年
(計画目標年次 : 令和 18 (2036) 年度)

4) ごみ量の削減

令和2（2020）年度までのごみ処理実績をもとに将来予測を行った結果、本町におけるごみ排出量及び処理量の予測は、令和7（2025）年度における国及び県の掲げる排出量、再生利用量、最終処分量の目標を満足しないと予測される。

この将来予測を踏まえ、本町としては、国及び県の削減目標を参考としつつ、町独自の削減目標を掲げることとする。

本計画で掲げる削減目標は、以下のとおりとする。

板野町のごみ排出量削減目標 (令和8（2026）年度)

○ごみ排出量

- ・1人1日当たりの排出量を845グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

○1人1日当たり家庭系ごみ排出量

- ・1人1日当たりの排出量を605グラムに削減することを目標とし、その水準を維持又は下回ることを目指す。

本町の削減目標は、家庭系ごみ・事業系ごみを合わせた1人1日当たりの排出量と1人1日当たり家庭系ごみ排出量を削減することにより、資源化率の向上と最終処分量の削減を目指すものとする。

但し、国及び徳島県における現行計画の目標年次は令和7（2025）年度であるが、本町では、本計画の開始年次が令和4（2022）年度であるため、5年後となる令和8（2026）年度を中間目標年次として、目標値を設定する。

(1) 全体ごみ

ごみの総排出量は、人口とともに減少すると予測したが、1人1日当たり排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに横ばいになると考えられる。そこで、この1人1日当たり排出量の削減を目指し、目標令和8（2026）年度において、徳島県の令和7（2025）年度目標と同じ1人1日当たり845グラムを目標値として設定する。

これは、1人1日当たり排出量を令和2（2020）年度比で約10パーセント削減するのに相当する。また、資源化率向上のため、主に可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを削減対象とし、1人1日当たり約13グラムずつ上乗せして削減していくことで達成される。令和8（2026）年度以降はこの水準を維持していくこととする。

(2) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量の削減目標は、1人1日当たり家庭系ごみ量として、徳島県の目標値と同じ1人1日当たり605グラムと設定する。

削減目標を考慮した排出量の目標値を表2-4-16に示す。

表 2-4-16 板野町のごみ排出量の削減目標

年 度	総人口 (人)	全 体			家庭系ごみ				事業系ごみ	
		ごみ 総排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 ^{※3} (g/人・日)	目標値 (t/年)	排出量 ^{※2} (t/年)	1人1日 当たり 排出量 ^{※4} (g/人・日)	1人1日 当たり 家庭系ごみ 排出量 ^{※5} (g/人・日)	目標値 (g/人・日)	排出量 (t/年)	1人1日 当たり 排出量 ^{※6} (g/人・日)
令和 3 (2021) 年度	13,291	4,553	939		3,704	764	662		849	175
令和 4 (2022) 年度	13,188	<u>※1 4,429</u>	<u>※1 920</u>		<u>※1 3,614</u>	<u>※1 751</u>	<u>※1 650</u>		<u>※1 815</u>	<u>※1 169</u>
令和 5 (2023) 年度	13,085	<u>※1 4,303</u>	<u>※1 901</u>		<u>※1 3,523</u>	<u>※1 738</u>	<u>※1 639</u>		<u>※1 780</u>	<u>※1 163</u>
令和 6 (2024) 年度	12,982	<u>※1 4,184</u>	<u>※1 883</u>		<u>※1 3,434</u>	<u>※1 725</u>	<u>※1 628</u>		<u>※1 750</u>	<u>※1 158</u>
令和 7 (2025) 年度	12,878	<u>※1 4,061</u>	<u>※1 864</u>		<u>※1 3,345</u>	<u>※1 712</u>	<u>※1 616</u>		<u>※1 716</u>	<u>※1 152</u>
令和 8 (2026) 年度	12,828	<u>※1 3,956</u>	<u>※1 845</u>	845	<u>※1 3,267</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>	605	<u>※1 689</u>	<u>※1 147</u>
令和 9 (2027) 年度	12,778	<u>※1 3,941</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,255</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 686</u>	<u>※1 147</u>
令和10 (2028) 年度	12,728	<u>※1 3,926</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,241</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 685</u>	<u>※1 147</u>
令和11 (2029) 年度	12,678	<u>※1 3,910</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,228</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 682</u>	<u>v 147</u>
令和12 (2030) 年度	12,628	<u>※1 3,895</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,216</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 679</u>	<u>※1 147</u>
令和13 (2031) 年度	12,570	<u>※1 3,877</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,200</u>	<u>※1 697</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 677</u>	<u>※1 148</u>
令和14 (2032) 年度	12,512	<u>※1 3,859</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,186</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 673</u>	<u>※1 147</u>
令和15 (2033) 年度	12,454	<u>※1 3,841</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,172</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 669</u>	<u>※1 147</u>
令和16 (2034) 年度	12,396	<u>※1 3,823</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,156</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 667</u>	<u>※1 147</u>
令和17 (2035) 年度	12,339	<u>※1 3,806</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,142</u>	<u>※1 698</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 664</u>	<u>※1 147</u>
令和18 (2036) 年度	12,261	<u>※1 3,782</u>	<u>※1 845</u>		<u>※1 3,120</u>	<u>※1 697</u>	<u>※1 605</u>		<u>※1 662</u>	<u>※1 148</u>

※1 二重下線部は、将来予測に削減量を加味したものである。

※2 集団回収量を含む。

※3 1人1日当たり排出量（全体） $： = (\text{ごみ総排出量 (t/年)}) \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t/年})$

※4 1人1日当たり排出量（家庭系ごみ） $： = (\text{家庭系ごみ量 (t/年)}) \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t/年})$

※5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 $： = \{ (\text{家庭系ごみ排出量 (t/年)}) - (\text{資源ごみ量 (t/年)}) - (\text{集団回収量 (t/年)}) \} \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t/年})$

※6 1人1日当たり排出量（事業系ごみ） $： = (\text{事業系ごみ量 (t/年)}) \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t/年})$

（計画目標年次：令和18（2036）年度）

5) ごみ量削減目標達成時の将来推計

(1) 家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位

削減目標を加味した家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、表 2-4-17 及び図 2-4-9～2-4-10 に示す。

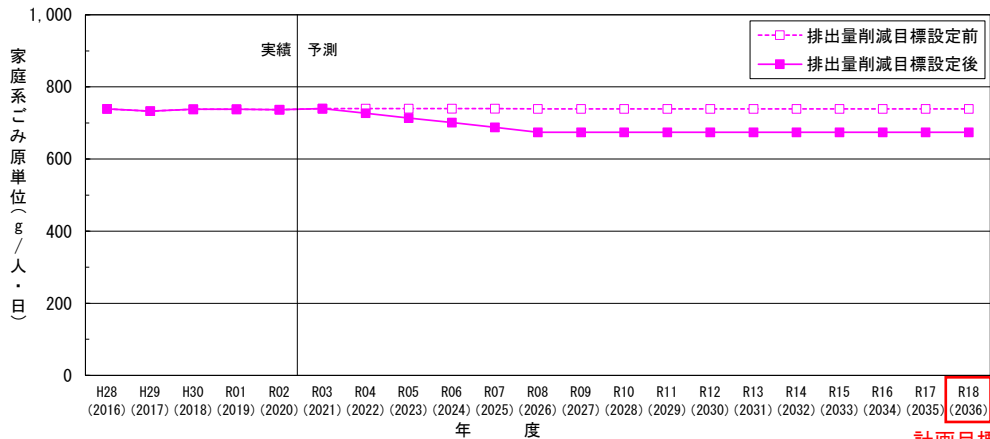
家庭系ごみの原単位は、令和 4（2022）年度以降目標に従い、削減を行う場合、令和 8（2026）年度まで毎年 1 人 1 日あたり約 13g を上乗せして削減し、その後は令和 8（2026）年度の原単位を維持することとする。目標達成時には、令和 18（2036）年度における家庭系ごみの原単位は 674g/人・日となる。

また、事業系ごみの原単位は、削減を行う場合、令和 8（2026）年度まで毎年従業者 1 人 1 日当たり約 13～20g を、令和 8（2026）年度以降は約 1～2g/従業者・日を削減することとなる。目標達成時には、令和 18（2036）年度における事業系ごみの原単位は、排出量の削減がない場合の 433g/従業者・日から 329g/従業者・日となり、約 24 パーセントの削減となる。

表 2-4-17 板野町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

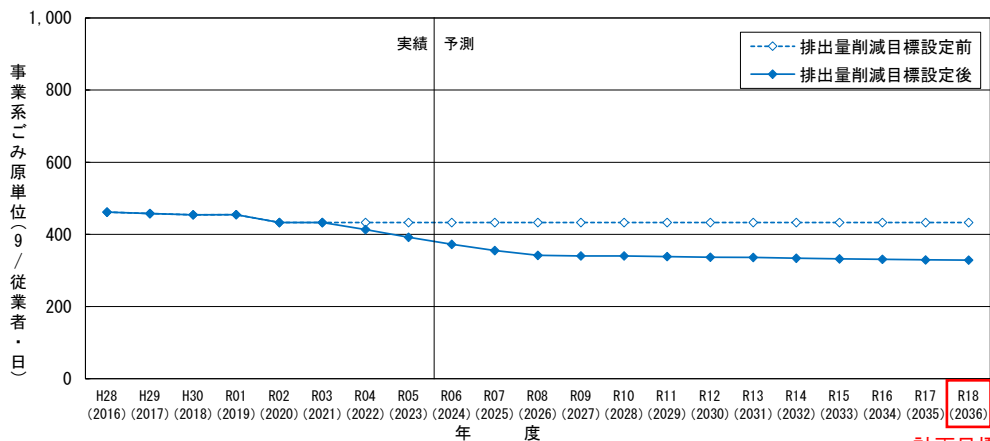
年 度	原単位				
	家庭系ごみ※ (g/人・日)		事業系ごみ (g/従業者・日)		
	削減目標 なし	削減目標 達成時	削減目標 なし	削減目標 達成時	
実 績	平成28 (2016) 年度	739		462	
	平成29 (2017) 年度	733		458	
	平成30 (2018) 年度	738		454	
	令和元 (2019) 年度	738		455	
	令和 2 (2020) 年度	737		433	
予 測	令和 3 (2021) 年度	740	740	433	433
	令和 4 (2022) 年度	740	727	433	413
	令和 5 (2023) 年度	740	714	433	392
	令和 6 (2024) 年度	740	701	433	372
	令和 7 (2025) 年度	740	688	433	355
	令和 8 (2026) 年度	739	674	433	342
	令和 9 (2027) 年度	739	674	433	341
	令和10 (2028) 年度	739	674	433	340
	令和11 (2029) 年度	739	674	433	339
	令和12 (2030) 年度	739	674	433	337
	令和13 (2031) 年度	739	674	433	336
	令和14 (2032) 年度	739	674	433	334
	令和15 (2033) 年度	739	674	433	332
	令和16 (2034) 年度	739	674	433	331
	令和17 (2035) 年度	739	674	433	330
	令和18 (2036) 年度	739	674	433	329

※集団回収を除く
(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)



計画目標年次

図 2-4-9 板野町の家庭系ごみ原単位実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)



計画目標年次

図 2-4-10 板野町の事業系ごみ原単位実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(2) ごみ排出量の目標

削減目標を加味した原単位予測より算出したごみ排出量を表 2-4-18 及び図 2-4-11 に示す。

ごみ排出量は、搬入量及び集団回収量に区分し、搬入量は家庭系ごみ、事業系ごみの収集原単位予測よりそれぞれ算出したものである。

計画目標年次である令和 18（2036）年度におけるごみ排出量は、本計画に示す削減量が達成される場合、当初予測時の発生ごみ量 4,283 トン（表 2-4-6 参照）から 3,782 トンに削減される。

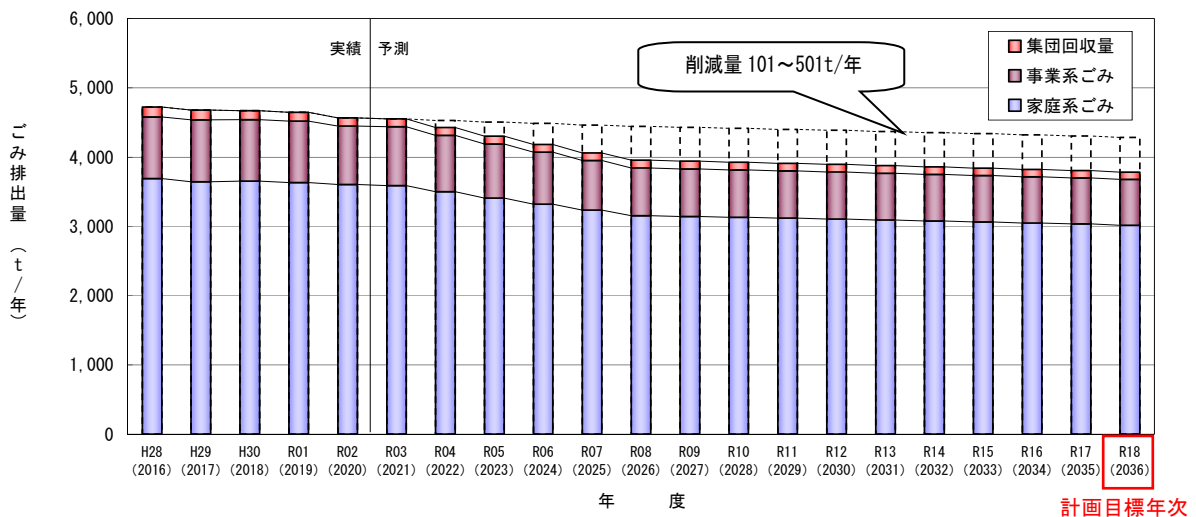
表 2-4-18 板野町のごみ排出量の実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	ごみ 総排出量※ (t/年)	ごみ 搬入量 (t/年)	ごみ系ごみ量 (t/年)		集団回収量 (t/年)	
			家庭系 ごみ量 (t/年)	事業系 ごみ量 (t/年)		
実 績	平成28 (2016) 年度	4,724	4,581	3,690	891	143
	平成29 (2017) 年度	4,678	4,537	3,645	892	141
	平成30 (2018) 年度	4,671	4,540	3,655	885	131
	令和元 (2019) 年度	4,647	4,520	3,632	889	126
	令和 2 (2020) 年度	4,565	4,450	3,604	846	115
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,553	4,439	3,590	849	114
	令和 4 (2022) 年度	4,429	4,315	3,500	815	114
	令和 5 (2023) 年度	4,303	4,190	3,410	780	113
	令和 6 (2024) 年度	4,184	4,072	3,322	750	112
	令和 7 (2025) 年度	4,061	3,950	3,234	716	111
	令和 8 (2026) 年度	3,956	3,845	3,156	689	111
	令和 9 (2027) 年度	3,941	3,830	3,144	686	111
	令和10 (2028) 年度	3,926	3,816	3,131	685	110
	令和11 (2029) 年度	3,910	3,801	3,119	682	109
	令和12 (2030) 年度	3,895	3,786	3,107	679	109
	令和13 (2031) 年度	3,877	3,769	3,092	677	108
	令和14 (2032) 年度	3,859	3,751	3,078	673	108
	令和15 (2033) 年度	3,841	3,733	3,064	669	108
令和16 (2034) 年度	3,823	3,717	3,050	667	106	
令和17 (2035) 年度	3,806	3,700	3,036	664	106	
令和18 (2036) 年度	3,782	3,678	3,016	662	104	

※ 各予測値は以下のように算出した。

- ごみ総排出量 : 家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量 (t/年)
- ごみ搬入量 : 家庭系ごみ量+事業系ごみ量 (t/年)
- ごみ搬入量のうち家庭系ごみ量 : 計画収集人口 (人) × 家庭系ごみ原単位 (g/人・日 表 2-4-17) × 365 (日)
- ごみ搬入量のうち事業系ごみ量 : 事業系ごみ原単位 (kg/日 表 2-4-17) × 365 (日)
- 集団回収量 : 平成 28 (2016) 年度の人口に対する各年度の人口比率を平成 28 (2016) 年度の集団回収量 1,847t/年に乗じて求めた。

(計画目標年次 : 令和 18 (2032) 年度)



※図中の破線は削減目標設定前予測値(図 2-4-4 参照)を示す。

図 2-4-11 板野町のごみ排出量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(3) ごみ搬入量の目標

削減目標を加味したごみ搬入量について、表 2-4-19 及び図 2-4-12 に示す。

ごみ量の削減は、1 人 1 日当たり排出量と 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量の削減を目標としているため、資源ごみを除くごみを主体とした削減を収集ごみ、直接搬入ごみともに行うこととした。

この結果、計画目標年次である令和 18（2036）年度において、当初予測（表 2-4-7 参照）と削減目標達成時の各ごみ搬入量を比べると、可燃ごみ 3,316 トン（削減前 3,773 トン）、不燃ごみ 40 トン（同 43 トン）、資源ごみ 208 トン（同 235 トン）、直接搬入ごみ 114 トン（同 128 トン）となる。

尚、令和 18（2036）年度における計画処理量は、削減前の 4,179 トンから 3,678 トンに削減される。

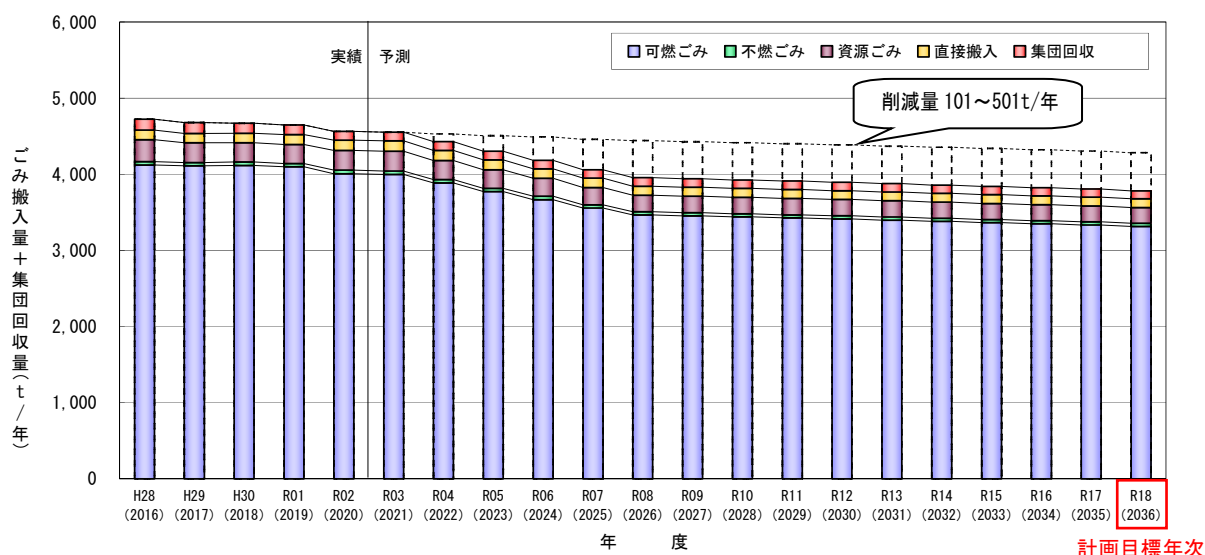
表 2-4-19 板野町のごみ搬入量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	ごみ搬入量※ (t/年)	収集量 (t/年)			直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)		
		可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)				
実 績	平成28 (2016) 年度	4,581	4,453	4,121	45	287	128	143
	平成29 (2017) 年度	4,537	4,415	4,111	41	263	122	141
	平成30 (2018) 年度	4,540	4,414	4,118	43	253	126	131
	令和元 (2019) 年度	4,521	4,392	4,099	43	250	129	126
	令和 2 (2020) 年度	4,450	4,313	4,008	47	258	137	115
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,439	4,302	3,998	47	257	137	114
	令和 4 (2022) 年度	4,315	4,182	3,885	46	251	133	114
	令和 5 (2023) 年度	4,190	4,060	3,773	44	243	130	113
	令和 6 (2024) 年度	4,072	3,947	3,668	43	236	125	112
	令和 7 (2025) 年度	3,950	3,828	3,558	42	228	122	111
	令和 8 (2026) 年度	3,845	3,726	3,467	42	217	119	111
	令和 9 (2027) 年度	3,830	3,711	3,453	42	216	119	111
	令和10 (2028) 年度	3,816	3,698	3,441	41	216	118	110
	令和11 (2029) 年度	3,801	3,683	3,427	41	215	118	109
	令和12 (2030) 年度	3,786	3,669	3,414	41	214	117	109
	令和13 (2031) 年度	3,769	3,652	3,398	41	213	117	108
	令和14 (2032) 年度	3,751	3,635	3,382	41	212	116	108
	令和15 (2033) 年度	3,733	3,617	3,366	40	211	116	108
	令和16 (2034) 年度	3,717	3,602	3,352	40	210	115	106
	令和17 (2035) 年度	3,700	3,585	3,336	40	209	115	106
	令和18 (2036) 年度	3,678	3,564	3,316	40	208	114	104

※ 令和3 (2021) 年度以降のごみ搬入量予測については、以下のとおりとした (詳細は参考資料1 参考表1-2参照)。

- 収集量 : ごみ搬入量－直接搬入量 (集団回収量は含まず)
表中の収集量の内訳は、ごみ排出量削減目標に基づいて設定したものである。
- 直接搬入量 : (家庭系ごみ量＋事業系ごみ量) × 3.08%
- 集団回収量 : 令和2 (2020) 年度の人口に対する各年度の人口比率を令和2 (2020) 年度の集団回収量115t/年に乗じて求めた。

(計画目標年次：令和18 (2036) 年度)



※図中の破線は削減目標設定前予測値(図 2-4-5 参照)を示す。

図 2-4-12 板野町のごみ搬入量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(4) ごみ処理量の目標

削減目標を加味したごみ処理量を表 2-4-20 及び図 2-4-13 に示す。

ごみ量を削減することにより、焼却（溶融）処理量（令和 7（2025）年 7 月まで）、固形燃料化処理量（令和 7（2025）年 8 月以降）及び粗大ごみ処理量はいずれも減少する。また、直接資源化量も減少する。

計画目標年次である令和 18（2036）年度において、当初予測（表 2-4-8 参照）と削減目標達成時の処理量を比べると、固形燃料化処理量は 3,316 トン（削減前 3,773 トン）に、粗大ごみ処理量は 47 トン（同 50 トン）、直接資源化量は 315 トン（同 356 トン）となると設定した。

表 2-4-20 板野町のごみ処理量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年 度	※ ごみ処理量 (t/年)	直接焼却 (溶融) 処理量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の 中間処理量 (t/年)	固形燃料化 処理量 (t/年)	粗大ごみ 処理量 (t/年)	直接 資源化量 (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	
実 績	平成28 (2016) 年度	4,581	4,121	69	—	69	391	0
	平成29 (2017) 年度	4,537	4,111	60	—	60	366	0
	平成30 (2018) 年度	4,540	4,118	51	—	51	371	0
	令和元 (2019) 年度	4,521	4,099	51	—	51	371	0
	令和 2 (2020) 年度	4,450	4,008	55	—	55	387	0
予 測	令和 3 (2021) 年度	4,439	3,998	55	—	55	386	0
	令和 4 (2022) 年度	4,315	3,885	54	—	54	376	0
	令和 5 (2023) 年度	4,190	3,773	52	—	52	365	0
	令和 6 (2024) 年度	4,072	3,668	50	—	50	354	0
	令和 7 (2025) 年度	3,950	1,186	2,421	2,372	49	343	0
	令和 8 (2026) 年度	3,845	—	3,516	3,467	49	329	0
	令和 9 (2027) 年度	3,830	—	3,502	3,453	49	328	0
	令和10 (2028) 年度	3,816	—	3,489	3,441	48	327	0
	令和11 (2029) 年度	3,801	—	3,475	3,427	48	326	0
	令和12 (2030) 年度	3,786	—	3,462	3,414	48	324	0
	令和13 (2031) 年度	3,769	—	3,446	3,398	48	323	0
	令和14 (2032) 年度	3,751	—	3,430	3,382	48	321	0
	令和15 (2033) 年度	3,733	—	3,413	3,366	47	320	0
令和16 (2034) 年度	3,717	—	3,399	3,352	47	318	0	
令和17 (2035) 年度	3,700	—	3,383	3,336	47	317	0	
令和18 (2036) 年度	3,678	—	3,363	3,316	47	315	0	

※ 令和 3 (2021) 年度以降のごみ処理量予測については、以下のとおりとした(詳細は参考資料 1 参考表 1-2 参照)。尚、令和 7 (2025) 8月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。

○直接焼却(溶融)処理量、固形燃料化処理量

: 可燃ごみ(家庭系+事業系)

○粗大ごみ処理量

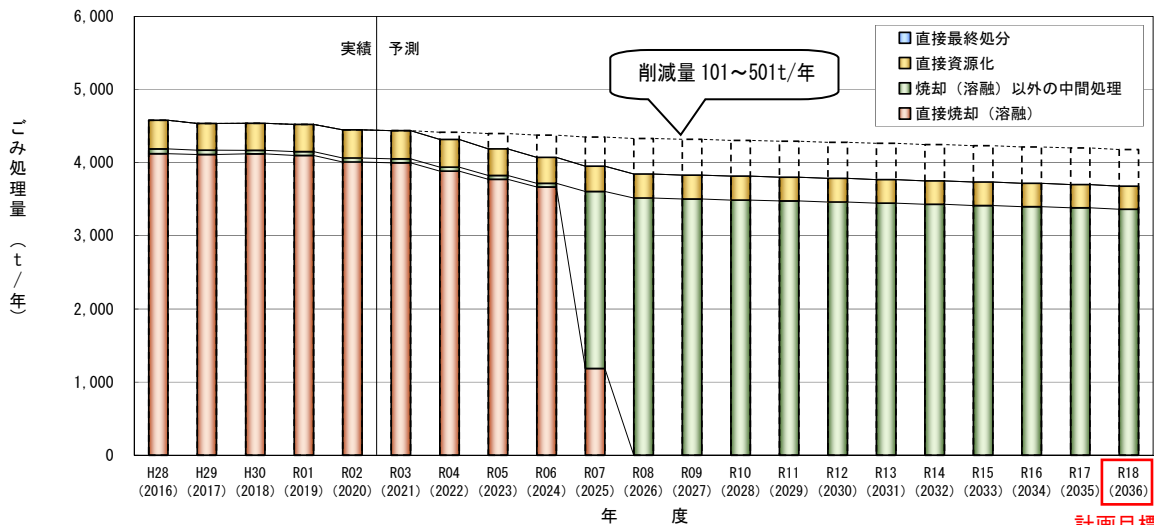
: 不燃ごみ(家庭系)+粗大ごみ(家庭系)

○直接資源化量

: 資源ごみ(家庭系+事業系)+その他(家庭系)

また、実績における処理量は、当該年度中に実際に処理された量であり、表 2-4-19 に示すごみ搬入量(収集量+直接搬入量)とは一致しない場合がある。

(計画目標年次: 令和 18 (2036) 年度)



計画目標年次

※図中の破線は削減目標設定前予測値(図 2-4-6 参照)を示す。

図 2-4-13 板野町のごみ処理量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(5) 資源化量の目標

資源化量の増加を考慮した予測を表 2-4-21 及び図 2-4-14 に示す。

資源化量については、集団回収量を除く排出量を削減した場合、計画目標年次である令和 18 (2036) 年度における資源化量は 2,557 トン (当初予測 2,889 トン 表 2-4-9 参照) となる。一方、資源化率は当初予測の 67.5 パーセントに比べ 67.6 パーセントとほぼ同程度である。

表 2-4-21 板野町の資源化量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

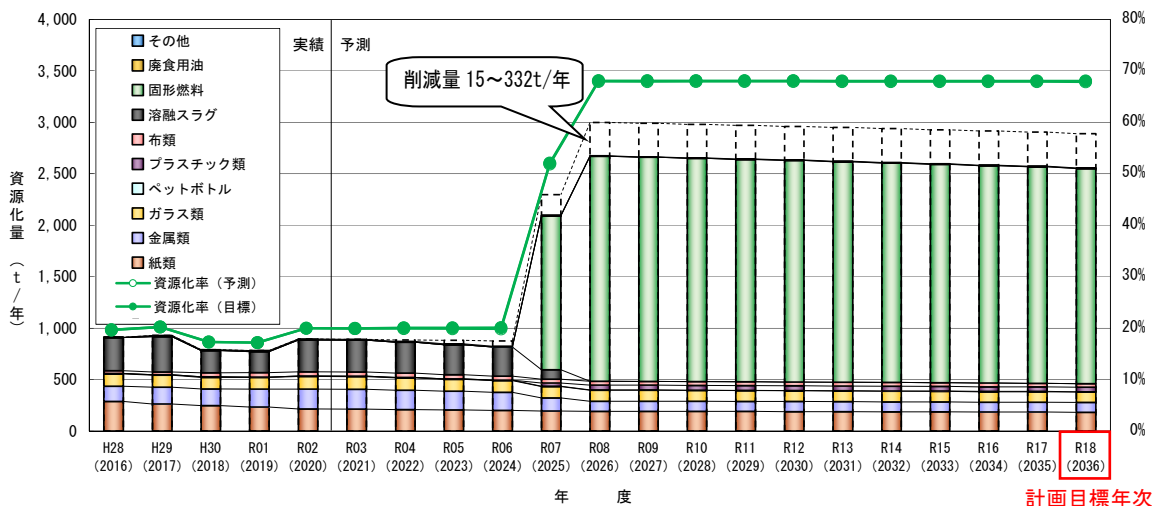
年 度	※資源化量											資源化率 (%)	
	(t/年)	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	プラスチック類 (t/年)	布類 (t/年)	溶融スラグ (t/年)	固形燃料 (t/年)	廃食用油 (t/年)	その他 (t/年)		
実 績	平成28 (2016) 年度	912	289	148	119	3	0	27	322	—	1	3	19.3
	平成29 (2017) 年度	929	265	162	116	4	0	28	343	—	1	10	19.9
	平成30 (2018) 年度	791	247	163	112	5	0	38	217	—	1	8	16.9
	令和元 (2019) 年度	782	234	174	113	4	0	43	205	—	1	8	16.8
	令和 2 (2020) 年度	895	215	193	123	4	0	42	309	—	1	8	19.6
予 測	令和 3 (2021) 年度	892	213	193	123	4	0	42	308	—	1	8	19.6
	令和 4 (2022) 年度	872	210	188	120	4	0	41	300	—	1	8	19.7
	令和 5 (2023) 年度	848	206	182	116	4	0	40	291	—	1	8	19.7
	令和 6 (2024) 年度	826	201	177	113	4	0	39	283	—	1	8	19.7
	令和 7 (2025) 年度	2,098	196	126	110	4	31	38	91	1,496	1	5	51.7
	令和 8 (2026) 年度	2,675	192	99	106	3	47	37	—	2,186	1	4	67.6
	令和 9 (2027) 年度	2,665	192	99	106	3	47	36	—	2,177	1	4	67.6
	令和10 (2028) 年度	2,655	192	98	105	3	46	36	—	2,170	1	4	67.6
	令和11 (2029) 年度	2,644	191	98	104	3	46	36	—	2,161	1	4	67.6
	令和12 (2030) 年度	2,634	190	98	103	3	46	36	—	2,153	1	4	67.6
	令和13 (2031) 年度	2,621	189	97	103	3	46	36	—	2,142	1	4	67.6
	令和14 (2032) 年度	2,609	188	96	103	3	46	36	—	2,132	1	4	67.6
	令和15 (2033) 年度	2,597	188	96	102	3	45	36	—	2,122	1	4	67.6
令和16 (2034) 年度	2,584	186	95	101	3	45	36	—	2,113	1	4	67.6	
令和17 (2035) 年度	2,573	186	95	101	3	45	35	—	2,103	1	4	67.6	
令和18 (2036) 年度	2,557	184	94	101	3	45	34	—	2,091	1	4	67.6	

※ 各資源化量については、直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の合計とし、令和 3 (2021) 年度以降のそれぞれの予測値については、以下のとおりとした(詳細は参考資料 1 参考表 1-2 参照)。
尚、令和 7 (2025) 8 月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。
資源化率：資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(計画処理量+集団回収量)

項 目	採用値	項 目	採用値
紙類	(下表①) + (下表⑬)	布類	(下表⑤) + (下表⑯)
金属類	(下表②) + (下表⑧) + (下表⑭)	廃食用油	(下表⑥)
ガラス類	(下表③) + (下表⑮)	溶融スラグ	(下表⑩)
ペットボトル	(下表④)	固形燃料	(下表⑪)
プラスチック類	(下表⑨)	その他	(下表⑦) + (下表⑫)

区 分	項 目	採 用 値
直接資源化量	①紙類	資源ごみ量の 32.12% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	②金属類	資源ごみ量の 27.68% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	③ガラス類	資源ごみ量の 29.50% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	④ペットボトル	資源ごみ量の 1.04% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑤布類	資源ごみ量の 9.40% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑥廃食用油	資源ごみ量の 0.26% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑦その他	その他量の 100% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
中間処理後再生利用量	⑧金属類	資源ごみ+粗大ごみの 3.64% (令和 2 (2020) 年度内訳比率) +焼却(溶融)処理量の 1.92% (令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 7 月まで)
	⑨プラスチック類	不燃ごみ+粗大ごみの 96.36% (令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 8 月以降)
	⑩溶融スラグ	焼却(溶融)処理量の 7.61% (令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 7 月まで)
	⑪固形燃料	固形燃料化処理量(=可燃ごみ量)の 63.05% (含水率 20%として 令和 7 (2025) 年 8 月以降)
	⑫その他	焼却(溶融)処理量の 0.10% (令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 7 月まで)
集団回収量	⑬紙類	集団回収量の 80.00% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑭金属類	集団回収量の 6.09% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑮ガラス類	集団回収量の 8.69% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)
	⑯布類	集団回収量の 5.22% (令和 2 (2020) 年度内訳比率)

(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)



※図中の破線は削減目標設定前予測値(図 2-4-7 参照)を示す。

図 2-4-14 板野町の資源化量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

(6) 最終処分量の目標

削減目標を加味した最終処分量を表 2-4-22 及び図 2-4-15 に示す。

排出ごみ量削減と資源化率の向上を目指していくと、固形燃料化処理量が減少し、これに伴って処理残渣量も減少する。

計画目標年次である令和 18（2036）年度において、当初予測 22 トン（表 2-4-10 参照）に対し、削減目標達成時の最終処分量は 19 トンとなる。

表 2-4-22 板野町の最終処分量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

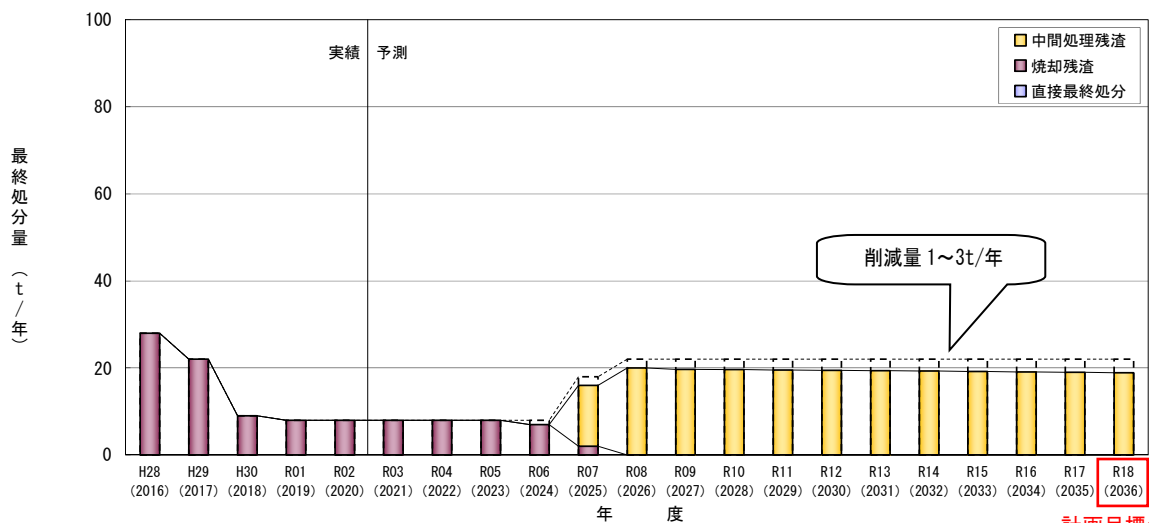
年 度	最終処分量※ (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	焼却 (溶融) 残渣量 (t/年)	焼却 (溶融) 以外の 中間処理 残渣量 (t/年)	
実 績	平成28 (2016) 年度	28	—	28	—
	平成29 (2017) 年度	22	—	22	—
	平成30 (2018) 年度	9	—	9	—
	令和元 (2019) 年度	8	—	8	—
	令和 2 (2020) 年度	8	—	8	—
予 測	令和 3 (2021) 年度	8	—	8	—
	令和 4 (2022) 年度	8	—	8	—
	令和 5 (2023) 年度	8	—	8	—
	令和 6 (2024) 年度	7	—	7	—
	令和 7 (2025) 年度	16	—	2	14
	令和 8 (2026) 年度	20	—	—	20
	令和 9 (2027) 年度	20	—	—	20
	令和10 (2028) 年度	20	—	—	20
	令和11 (2029) 年度	20	—	—	20
	令和12 (2030) 年度	19	—	—	19
	令和13 (2031) 年度	19	—	—	19
	令和14 (2032) 年度	19	—	—	19
	令和15 (2033) 年度	19	—	—	19
令和16 (2034) 年度	19	—	—	19	
令和17 (2035) 年度	19	—	—	19	
令和18 (2036) 年度	19	—	—	19	

※ 令和 3 (2021) 年度以降の最終処分量予測値については、以下のとおりとした。
尚、令和 7 (2025) 8 月に現在の溶融処理から固形燃料化処理に切り替わるものとして予測した。

○焼却 (溶融) 処理残渣量 : 焼却 (溶融) 処理量の 0.20%
(令和 2 (2020) 年度内訳比率 令和 7 (2025) 年 7 月まで)

○焼却 (溶融) 以外の中間処理残渣量 : 固形燃料化処理量の 0.57%
(ごみ組成における不燃物の割合に基づく 令和 7 (2025) 年 8 月以降)

(計画目標年次: 令和 18 (2036) 年度)



※図中の破線は削減目標設定前予測値 (図 2-4-8 参照) を示す。

図 2-4-15 板野町の最終処分量実績及び予測
(削減目標達成時 平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

6) 削減計画における予測値及び目標値

削減目標を設定した令和 8（2026）年度及び本計画目標年次である令和 18（2036）年度における削減目標設定前予測値と削減目標値を表 2-4-23 に示す。

表 2-4-23 各目標年次における予測値及び目標値

項 目	削減計画目標年次 令和 8 年度 (2026)		一般廃棄物処理基本計画 目標年次 令和 18 年度 (2036)	
	削減目標 設定前 予測値	削減目標	削減目標 設定前 予測値	削減目標
ごみ総排出量 (t/年) ※	4,443	3,956	4,283	3,782
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	949	※1 845	957	845
家庭系ごみ排出量 (集団回収を含む t/年)	3,571	3,267	3,411	3,120
うち収集・直接搬入量 (t/年)	4,332	3,845	4,179	3,678
うち集団回収量 (t/年)	111	111	104	104
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日) ※2	661	※1 605	661	605
事業系ごみ排出量 (t/年)	872	689	872	662
資源化率 (%)	67.5	67.6	67.5	67.6
最終処分量 (t/年)	22	20	22	19

※1 二重下線部は、本計画で設定した削減目標

※2 資源ごみ、集団回収量を除く

2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、本町では、人口の減少に伴い、ごみ量は減少すると予測されたが、更なる排出量の削減と資源化率の向上を図るため、排出量について目標値を設定した。

これらの目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要である。

環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされている。

また、ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、町が適切な役割分担のもと、それぞれが積極的な取組みを図ることが重要である。それぞれの役割については以下のとおりとする。また、具体的な施策について表 2-4-24 に示す。

①住民の役割

循環型社会の形成に向けて、今までの生活様式を見直し、ごみの排出抑制、ごみと資源の分別に努める。

②事業者の役割

循環型社会の形成に向けて、修理やリサイクルしやすい製品、また、ごみにならない製品の製造・販売を行い、事業者自ら、ごみの減量化・資源化に努める。

③町（行政）の役割

循環型社会の形成に向けて、ごみの排出抑制、減量化・資源化、適正処理の仕組みや体制を整備し、住民や事業者とともに、循環型社会形成を推進するため、適切な情報の提供、支援、啓発を行う。また、行政自ら率先して排出抑制、減量化・資源化に努める。

本町では、ごみ処理手数料の徴収による減量化や生ごみ処理機購入補助、資源回収団体への報奨金抛出等、ごみ減量化に対する各種施策の展開を行っている。今後もごみの排出量抑制のため、これらの制度を継続していくとともに、資源化率の向上のため、分別の徹底を啓発していく。

具体的な施策については、法律や制度の改正及び社会情勢の変化があることを考慮し、一般廃棄物処理実施計画等に反映させたいうで実施していくこととする。

表 2-4-24 排出抑制・減量化に向けた施策

項目		役割
住民	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断る。 ・マイバック（買い物袋）を持参する。 ・使い捨て商品の購入を自粛し、再使用できる商品、耐久性に優れた商品を選択する。 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の積極的購入 ・必要以上に買いためない。 ・食料品は必要分のみ購入し、つくり過ぎず、無駄のない調理（エコクッキング）に努める。 ・コンポスト化容器などを利用して、生ごみの堆肥化に努める。 ・故障したものは修理して、できるだけ長期間使用する。
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品は捨てずに、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、再使用に努める。 ・不用品バザーなどの取組みに積極的に参加する。
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出に努める。 ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などに基づいた適正な排出を行う。 ・集団回収活動などの取組みに積極的に参加する。 ・店舗回収（牛乳パックなど）に協力する。 ・再生利用品（リサイクル商品）の購入（グリーン購入）に努める。
事業者	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装しないよう配慮するとともに、消費者の理解を求めるよう心がける。 ・マイバック運動（買い物袋持参）への積極的支援、レジ袋の削減に努める。 ・食品の鮮度保持期限の延長や包装の工夫等、食品ロス削減のための取組みの展開 ・使い捨て商品の製造・販売を自粛する。 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の積極的販売 ・事業所に、ごみになるものは持ち込まない。 ・原材料の選択や製造工程を工夫する等により、廃棄物の排出抑制に努める。 ・長期使用が可能な製品の製造、販売に心がける。 ・かよい箱、かよい袋の利用。上げ底の自粛
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースしやすい商品の製造、販売 ・再使用可能商品等の表示及び販売促進 ・事業所における再使用可能商品の利用
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックや白色トレイなど容器包装廃棄物の自主回収、リサイクルの積極的推進 ・自動販売機設置者による、びん、缶、ペットボトルなどの回収とリサイクルの推進 ・草木類のチップ化処理機等の導入 ・食品リサイクル法に基づく、生ごみ処理機等の導入による堆肥化の推進 ・建設廃棄物リサイクル法に基づく、コンクリート、廃材等の再資源化の促進 ・プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品のリサイクル体制の構築
町	減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバック（買い物袋持参）キャンペーン等の意識啓発活動の推進 ・ばら売り、量り売り、ノートレイ商品の奨励 ・多量排出事業者に対する廃棄物発生抑制及び減量化要請 ・公共事業等における、廃棄物の発生抑制の取組み ・コンポスト化容器、電動式生ごみ処理機等の設置支援等による生ごみ減量化の推進 ・エコクッキング（無駄のない調理）の奨励、生ごみの堆肥化方法等の情報提供 ・公共施設における、ごみの減量化、排出抑制 ・ごみ処理における CO₂ 排出量削減に努める
	再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットなどの情報提供、町民、事業者の自主的取組みへの支援 ・公共施設における再使用可能商品の利用
	再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等の各リサイクル法の円滑な推進及びそのために必要な体制の計画的整備 ・プラスチック資源循環法の推進体制の構築とプラスチック回収の普及啓発 ・町民団体の資源回収活動に対する支援 ・店舗回収等の推進による事業者等との連携 ・町用品、公共事業等における再生利用品の購入（グリーン購入）、リサイクルの推進

1) ごみ処理手数料の徴収

本町では、表 2-4-25 に示すように有料指定ごみ袋の導入により、分別の徹底及び排出量の抑制を図っており、今後もこの制度を継続するが、必要に応じて、適正な範囲での手数料の見直しを行うこととする。

表 2-4-25 板野町のごみ処理手数料

区分		ごみ処理手数料 (料金は令和 3 (2021) 年度現在)
家 庭 系 ご み	燃やせるごみ	指定袋 大 (10 枚入り) 235 円未満 小 (20 枚入り) 235 円未満
	びん類	指定袋 (10 枚入り) 235 円未満
	小型複合ごみ	
	缶類	
	大型複合ごみ	1 品 100 円
	資源ごみ	無料
	有害ごみ	
事 業 系 ご み	燃やせるごみ	○計量できる場合 0.5t まで 3,240 円 0.5t 超~1t まで 6,480 円 1t 超 6,480 円に 1t までを増すごとに 6,480 円を加算した額 ○計量できない場合 ・最大積載量 0.5t 以下又は最大積載量の定めのない車両 3,240 円/台 ・最大積載量 0.5t を超え 1t 以下の車両 6,480 円/台 ・最大積載量 1t を超える車両 6,480 円に 1t までを増すごとに 6,480 円を加算した額
	びん類 缶類	○計量できる場合 4 円/kg ○計量できない場合 ・最大積載量 0.5t 以下又は最大積載量の定めのない車両 2,160 円/台 ・最大積載量 0.5t を超え 1t 以下の車両 4,320 円/台 ・最大積載量 1t を超える車両 4,320 円に 1t を増すごとに 4,320 円を加算した額

2) ごみ処理に関する助成制度

本町では、現在ごみ処理に関する助成として、生ごみ処理機等の購入に対する補助及び資源ごみを町内会などで回収した場合の報奨金の拠出を行っている。

今後は、ごみ減量化や資源回収の状況、町民の要望を考慮し、必要に応じて助成制度について検討を行う。

表 2-4-26 板野町における生ごみ処理機等購入助成制度の概要

種 類	助成額	備 考
電気式	購入代金の 1/2 (上限 20,000 円)	1 世帯通算 1 台まで
屋外据置式 (処理促進菌類を含む)	購入代金の 1/2 (町指定店舗購入分に限る)	1 世帯通算 2 台まで
EM 菌	購入代金の 3 割	

表 2-4-27 板野町における資源ごみ回収団体報奨金制度の概要

品 目		単価
紙類・布類	新聞	7 円/kg
	雑誌	
	ダンボール	
	ウエス	
	紙パック	
缶類	アルミ缶	5 円/kg
	スチール缶	
びん類	一升瓶	4 円/本
	ビール瓶	

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7（1995）年法律第112号 以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型Ⅰ～Ⅲが表2-4-28の内容で示されている。

この類型は、自治体の分別収集を段階的に進める際の標準として示されたものであり、類型Ⅰに達していない自治体については類型Ⅰを、類型Ⅱに達していない自治体については類型Ⅱを目標とする取組みを自治体に促すものである。

現在、本町の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「その他」である。現在の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、表2-4-29(1)～2-4-29(2)に示す。

資源化品目では、「紙類」、「缶・金属類」、「びん」、「ペットボトル」、「廃食用油」、「危険ごみ・有害ごみ」となっており、表2-4-28における「①資源回収する容器包装」としては類型Ⅱ～Ⅲに近い。尚、プラスチック製容器包装については、現在本町では、徳島県が認定するエコショップでの回収を勧めている。また、「②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ」は紙類、布類で実施している。ここで、類型Ⅱと類型Ⅲの違いは、「③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」の有無であるが、本町では廃食用油の回収を行っているため、類型Ⅲに近いと考えられる。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していくが、今後は法令等の改正や中央広域環境施設組合の新施設計画に伴い、新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとする。

表 2-4-28 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
④小型家電			
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

出典：「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」

表 2-4-29(1) 板野町におけるごみ分別区分(1)

(表 2-1-12(1) 再掲)

区分		ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
収集 ごみ	燃やせる ごみ	【例】 ・台所ごみ ・木くず ・プラスチック類 ・ビニール類 ・ポリ袋 ・トレイ類 ・革類 ・ゴム類 ・衣類（パンツくつ下等） 【出し方】 ・台所ごみは十分に水切りする ・木の小枝・葉は袋に入る大きさに切る （太さ 5 cm未満）	指定袋 大（10 枚入り）235 円未満 小（20 枚入り）235 円未満	・2 回/週
	びん類	【例】 ・びん類 ・ガラス類 ・陶器類 【出し方】 ・ワレモノなど危険なモノは新聞紙で包んで出す ・びんのふたは外して出す ・一升瓶、ビール瓶などは販売店に持ち込む ・懐中電灯・時計などの電池は有害ごみに出す ・蛍光灯・電球は紙の容器に入れて出す	指定袋 （10 枚入り）235 円未満	・1 回/月
	小型複合 ごみ	【例】 ・金属類 ・小型家電 【出し方】 ・生ごみ、プラスチック類、紙類は入れない ・紙おむつ、砂などは入れない ・先のとがったものは、新聞紙で包んで出す ・携帯電話は販売店に出す		
	缶類	【例】 ・缶類 【出し方】 ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す		
	資源ごみ	【例】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 【出し方】 ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる （ビニール袋はとる） ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う ・ペットボトルはフタとラベルを取り外して水洗いする ・衣類（パンツ・くつ下等は除く）は中身が見える袋に入れる	無料	・2 回/週
直接 持ち 込み	大型複合 ごみ	【例】 ・家具類 ・寝具類 ・家電製品 【出し方】 ・じゅうたん、ふとん等はヒモでしぼる ・太さ 5cm 以上の木は長さ 50cm までに切りヒモで束にする	処理手数料 1 品 100 円	・第 2 月曜日 ・第 4 月曜日 ・第 3 日曜日 ※資源ごみ （廃食用油を除く）は 燃やせる ごみの日に 収集あり
	資源ごみ	【区分】 ・古紙類 ・ペットボトル ・衣類 ・食用油 【出し方】 ・古紙類、ペットボトル、衣類は収集ごみと同様とする ・食用油はペットボトルに入れてしっかりフタをする	無料	
	有害ごみ	【例】 ・乾電池 ・蛍光灯 【出し方】 ・乾電池は袋に入れて、町設置の回収箱に入れるか、持ち込む （役場 1 階入口・ふれあいプラザ・南公民館）		

表 2-4-29 (2) 板野町におけるごみ分別区分 (2)

(表 2-1-12 (2) 再掲)

区分		ごみの具体例・出し方	料金等	収集頻度
集団回収	紙類	<p>【対象品 (団体ごとに異なる)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌類 ・ダンボール ・紙パック <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシはヒモで十文字にしぼる ・雑誌類はヒモで十文字にしぼる (ビニール袋はとる) ・その他紙類は、ヒモで十文字にしぼるか紙袋に入れる ・紙パックは切り開いて洗う 	<p>(報奨金)</p> <p>古紙・布：7円/kg アルミニウム：7円/kg その他の金属：5円/kg ビン類：4円/kg</p>	<p>団体ごとに異なる</p>
	缶類	<p>【対象品 (団体ごとに異なる)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶 ・スチール缶 <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料用の缶類と一斗缶より小さい缶を出す ・スプレー缶・ガス缶は穴を開けて中身を抜いて出す 		
	びん類	<p>【対象品 (団体ごとに異なる)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビールびん ・一升びん <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身は洗う 		
	衣類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウエス <p>【出し方の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※回収団体ごとに異なる 		
事業系ごみ	燃やせるごみ	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、中央広域環境施設組合に搬入する。 	<p>○計量できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.5t まで 3,240円 0.5t 超～1t まで 6,480円 1t 超 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額 <p>○計量できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量0.5t 以下又は最大積載量の定めのない車両 3,240円/台 ・最大積載量0.5t を超え1t 以下の車両 6,480円/台 ・最大積載量1t を超える車両 6,480円に1t までを増すごとに6,480円を加算した額 	<p>事業者と許可業者の間で取り決める</p>
	びん類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。 		
	缶類	<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに準じる <p>【出し方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者が回収し、板野町環境センターに搬入する。 		

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

(1) 収集形態

現在の収集形態は、ステーションによる拠点回収を行っている（一部戸別収集あり）。

令和3（2021）年度現在、本町のステーション数は約405箇所であり、ステーション1箇所当たりの世帯数は、約13世帯である。

収集区分としては、中間処理方法に沿った形で行っている。本町が加入する中央広域環境施設組合では、現在は可燃ごみの熔融処理を行っているが、令和7（2025）年度に竣工を目指している新施設では、固形燃料化処理を行う計画としている。これに伴い、今後は必要に応じて各ごみ分別区分の見直しを行うこととする。また法整備により、回収区分が新たに設けられる場合や既存の区分が変更になる場合が考えられるが、これらについても県及び関係自治体と協力し、分別区分の見直しを検討する。

表 2-4-30 板野町のステーション数と世帯数

項 目	数量
世帯数（世帯）	5,062
ステーション数（箇所）	約 405
1ステーション当たりの世帯数（世帯/箇所）	12.5

※令和3（2021）年10月1日現在

(2) 収集回数

収集回数は、表 2-4-31 に示すように可燃ごみが2回/週、可燃ごみ以外が1回/月であり、地区により収集する曜日が異なる。

今後も現状の収集回数を維持することとするが、必要な場合には、収集量の変化を注視しつつ合理的な判断に基づき、頻度や曜日の変更を行うこととする。

表 2-4-31 板野町における収集日（令和3（2021）年度現在）

地区区分	収集日			
	燃やせるごみ	小型複合ごみ	びん類	缶類
東地区（大坂、川端、吹田（一部を除く）、大寺（一部を除く））	火曜日 金曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日
西地区（大伏、那東、松谷、黒谷、羅漢、矢武（一部を除く））、吹田のうちスーパーリッチランド、大寺のうち板野団地・平田団地・駅前団地・オリンポス・パノラマ	水曜日 土曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第1木曜日	毎月 第3木曜日
南地区（西中富、下庄、唐園、古城、中久保）、矢武桑内地区	月曜日 木曜日	毎月 第2土曜日	毎月 第1土曜日	毎月 第3土曜日

(3) 収集体制

本町のごみ収集体制を表 2-4-32 に示す。

町の家業系ごみの収集は、委託により行っており、燃やせるごみと同時に出された資源ごみの回収を直営で行っている。

収集体制については、当面はこの収集体制を維持することとする。今後は人口の減少に伴う収集ステーションの統廃合を含め、収集体制の整備が必要になる場合が考えられるが、住民への負担を可能な限り低減することを念頭に、従来の行政サービス水準を維持するよう計画する。

尚、事業系ごみは、事業者が本町の許可を受けた業者と契約し、その業者により収集され、燃やせるごみは中央広域環境センターに、びん類・缶類は板野町環境センターに搬入され、家庭系ごみと同様の処理及び資源化を行っている。令和 3（2021）年度現在の許可業者は全 4 業者である。

表 2-4-32 収集運搬体制（令和 3（2021）年度における通常体制（臨時の場合を除く。））

収集区分		地 区	契約種類	収集に従事する 従業者数（人）	車両台数 種別×台数(台)
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	全地区	委託	7	軽 × 1 台 2t 車 × 3 台
	びん類				
	小型複合ごみ				
	缶類				
資源ごみ	委託		4	軽 × 1 台	
事業系 ごみ	燃やせるごみ		許可	—	軽 × 1 台 2t 車 × 13 台 3t 車 × 8 台 4t 車 × 4 台 9t 車 × 2 台 10t 車 × 1 台
	びん類				
	缶類				

2) 中間処理計画

中間処理計画としては、令和7（2025）年7月までは既存の中間処理である中央広域環境センターにおける溶融処理及び直接資源化を今後も継続して行う計画であるが、中央広域環境施設組合では令和7（2025）年8月に新施設の稼働を開始する計画としている。尚、新施設では可燃ごみの固形燃料化処理を計画しているが、現在行っている不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理については未定である。本計画では、現在の処理区分に基づきこの不燃ごみ・粗大ごみから金属類とプラスチック類を回収する計画とする。

全体量は人口の減少及び削減目標の達成により減少することとなるが、図2-4-16及び表2-4-33に示す計画量を目標とした処理量の削減とともに表2-4-34に示す資源化量の増加に努める。

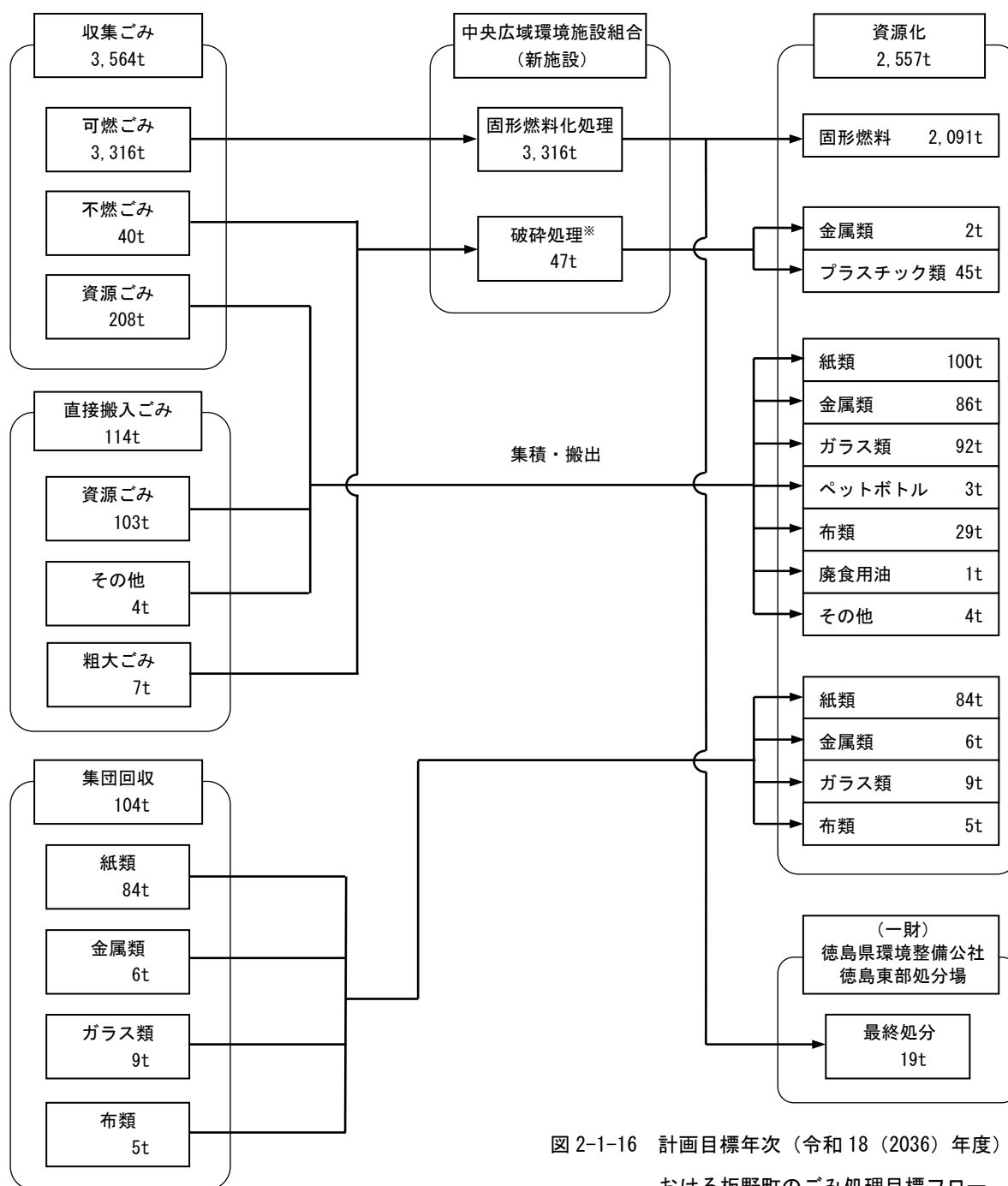


図 2-1-16 計画目標年次（令和 18（2036）年度）における板野町のごみ処理目標フロー

表 2-4-33 板野町の中間処理計画量
(削減目標達成時 令和3(2021)年度～令和18(2036)年度)

単位：t/年

年 度	焼却（溶融）処理量			固形燃料化 処理量	粗大ごみ 処理量
	直接焼却 （溶融）	中間処理後 焼却（溶融）			
令和3(2021)年度	4,051	3,998	53	—	55
令和4(2022)年度	3,937	3,885	52	—	54
令和5(2023)年度	3,823	3,773	50	—	52
令和6(2024)年度	3,716	3,668	48	—	50
令和7(2025)年度	1,202	1,186	16	2,372	49
令和8(2026)年度	—	—	—	3,467	49
令和9(2027)年度	—	—	—	3,453	49
令和10(2028)年度	—	—	—	3,441	48
令和11(2029)年度	—	—	—	3,427	48
令和12(2030)年度	—	—	—	3,414	48
令和13(2031)年度	—	—	—	3,398	48
令和14(2032)年度	—	—	—	3,382	48
令和15(2033)年度	—	—	—	3,366	47
令和16(2034)年度	—	—	—	3,352	47
令和17(2035)年度	—	—	—	3,336	47
令和18(2036)年度	—	—	—	3,316	47

計画目標年次：令和18(2036)年度

表 2-4-34 板野町の資源化計画
(削減目標達成時 令和3(2021)年度～令和18(2036)年度)

単位：t/年

年 度	資源化量																			
	直接資源化量									中間処理後再生利用量						集団回収量				
	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	布類	廃食用油	その他	金属類	プラスチック類	溶融スラグ	固形燃料	その他	紙類	金属類	ガラス類	布類				
令和3(2021)年度	892	386	122	106	113	4	36	1	4	392	80	—	308	—	4	114	91	7	10	6
令和4(2022)年度	872	376	119	103	110	4	35	1	4	382	78	—	300	—	4	114	91	7	10	6
令和5(2023)年度	848	365	116	100	106	4	34	1	4	370	75	—	291	—	4	113	90	7	10	6
令和6(2024)年度	826	354	112	97	103	4	33	1	4	360	73	—	283	—	4	112	89	7	10	6
令和7(2025)年度	2,098	343	108	94	100	4	32	1	4	1,644	25	31	91	1,496	1	111	88	7	10	6
令和8(2026)年度	2,675	329	104	90	96	3	31	1	4	2,235	2	47	—	2,186	—	111	88	7	10	6
令和9(2027)年度	2,665	328	104	90	96	3	30	1	4	2,226	2	47	—	2,177	—	111	88	7	10	6
令和10(2028)年度	2,655	327	105	89	95	3	30	1	4	2,218	2	46	—	2,170	—	110	87	7	10	6
令和11(2029)年度	2,644	326	104	89	95	3	30	1	4	2,209	2	46	—	2,161	—	109	87	7	9	6
令和12(2030)年度	2,634	324	103	89	94	3	30	1	4	2,201	2	46	—	2,153	—	109	87	7	9	6
令和13(2031)年度	2,621	323	103	88	94	3	30	1	4	2,190	2	46	—	2,142	—	108	86	7	9	6
令和14(2032)年度	2,609	321	102	87	94	3	30	1	4	2,180	2	46	—	2,132	—	108	86	7	9	6
令和15(2033)年度	2,597	320	102	87	93	3	30	1	4	2,169	2	45	—	2,122	—	108	86	7	9	6
令和16(2034)年度	2,584	318	101	87	92	3	30	1	4	2,160	2	45	—	2,113	—	106	85	6	9	6
令和17(2035)年度	2,573	317	101	87	92	3	29	1	4	2,150	2	45	—	2,103	—	106	85	6	9	6
令和18(2036)年度	2,557	315	100	86	92	3	29	1	4	2,138	2	45	—	2,091	—	104	84	6	9	5

計画目標年次：令和18(2036)年度

3) 最終処分計画

本町では、直接最終処分は行っていないが、中央広域環境センターで発生する溶融処理残渣（資源化ができないもの）の処分を（一財）徳島県環境整備公社に委託し、徳島東部処分場で埋立処分している。

当面は現在の最終処分体制を継続することとなるが、令和7（2025）年8月以降は、中央広域環境施設組合で新たに固形燃料化施設が稼働する計画となる。新施設の計画は未定であるが、現在の可燃ごみに含まれる不燃ごみが全て最終処分対象となった場合、ごみ排出量を削減した場合でも現在の溶融処理に比べて最終処分量は増加する。従って、ごみ排出量は可能な限り削減することが望ましいと考えられる。

また、本町が供用していた最終処分場については、定期的に水質等を検査し、周辺環境への影響がないことを確認した上で、将来の廃止を目指す。

表 2-4-35 板野町の最終処分計画（削減目標達成時 令和3（2021）年度～令和18（2036）年度）

年 度	最終処分量※ (t/年)	直接 最終処分量 (t/年)	焼却（溶融） 残渣量 (t/年)	焼却（溶融） 以外の 中間処理 残渣量 (t/年)
令和3（2021）年度	8	—	8	—
令和4（2022）年度	8	—	8	—
令和5（2023）年度	8	—	8	—
令和6（2024）年度	7	—	7	—
令和7（2025）年度	16	—	2	14
令和8（2026）年度	20	—	—	20
令和9（2027）年度	20	—	—	20
令和10（2028）年度	20	—	—	20
令和11（2029）年度	20	—	—	20
令和12（2030）年度	19	—	—	19
令和13（2031）年度	19	—	—	19
令和14（2032）年度	19	—	—	19
令和15（2033）年度	19	—	—	19
令和16（2034）年度	19	—	—	19
令和17（2035）年度	19	—	—	19
令和18（2036）年度	19	—	—	19

（計画目標年次：令和18（2036）年度）

4) その他

(1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物に指定されている PCB を使用する製品、廃水銀及びばいじん及び感染性一般廃棄物の処理は以下のとおりとする。

①PCB を使用する部品を含む廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用する部品を含む廃棄物については、本町の一般廃棄物処理体系では、PCB を使用する部品を含む廃棄物は対象としない。

当該部品を含む廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等関係法令に基づき、所有者による適正な保管及び委託処理の手続きが求められる。

②廃水銀

平成 25 (2013) 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択を受け、水銀及びその化合物が使用されている製品から回収される廃水銀は、特別管理一般廃棄物として取扱われる。

本町では従前より、乾電池・水銀電池、温度計・体温計をはじめとする水銀を含む廃棄物の回収を収集体系に組み込んでいる。水銀を含む製品の破損及び散逸を防止するため、使用者及び販売店に対し、水銀が使用されている製品が廃棄物となった場合の分別排出や水銀回収について、理解と協力を引き続き求めていく。

③ばいじん

中央広域環境施設組合での溶融処理では、ばいじん（飛灰）は発生しないため、原則ばいじんの処理は行っていない。排ガスを洗浄した後の排水からは、金属塩類を回収し、工業原料等として搬出している。

④感染性一般廃棄物

感染性一般廃棄物のうち、医師等が在宅医療において使用した注射針等（注射筒を含む。）鋭利なものは、例外なく各病院及び診療所が処理業者と契約して適正に処理する。また、安全な仕組みを持つペン型自己注射針や血糖自己穿刺針等も同様の扱いとする。その他鋭利でないものは、一般廃棄物として処理する。

(2) 適正処理困難物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三の規定に基づく一般廃棄物の指定について（平成 6 (1994) 年 6 月 20 日 衛環 197 号）」により、環境大臣が指定した適正処理困難物（廃スプリングマットレス、廃自動車タイヤ、25 インチ以上の廃テレビ、250L 以上の廃冷蔵庫）については、大型複合ごみとしての回収や事業者の協力による処理が行われることとなっている。

尚、本町では、町で収集・処理できないごみとして、表 2-4-36 に示すものを指定している。また、事業所から排出される一般廃棄物（事業系ごみ）については、排出事業者が町許可業者に依頼して収集・搬入することとなっている。

これらは、それぞれの排出者がその責任において、適正に排出・処理することが求められる。

表 2-4-36 板野町で収集・受付しないごみ

種 類	内 容
町で収集・処理できないごみ	・家電リサイクル法対象のもの : エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機 ・資源有効利用促進法対象のもの : パソコン等 ・産業廃棄物・建設廃材・自動車部品・引火性油類等 : 農業資材・農機具、たたみ・トタン・建設廃材、ボイラー温水器、コンクリート・石・レンガ・焼却灰、洗面台（器）等、自動車部品・タイヤ、オートバイ、バッテリー、廃油、塗料、ガスボンベ、ピアノ・エレクトーン、金庫、農薬等、消火器

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

1) 板野町の一般廃棄物処理施設

本町のごみ処理施設は、可燃ごみの焼却・熔融処理並びに不燃ごみ・粗大ごみの破砕処理を行う中央広域環境センターである。

また、中央広域環境センターでの熔融処理により発生する不要物については、徳島東部処分場で埋立処分を行っている。

この処分場を運営する（一財）徳島県環境整備公社は、産業廃棄物及び建設残土の埋立処分を行うことを目的とし、平成2（1990）年4月に設立された（財）沖洲環境センターを前身とし、平成10（1998）年5月に新たに発足した法人である。本町が委託処分する徳島東部処分場は、平成19（2007）年4月より供用を開始しており、徳島市、鳴門市、吉野川市（鴨島町を除く）、阿波市、勝浦郡、名東郡、板野郡の各町村の一般廃棄物も受け入れている。

尚、以前本町の単独の処理施設として稼働していた板野町環境センターは、16t/日のごみ焼却施設として平成2（1990）年より稼働していたが、現在はごみ焼却処理を停止し、資源ごみ、粗大ごみの受け入れ及び簡易的な選別を行い、保管後資源回収事業者に提供する受入・保管施設として運用している。

中央広域環境センター及び（一財）徳島県環境整備公社徳島東部処分場の概要を表2-4-37～2-4-38に、本町に係る一般廃棄物処理施設位置図を図2-4-17に示す。

表 2-4-37 中央広域環境センター概要

施設名称	中央広域環境センター	
施設所管	中央広域環境施設組合 (吉野川市、阿波市、板野町、上板町)	
所在地	徳島県阿波市吉野町西条字藤原70番地1	
敷地面積	36,490.38m ²	
処理対象ごみ	可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、ごみ処理残渣	
焼却・熔融施設	処理方式	サーモセレクト式ガス化改質方式
	施設規模	120t/日(60t/日×2炉 24時間稼働)
供用開始	平成17(2005)年8月	

表 2-4-38 (一財) 徳島県環境整備公社徳島東部処分場の概要

名 称	徳島東部処分場
処分場面積	155,951m ²
埋立処分容量	1,440,000m ³ 一般廃棄物 : 740,000m ³ 徳島市、鳴門市、吉野川市（鴨島町を除く）、阿波市、勝浦郡、名東郡、板野郡内の町村 産業廃棄物 : 130,000m ³ 徳島県北部（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡） 陸上建設残土 : 180,000m ³ 徳島県全域 港湾浚渫土砂 : 390,000m ³ 徳島小松島港、今切港、粟津港、撫養港
供用開始	平成 19（2007）年 4 月 2 日
受け入れ品目	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、ばいじん、無機性汚泥、燃え殻、鉋さい、廃石膏ボード、シュレッダーダスト、一般廃棄物、陸上建設残土、港湾浚渫土砂
水処理施設	処理能力：670m ³ /日

2) 中央広域環境施設組合における広域処理及び新施設整備計画について

本町のごみ処理については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ処理を本町、吉野川市、阿波市、上板町の広域一部事務組合である中央広域環境施設組合で行っている。

ごみ処理施設については、当面は現状の体制を維持するが、中央広域環境センターを運営する中央広域環境施設組合では、現在の施設に替わる新たな施設の整備を計画しており、令和 7（2025）年 7 月の完成を目指している。また、現施設の停止に伴い、吉野川市が脱退し、本町と阿波市、上板町が処理対象自治体となる計画である。

本町では、本計画で目標とする町内のごみ排出量抑制への取組みとともに、新たなごみ処理方式への対応並びに収集運搬効率の向上についても取り組んでいく。

表 2-4-39 中央広域環境施設組合における新施設計画（令和 3（2021）年度現在）

項目	区分	現施設	新施設 (計画)
処理対象自治体		吉野川市、阿波市、板野町、上板町	阿波市、板野町、上板町
処理方式		ガス化改質方式	燃料化方式 (分別・生物処理併用方式)
対象ごみ		可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、 ごみ処理残渣	同左
処理能力		120t/日	70t/日

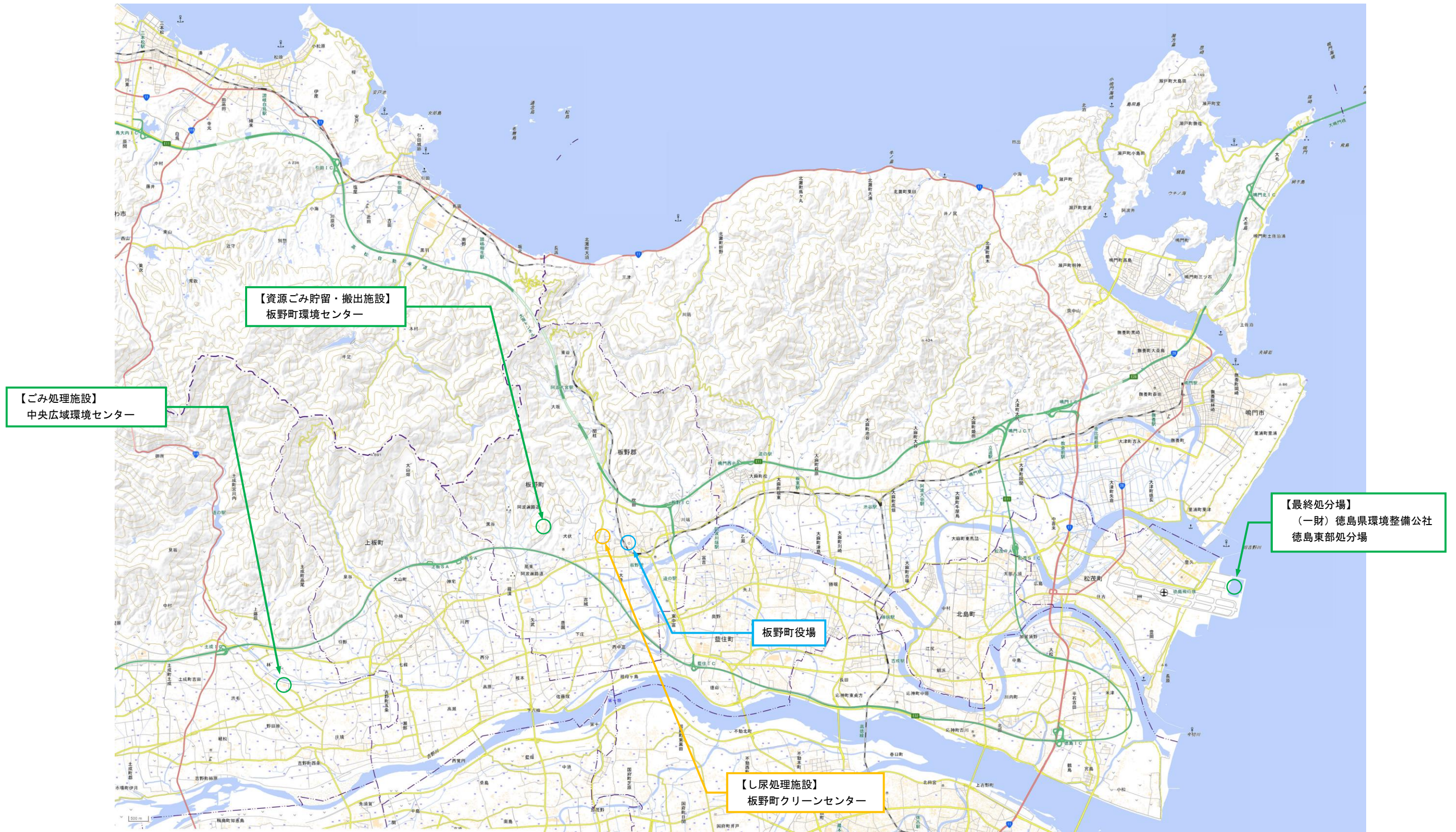


図 2-4-17 板野町の一般廃棄物処理施設及び徳島東部処分場の位置図

6. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 不適正処理、不法投棄対策

循環型まちづくりの推進を掲げ本町では、住民、行政、事業者それぞれの行動が、豊かな森林や田園空間の維持につながるため、ごみの適正処理や不法投棄の撲滅は、町を挙げて取り組む課題である。

また、本町では、札所巡礼者が多く訪れ、近年は町内外の交流も盛んになってきた。これら地域の活性化が不法投棄の発生につながらないよう、行政、住民等のネットワークを通じて不法投棄を監視し、不法投棄が発見された場合には、これを速やかに除去し、適正な処理を行うよう努める。

また、不法投棄の未然防止のため、更なるパトロール体制の充実強化を行っていくとともに、住民や観光客のマナー向上のための啓発活動についても継続していく。

2) 災害廃棄物処理について

本町では、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災において、大量かつ複雑な災害廃棄物の処理が大きな問題となったことを踏まえ、近い将来に発生するとされている南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害発生時に発生する災害廃棄物に対する処理の基本方針を定めた「板野町災害廃棄物処理計画」を平成 30（2018）年 2 月に策定した。

また本町は、令和 4（2022）年 1 月 21 日に徳島県産業資源循環協会及びジェムカ株式会社と災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定を締結した。

災害廃棄物は、日常生活で発生する一般廃棄物とは異なるが、災害発生時には、関係機関と連携し、一般廃棄物と災害廃棄物をそれぞれ円滑に処理することを目指し、本計画と「災害廃棄物処理計画」の実効性を高める検討及び見直しを継続していくこととする。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにある。

本町における集合処理としては、現在、旧吉野川流域6市町にまたがる旧吉野川流域下水道が供用されており、現在も供用区域の拡大を続けている。下水道処理区域以外では個別処理が行われているが、現在でも一定数存続している汲み取り式便槽や単独処理浄化槽について、今後は合併処理浄化槽に転換することを目指し、本町では普及・啓発に努めている。

このため、本町では、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されることを目的とした各種施策を推進していく。

2. 生活排水処理の基本方針

本町では、下水道の普及、接続及び合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率を向上させることにより、生活環境及び自然環境の保全を図ることを基本方針とする。

3. 計画目標年次

本計画の目標年度は、令和4(2022)年を初年度とした15年後の令和18(2036)年度とする。

また、概ね5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする(表1-3-1参照)。

※本生活排水処理基本計画において用いる名称は、それぞれ以下のように定義する。

- ・汚水衛生処理人口 : 下水道人口+合併処理浄化槽人口
- ・汚水衛生処理率 : 汚水衛生処理人口÷総人口
- ・水洗化人口 : 下水道人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口
- ・水洗化人口比率 : 水洗化人口÷総人口
- ・下水道人口 : 下水道に接続している人口

第2節 生活排水の排出の状況

1. 生活排水処理の流れと処理内容

各家庭及び施設において発生するし尿及び生活雑排水は、下水道、農業・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽において処理されることが望ましい。これらで処理されていない場合には、し尿は便槽に貯留されるか、または単独処理浄化槽において処理されるが、その他の生活排水は未処理のまま公共用水域に排出される。

本町内で収集されるし尿、浄化槽汚泥は、板野町クリーンセンターで処理を行っている。ここでは、標準脱窒素処理及び高度処理（砂ろ過、活性炭吸着処理）を行った後に河川に放流される。処理の過程で発生したし渣・汚泥は、民間委託により焼却処理を行っており、その焼却灰は最終処分している。また、水槽の清掃時に除去した汚泥は、県外で最終処分している。

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理の概略を図 3-2-1 に示す。

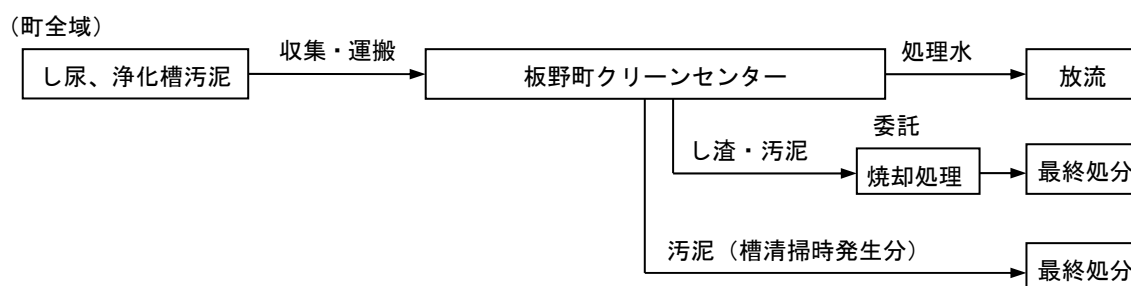


図 3-2-1 板野町のし尿及び浄化槽汚泥処理の概要

2. 処理形態別人口の推移

平成 28（2016）～令和 2（2020）年度までの本町の処理形態別生活排水処理人口の推移を表 3-2-1 及び図 3-2-2 に示す。

処理形態別人口は、大きく非水洗化人口と水洗化人口に分けられる。

そのうち水洗化人口は、生活排水処理施設の形態により分けられる。本町の生活排水処理施設は、旧吉野川流域下水道及び浄化槽であり、浄化槽は合併処理浄化槽と単独処理浄化槽に区分される。

集計方法を改めた平成 30（2018）～令和 2（2020）年度の処理形態別人口の推移としては、非水洗化及び単独処理浄化槽の人口が減少する一方で汚水衛生処理人口が増加している。これは、生活排水処理施設の普及が進んでいることを示している。

汚水衛生処理率は、平成 30（2018）年度の 36.2 パーセントから令和 2（2020）年度では 39.9 パーセントに上昇しており、下水道と合併処理浄化槽の人口が増加している。また、令和 2（2020）年度において汚水衛生処理人口に単独処理浄化槽を加えた水洗化人口は、12,537 人となっており、総人口の 93.6 パーセントに及ぶ。そのうち単独処理浄化槽人口は約 57 パーセントを占めているが、単独処理浄化槽人口は減少傾向である。

一方、非水洗化人口は、令和 2（2018）年度において 857 人であり、平成 30（2018）年度の 1,022 人より 3 年間で 165 人減少した。

表 3-2-1 板野町の生活排水処理人口の推移
(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)

年 度	総人口 (人)	非水洗化 人口 (人)	水洗化人口 (人)			単独処理 浄化槽 (人)	計 (人)	水洗化 人口 比率 (%)	汚水 衛生 処理率 (%)
			汚水衛生処理人口						
			下水道 (人)	合併処理 浄化槽 (人)	小計 (人)				
平成28 (2016) 年度	13,686	971	4,317	2,616	6,933	5,782	12,715	50.7	92.9
平成29 (2017) 年度	13,619	709	4,483	2,782	7,265	5,645	12,910	53.3	94.8
平成30 (2018) 年度	13,568	1,022	1,452	3,464	4,916	7,630	12,546	36.2	92.5
令和元 (2019) 年度	13,480	974	1,527	3,570	5,097	7,409	12,506	37.8	92.8
令和 2 (2020) 年度	13,394	857	1,583	3,766	5,349	7,188	12,537	39.9	93.6

※生活排水処理人口実績は平成 30 (2018) 年度以降集計方法を変更している。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ~令和元 (2019) 年度 環境省)」及び板野町資料による

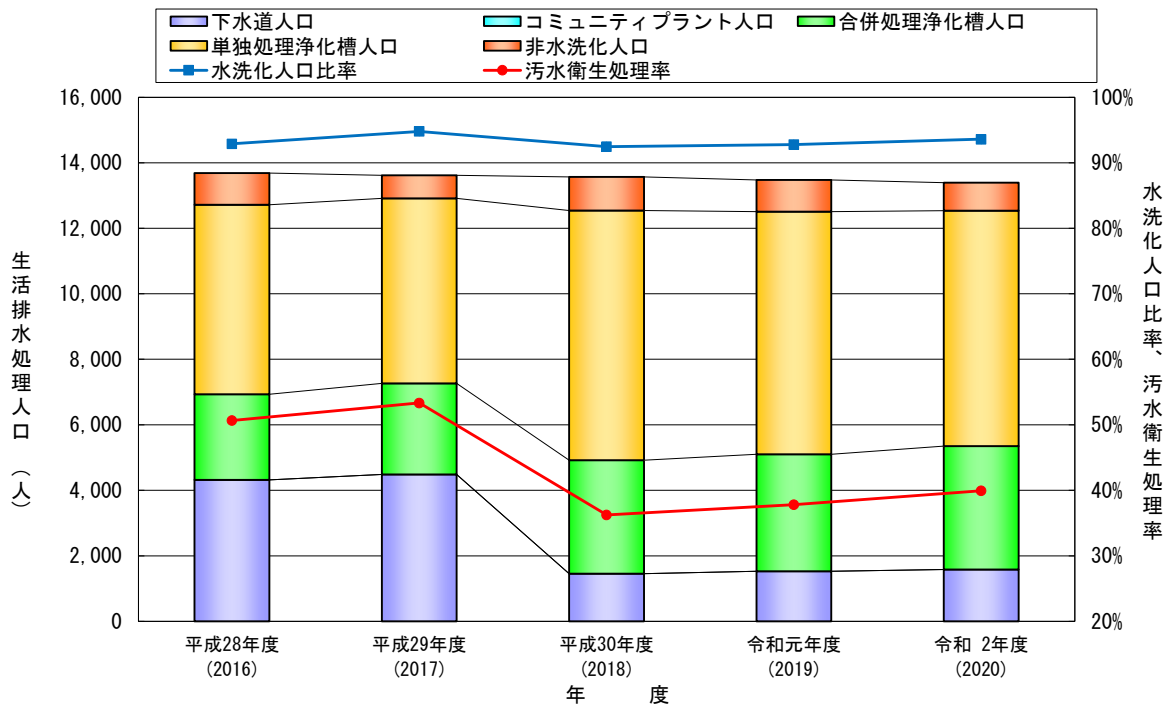


図 3-2-2 板野町の生活排水処理人口の推移
(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)

3. 収集・運搬の状況

令和3（2021）年度現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、表3-2-2に示すように、許可業者3業者により本町全域の収集運搬を行っている。

表3-2-2 板野町の収集・運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	許可	
許可業者数	3	
従業者数（人）	20	
登録収集車両台数（台）	1.8kL車×5 2.7kL車×1 3kL車×3	
収集区域	板野町全域	

令和3（2021）年度現在

4. し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移

1) し尿、浄化槽汚泥の排出状況

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度における本町のし尿及び浄化槽汚泥排出量を表 3-2-3 及び図 3-2-3 に示す。

し尿収集量は平成 28 (2016) 年度の 690kL/年に対し、令和 2 (2020) 年度は 600kL/年となっており、平成 29 (2017) ～令和元 (2019) 年度に比較的大きな増減があったが、全体では緩やかに減少した。一方、浄化槽汚泥量は、平成 30 (2018) まで増加傾向にあったが、令和元 (2019) 年度に大きく減少し、その後再び増加に転じた。

し尿収集量と浄化槽汚泥収集量を併せた全収集量は、内訳の大部分を占める浄化槽汚泥と同様の傾向を示しており、令和 2 (2020) 年度では 7,509kL/年となっている。

表 3-2-3 板野町のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

単位 : kL

年 度	し 尿	浄化槽汚泥※		計	
		合併	単独		
平成 28 (2016) 年度	690	6,977	3,600	3,377	7,667
平成 29 (2017) 年度	613	7,053	3,776	3,277	7,666
平成 30 (2018) 年度	455	7,127	3,680	3,447	7,582
令和元 (2019) 年度	597	6,866	3,637	3,229	7,463
令和 2 (2020) 年度	600	6,909	3,821	3,088	7,509

※浄化槽の内訳(合併、単独)については、推定によるものとした。

資料 : 「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度 環境省)」
及び板野町資料による

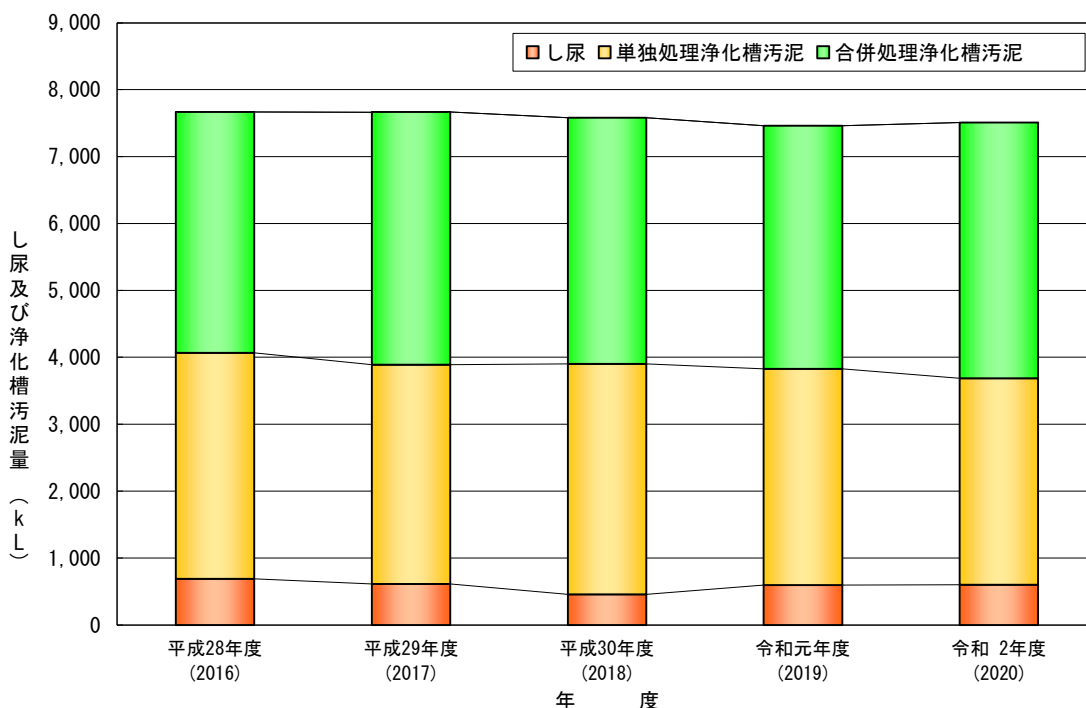


図 3-2-3 板野町のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集原単位

収集量実績より算出した本町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位を表 3-2-4 及び図 3-2-4 に示す。

生活排水処理人口の集計方法を改めた平成 30(2018)年度以降のし尿収集原単位は、平成 30(2018)年度の 1.22L/人・日に対し、令和 2(2020)年度には 1.92L/人・日に増加した。

一方の浄化槽汚泥収集原単位は、令和 30(2018)年度の 1.76L/人・日に対し、令和 2(2020)年度には 1.73L/人・日に減少している。このうち、合併処理浄化槽は 2.78L/人・日、単独処理浄化槽は 1.18L/人・日と推定される。

表 3-2-4 板野町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移
(平成 28(2016)～令和 2(2020)年度)

単位：L/人・日

年 度	し尿	浄化槽汚泥*	
		合併	単独
平成 28(2016)年度	1.95	2.28	1.60
平成 29(2017)年度	2.37	2.29	1.59
平成 30(2018)年度	1.22	1.76	1.24
令和元(2019)年度	1.68	1.71	1.19
令和 2(2020)年度	1.92	1.73	1.18

※浄化槽の内訳(合併、単独)については、推定によるものとした。

収集原単位=年間収集量(kL/年)÷人口(人)÷365(日/年)とした。

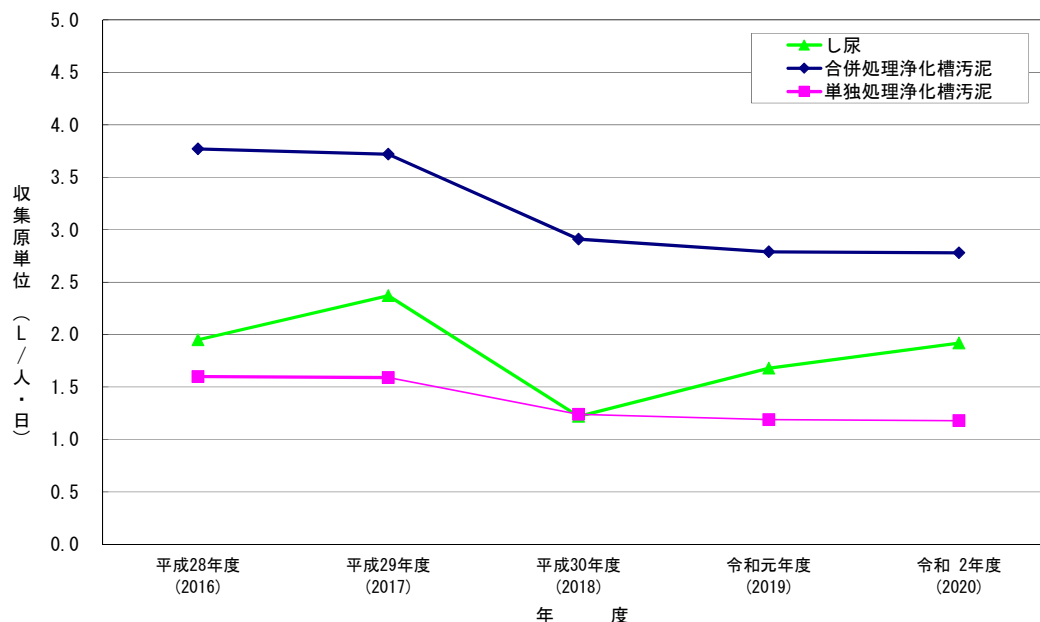


図 3-2-4 板野町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移
(平成 28(2016)～令和 2(2020)年度)

2) 全国及び徳島県におけるし尿・浄化槽汚泥収集原単位との比較

現在比較が可能な平成 28 (2016) 年度～令和元 (2019) 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥収集原単位について、全国平均及び徳島県平均と、本町における値を比較したものを表 3-2-5 及び図 3-2-5 に示す。

平成 30 (2018) 年度以降の本町の収集原単位を全国平均及び徳島県平均と比較すると、本町のし尿収集原単位は、全国及び徳島県平均を下回っているが、浄化槽汚泥収集原単位は、全国平均、徳島県平均を上回っている。

表 3-2-5 全国、徳島県、板野町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位
(平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度)

項 目	単 位	年 度				
		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) (板野町のみ)
人口	人	127,924,238	127,718,374	127,438,270	127,156,017	—
非水洗化人口 (計画収集人口)	人	6,870,737	6,528,065	6,086,267	5,745,284	—
自家処理人口	人	62,350	67,627	78,885	71,072	—
水洗化人口	人	120,991,151	121,122,682	121,273,118	121,339,661	—
下水道人口	人	95,056,442	95,702,906	96,279,884	96,777,652	—
浄化槽人口	人	25,648,268	25,099,653	24,657,011	24,256,420	—
うち合併処理浄化槽人口	人	14,630,470	14,556,662	14,506,393	14,381,074	—
コミュニティプラント人口	人	286,441	320,123	336,223	305,589	—
し尿収集量	kL	6,325,548	6,048,584	5,837,050	5,651,496	—
浄化槽汚泥収集量	kL	14,553,755	14,485,829	14,518,789	14,526,668	—
し尿収集原単位 (自家処理除く)	L/人・日	2.55	2.57	2.66	2.70	—
浄化槽汚泥収集原単位*	L/人・日	1.55	1.58	1.61	1.64	—
人口	人	765,401	758,218	750,853	743,471	—
非水洗化人口 (計画収集人口)	人	45,356	43,798	41,344	48,811	—
自家処理人口	人	3,991	3,486	3,114	3,014	—
水洗化人口	人	716,054	710,934	706,395	691,646	—
下水道人口	人	120,909	121,407	117,965	122,106	—
浄化槽人口	人	588,200	582,625	581,588	561,590	—
うち合併処理浄化槽人口	人	294,050	312,768	323,532	322,926	—
コミュニティプラント人口	人	6,945	6,902	6,842	7,950	—
し尿収集量	kL	35,392	43,022	30,624	33,310	—
浄化槽汚泥収集量	kL	245,998	238,731	236,216	246,245	—
し尿収集原単位 (自家処理除く)	L/人・日	2.34	2.92	2.19	1.99	—
浄化槽汚泥収集原単位*	L/人・日	1.15	1.12	1.11	1.20	—
し尿収集原単位	L/人・日	1.95	2.37	1.22	1.68	1.92
浄化槽汚泥収集原単位*	L/人・日	2.28	2.29	1.76	1.71	1.73

※全国及び徳島県の浄化槽汚泥収集原単位は、集落排水汚泥、コミュニティプラント汚泥を含む。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度 環境省)」及び板野町資料による

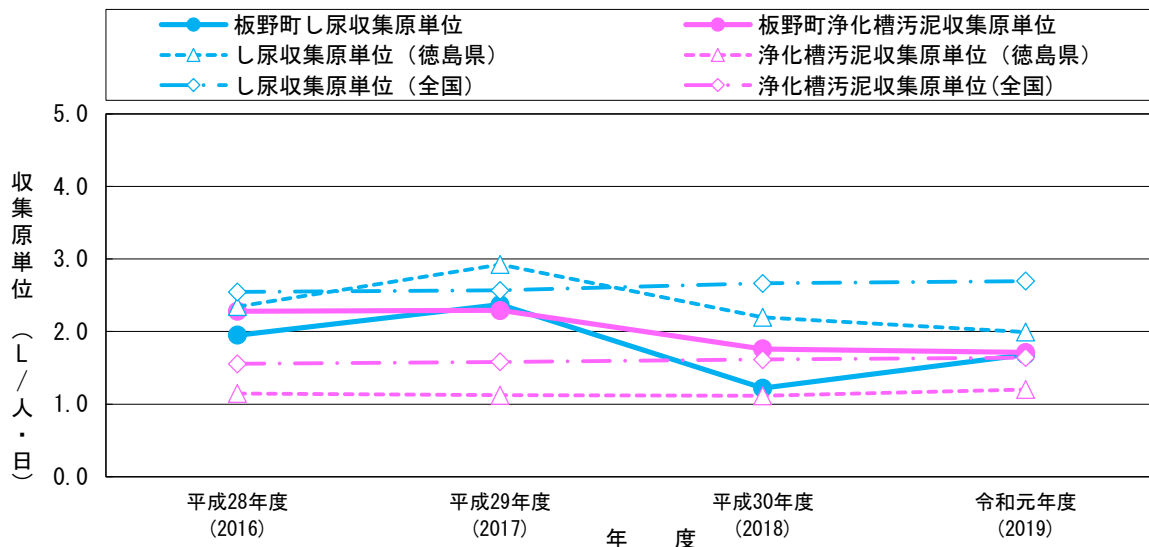


図 3-2-5 全国、徳島県、板野町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位
(平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度)

3) し尿及び浄化槽汚泥の性状

一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状を表 3-2-6 に示す。

浄化槽汚泥は、し尿に比べると有機物 (BOD、COD) や窒素 (T-N)、リン (T-P) が低いことが知られている。し尿についても、現在は簡易水洗が普及したため、各指標の濃度がやや低くなっているという現状がある。

今後は、生活排水処理施設として合併処理浄化槽の普及を推進していることから、比較的濃度が高いし尿の搬入量が低下し、濃度の低い浄化槽汚泥の搬入量がさらに増加することが考えられる。

表 3-2-6 一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状

○し尿

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値*
搬入	pH (—)	129	7.6	7.6	8.9	6.0	0.43	7.9
	BOD (mg/L)	129	7,800	7,300	21,000	1,200	3,200	10,000
	COD (mg/L)	129	4,700	4,500	11,000	1,700	1,700	5,800
	SS (mg/L)	129	8,300	8,300	16,000	1,000	3,400	11,000
	T-N (mg/L)	129	2,700	2,600	5,000	640	870	3,300
	T-P (mg/L)	51	350	3,10	780	89	150	450
	Cl ⁻ (mg/L)	129	2,100	2,100	3,800	110	760	2,600
除渣後	pH (—)	78	7.5	7.6	8.4	6.1	0.47	7.8
	BOD (mg/L)	78	7,300	6,900	15,000	2,500	2,800	9,200
	COD (mg/L)	78	3,900	3,900	8,100	1,300	1,300	4,800
	SS (mg/L)	78	6,000	5,100	35,000	1,100	4,500	9,000
	T-N (mg/L)	78	2,300	2,300	3,900	700	660	2,700
	T-P (mg/L)	46	270	240	1,100	140	150	370
	Cl ⁻ (mg/L)	78	1,700	1,800	2,900	470	540	2,100

○浄化槽汚泥

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値*
搬入	pH (—)	129	6.8	6.9	8.2	5.1	0.61	7.2
	BOD (mg/L)	129	3,700	2,900	14,000	550	2,500	5,400
	COD (mg/L)	129	3,700	3,200	10,000	230	2,000	5,000
	SS (mg/L)	129	8,600	7,600	25,000	1,200	4,600	12,000
	T-N (mg/L)	129	800	620	3,000	92	580	1,200
	T-P (mg/L)	54	130	100	400	29	87	190
	Cl ⁻ (mg/L)	128	340	160	2,600	44	450	640
除渣後	pH (—)	80	6.7	6.7	8.9	5.3	0.62	7.1
	BOD (mg/L)	78	3,300	3,100	9,800	220	1,800	4,500
	COD (mg/L)	79	3,600	3,500	8,700	240	1,600	4,700
	SS (mg/L)	80	8,300	7,500	21,000	640	4,200	11,000
	T-N (mg/L)	79	780	650	2,300	210	400	1,000
	T-P (mg/L)	49	150	120	320	70	72	200
	Cl ⁻ (mg/L)	78	310	190	1,900	41	310	520

※平均値と標準偏差からの計算値

出典：「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2006改訂版 社全国都市清掃会議）」

5. し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用

本町の平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度におけるし尿、浄化槽汚泥処理に係る費用を表 3-2-7 に示す。

し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用は、主に施設運転に係る人件費及び処理費用である。

歳出全体は年により増減があり、特に人件費が変動している。令和 2 (2020) 年度におけるし尿処理経費は 86,934 千円となっている。

表 3-2-7 板野町のし尿等の処理に係る費用

単位：千円

年度	歳出（建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他）												
	建設改良費				処理及び維持管理費								その他
	工事費 ・ 調査費	調査費	組合 分担金		人件費	処理費	車両等 購入費	委託費	組合 分担金	調査 研究費			
平成 28 (2016) 年度	85,832	0	0	0	－	85,613	33,013	42,013	0	10,587	－	0	219
平成 29 (2017) 年度	82,280	0	0	0	－	82,000	25,931	44,925	0	11,144	－	0	280
平成 30 (2018) 年度	94,683	0	0	0	－	94,356	31,618	52,700	0	10,038	－	0	327
令和元 (2019) 年度	74,962	0	0	0	－	74,773	11,887	51,129	0	11,757	－	0	189
令和 2 (2020) 年度	86,934	0	0	0	－	86,764	28,734	48,256	0	9,774	－	0	170

※歳出合計額は組合分担金を除く（本町は該当なし）。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 (2016) ～令和元 (2019) 年度 環境省）」及び板野町資料による

第3節 課題の抽出

本町における生活排水処理施設として推進しているのは、下水道処理区域における下水道の普及及び合併処理浄化槽の設置である。

旧吉野川流域下水道の整備は本町をはじめ徳島県及び徳島市、鳴門市、北島町、藍住町、松茂町が一体となって行っており、合併処理浄化槽の整備は住民や事業所が主体となって行われている。

下水道や集落排水処理施設、コミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しており、本町では、「板野町汚水処理構想」において、集合処理が有利な区域を設定している。一方、他の集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限られてくると、事業として自治体の負担が大きくなるというデメリットがある。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、自治体ともに負担が少なく済むというメリットがある。

その一方で、合併処理浄化槽の普及を左右する要因として、設置主体となる住民の協力が挙げられる。環境省では、現在合併処理浄化槽の設置のために循環型社会形成推進交付金を交付する制度として、「浄化槽設置整備事業」と「浄化槽市町村整備推進事業」の2種類がある。前者は合併処理浄化槽を設置する個人に対して助成する市町村に国が交付金を交付するもの、後者は市町村が特に生活排水処理を早期に実施する必要がある地域について、市町村が合併処理浄化槽を設置する場合に国が交付金を交付するものである。

本町が推進している合併処理浄化槽の設置者に対する助成は、前者の「浄化槽設置整備事業」に基づいたものであり、これまで広く住民に利用されてきたが、合併処理浄化槽がさらに普及するには、住民の生活排水処理に対する理解と協力が不可欠である。

今後も住民主体ではあるものの、下水道処理区域以外では、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率を向上させていく。そのため住民に対し普及啓発活動を行い、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存の汲み取り式便槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進していく。

第4節 処理主体

本町における生活排水処理施設ごとの処理主体を表3-4-1に示す。

本町では、集合処理である下水道は徳島県が事業主体となっているが、本町を含めた2市4町が各自治体における下水道函渠の普及を進めている。

一方、個別処理である合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）である。但し、収集されたし尿と浄化槽汚泥の処理については、本町が主体となって行っている。

これらの処理主体については、各施設の維持管理を適正に行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められる。

表3-4-1 板野町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	徳島県 及び 徳島市、鳴門市、松茂町、 北島町、藍住町、板野町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	町

第5節 生活排水処理基本計画

本町においては、人口が減少傾向をたどる中で、下水道、合併処理浄化槽の普及を進めている。本節では、各処理人口の実績から、将来の処理人口を予測した。

1. 処理人口、計画収集人口の予測

1) 板野町における各処理人口予測結果集計

本町における非水洗化人口、水洗化人口（下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）を予測したものを表 3-5-1 に示す。表 3-5-1 には、予測結果による水洗化人口比率、汚水衛生処理率を併せて示す。また、各処理人口のうち計画収集人口の推移と水洗化人口比率、汚水衛生処理率の推移を図 3-5-1 に示す。

予測の結果、下水道人口、合併処理浄化槽人口は増加し、単独処理浄化槽人口は大きく減少する。また、非水洗化人口は、下水道及び合併処理浄化槽への転換が進むにつれて減少し、令和 13（2031）年度にゼロとなると予測した。

また、計画目標年次である令和 18（2036）年度における汚水衛生処理人口（下水道＋合併処理浄化槽）は 9,283 人、これに単独処理浄化槽人口を併せた水洗化人口は 12,261 人と予測した。これにより、計画目標年次の水洗化人口比率は 100 パーセント（令和 2（2020）年度実績 93.6 パーセント）、汚水衛生処理率は 75.7 パーセント（同 39.9 パーセント）となり、いずれも大きく上昇すると予測した。

表 3-5-1 板野町の生活排水処理人口実績及び予測並びに水洗化人口比率、汚水衛生処理率
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

年度	総人口 (人)	非水洗化 人口 (人)	水洗化人口					水洗化 人口 比率 (%)	汚水 衛生 処理率 (%)	
			汚水衛生処理人口			単独 処理 浄化槽 (人)	小計 (人)			
			下水道 (人)	合併 処理 浄化槽 (人)	小計 (人)					
実績	平成 28 (2016) 年度	13,686	971	4,317	2,616	6,933	5,782	12,715	92.9	50.7
	平成 29 (2017) 年度	13,619	709	4,483	2,782	7,265	5,645	12,910	94.8	53.3
	平成 30 (2018) 年度	13,568	1,022	1,452	3,464	4,916	7,630	12,546	92.5	36.2
	令和元 (2019) 年度	13,480	974	1,527	3,570	5,097	7,409	12,506	92.8	37.8
	令和 2 (2020) 年度	13,394	857	1,583	3,766	5,349	7,188	12,537	93.6	39.9
予測	令和 3 (2021) 年度	13,291	786	1,774	3,871	5,645	6,860	12,505	94.1	42.5
	令和 4 (2022) 年度	13,188	704	1,965	3,976	5,941	6,543	12,484	94.7	45.0
	令和 5 (2023) 年度	13,085	621	2,156	4,081	6,237	6,227	12,464	95.3	47.7
	令和 6 (2024) 年度	12,982	539	2,347	4,186	6,533	5,910	12,443	95.8	50.3
	令和 7 (2025) 年度	12,878	456	2,538	4,291	6,829	5,593	12,422	96.5	53.0
	令和 8 (2026) 年度	12,828	374	2,844	4,223	7,067	5,387	12,454	97.1	55.1
	令和 9 (2027) 年度	12,778	291	3,150	4,155	7,305	5,182	12,487	97.7	57.2
	令和 10 (2028) 年度	12,728	209	3,456	4,087	7,543	4,976	12,519	98.4	59.3
	令和 11 (2029) 年度	12,678	126	3,762	4,019	7,781	4,771	12,552	99.0	61.4
	令和 12 (2030) 年度	12,628	44	4,070	3,952	8,022	4,562	12,584	99.7	63.5
	令和 13 (2031) 年度	12,570	0	4,351	3,881	8,232	4,338	12,570	100.0	65.5
	令和 14 (2032) 年度	12,512	0	4,632	3,810	8,442	4,070	12,512	100.0	67.5
	令和 15 (2033) 年度	12,454	0	4,913	3,739	8,652	3,802	12,454	100.0	69.5
	令和 16 (2034) 年度	12,396	0	5,194	3,668	8,862	3,534	12,396	100.0	71.5
	令和 17 (2035) 年度	12,339	0	5,477	3,596	9,073	3,266	12,339	100.0	73.5
令和 18 (2036) 年度	12,261	0	5,758	3,525	9,283	2,978	12,261	100.0	75.7	

(計画目標年次) 令和 18 (2036) 年度

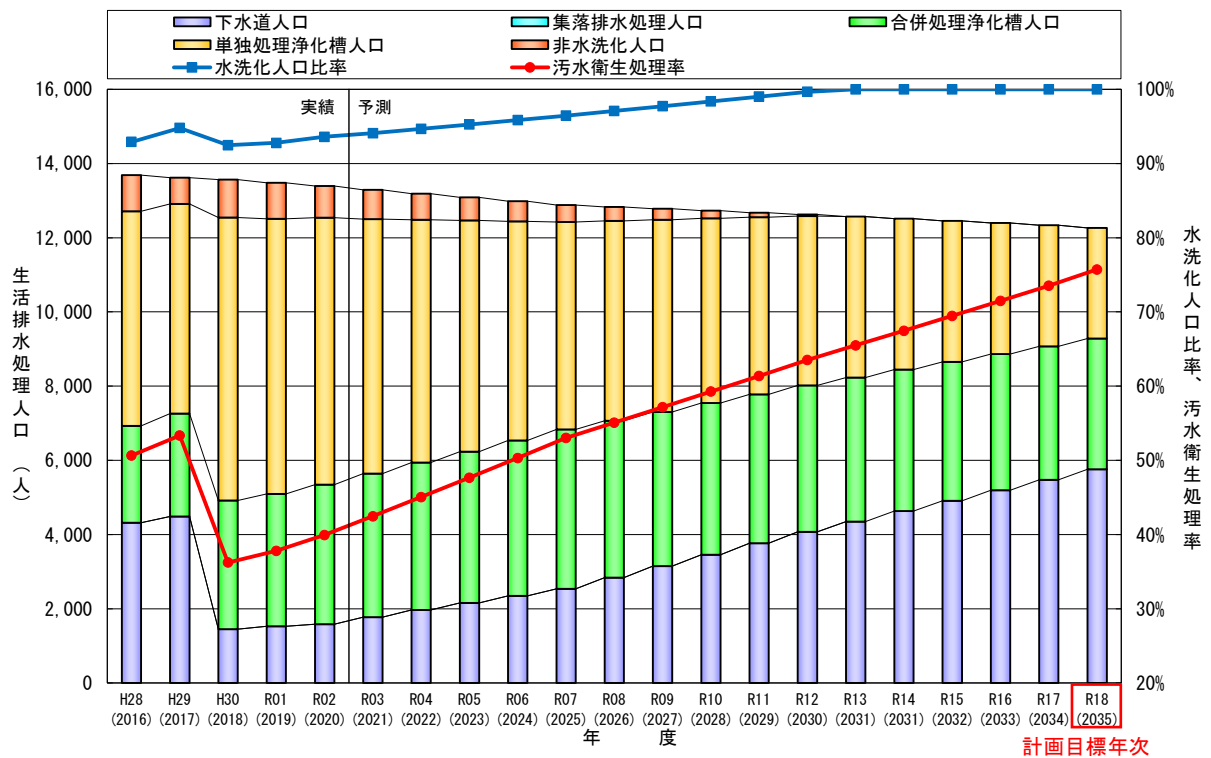


図 3-5-1 板野町の生活排水処理人口実績及び予測並びに水洗化人口比率、汚水衛生処理率
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

2) 将来予測における水洗化人口比率及び汚水衛生処理率について

本町の水洗化人口比率、汚水衛生処理率について、国及び徳島県の指標と比較したものを表 3-5-2 に示す。

水洗化人口比率では、本町の令和 2（2020）年度実績は 93.6 パーセントであり、令和元（2019）年度の全国平均 95.4 パーセントより低いが、徳島県平均の 93.0 パーセントよりもやや高い値となっている。将来人口予測により、下水道及び合併処理浄化槽人口が増加すると予測した結果、計画目標年次である令和 18（2036）年度には、本町の水洗化人口比率は 100 パーセントになると予測した。

最終的には、汚水衛生処理率が 100 パーセントに近づくよう、町全域での下水道及び合併処理浄化槽の普及を推進していくことを目標とする。

表 3-5-2 全国、徳島県及び板野町の水洗化人口比率及び汚水衛生処理率の比較

項 目	全国※ (令和元年度) (2019)	徳島県※ (令和元年度) (2019)	板野町	
			令和 2 年度 (2020) (実績)	令和 18 年度 (2036) (計画目標年次)
水洗化人口比率 (%) (公共下水道+浄化槽)	95.4	93.0	93.6	100
汚水衛生処理率 (%)	87.7	60.9	39.9	75.7

※ 全国及び徳島県の水洗化人口比率及び汚水衛生処理率は、表 3-2-5 の実績値より算出したものである。

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

1) 集合処理施設で処理する区域及び人口等

本町の下水道は、旧吉野川流域下水道があり、平成 21（2009）年 4 月より、新田地区において供用を開始している。

本町の公共下水道整備地域を図 3-5-2 に示す。

処理人口は、「板野町汚水処理構想（平成 29（2017）年 3 月）」における普及予測を考慮すると、下水道の処理人口は、令和 2（2020）年度の 1,583 人から計画目標年次（令和 18（2036）年度）には 5,758 人に増加すると予測した。

表 3-5-3 板野町の下水道での処理を推進する区域及び人口等

単位：人

下水道での 処理を推進する区域		旧吉野川流域 公共下水道
人 口	令和 2（2020）年度 （実績）	1,583
	令和 18（2036）年度 （計画目標年次）	5,758

2) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

合併処理浄化槽での処理を推進する区域は、図 3-5-2 に「市町村設置型浄化槽」として示された区域であり、流域下水道（暫定を含む）整備区域を除く町全域である。

下水道整備区域以外は、住宅が離散しており、このような地域では、下水道等の集合処理よりも個別処理のほうが設置による効果が早期に現れるという利点があることから、合併処理浄化槽の設置を推進している。

合併処理浄化槽の設置は、町として今後も推進していくことから、合併処理浄化槽人口は増加していくと想定されるが、「板野町汚水処理構想」においては、令和 7（2025）年度以降は合併処理浄化槽人口は減少すると予測している。

「板野町汚水処理構想」における予測傾向を踏まえ、令和 18（2036）年度における合併処理浄化槽人口は、表 3-5-4 に示すように、令和 2（2020）年度実績より 241 人少ない 3,525 人と予測した。

表 3-5-4 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

単位：人

合併処理浄化槽での 処理を推進する区域		下水道整備区域を除く町全域
人 口	平成 28（2016）年度 （実績）	3,766
	令和 18（2036）年度 （計画目標年次）	3,525

3) 集落排水処理で処理する区域及び人口等

本町では、現在農業・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント等下水道以外の集合処理施設は整備しておらず、「板野町汚水処理構想」においても整備予定はないため、これらの人口は計上しないこととする。

図面-4 最終処理区域図

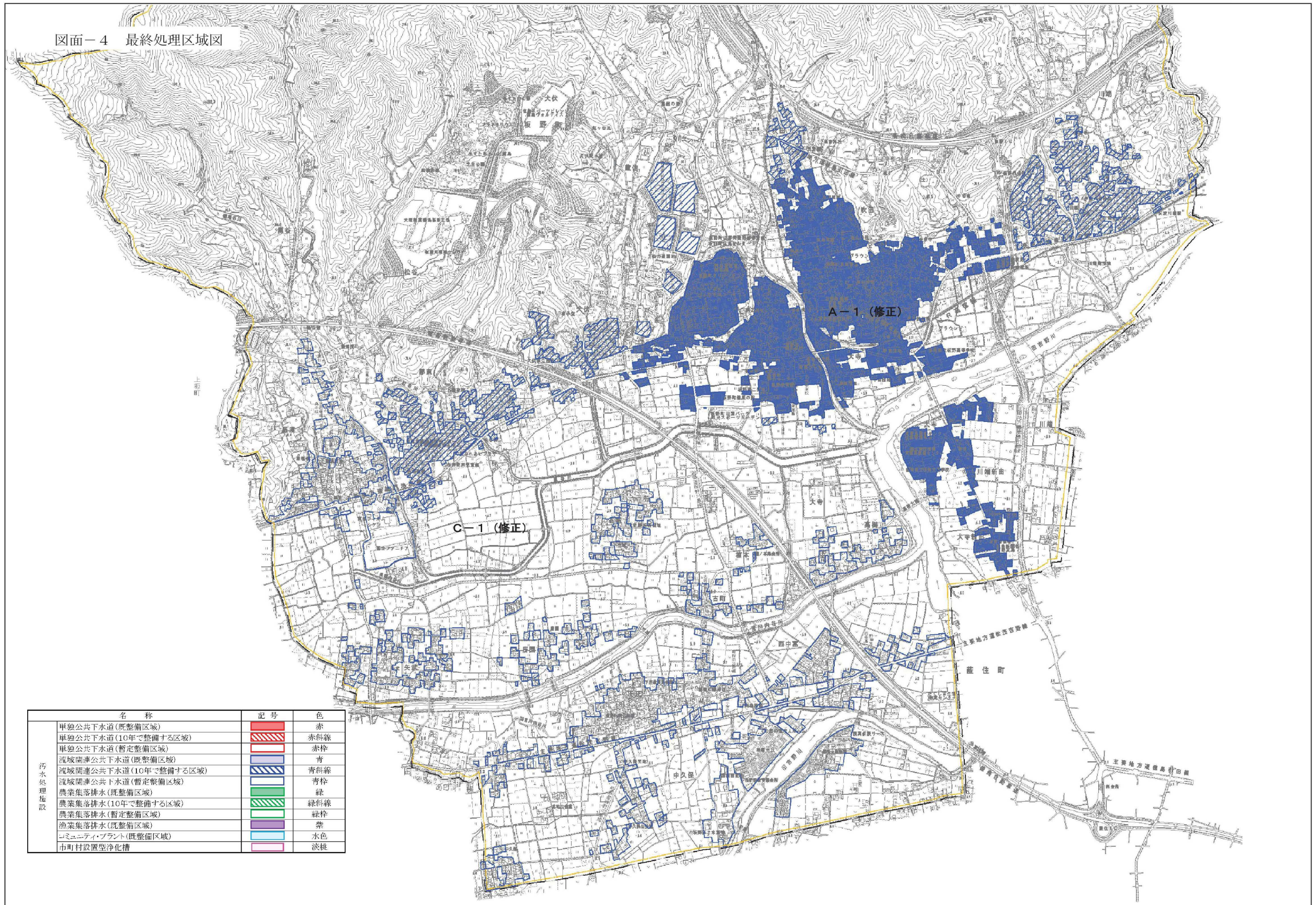


図3-5-2 板野町污水处理構想図（「平成27年度 板野町污水处理構想策定業務報告書（平成28年3月）」）

第6節 施設及びその整備計画の概要

1. 下水道

本町は、徳島県及び旧吉野川流域の2市4町（徳島市、鳴門市、北島町、藍住町、松茂町、板野町）が一体となって整備している旧吉野川流域下水道のうち、板野処理区の整備を推進している。

現在の本町における下水道事業計画の概要を表3-6-1に示す。

表3-6-1 板野町における下水道事業計画概要

処理区	旧吉野川 流域下水道 板野処理区	
	事業計画	
目標年度	令和10年度 (2028)	令和元年度 (2019)
事業認可区域面積 (ha)	334	127
計画処理人口 (人)	約12,200人	約5,100人
計画汚水量 (m ³ /日)	最大約5,600	最大約2,400

資料：板野町

2. 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備計画は、現在まで「板野町浄化槽設置整備事業」として実施しており、合併処理浄化槽を設置する個人に対し、国が交付する「循環型社会形成推進交付金」を利用した助成を行っている。これは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿とその他の生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

本町における合併処理浄化槽の設置基数の実績と現在の計画を表3-6-2に示す。この事業は、平成8（1996）年度から開始しており、令和2（2020）年度までの設置基数は742基である。

現在の整備計画は、令和7（2025）年度までの計画であるが、それ以降についても、現行の制度が継続するものとして新たに整備計画を策定し、従来どおり合併処理浄化槽の設置を推進していく予定である。

表3-6-2 板野町浄化槽設置整備事業の概要

区 分	全体計画	
	現計画	
整備計画年次*	平成8（1996）年度 ～ 令和7（2025）年度	令和3（2021）年度 ～ 令和7（2025）年度
整備基数（基）	882	140
全体整備計画人口（人）	3,440	560

※ 整備計画年次は、浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算し、最新の事業終了年次までを記載した。

第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画

日常生活において、炊事、洗濯、入浴、し尿などにより生活排水は発生する。個別の住宅等からの排水量は少なくとも、地域全体で考えると、相当量の排水が周辺環境に排出されることになる。

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められる。この排出抑制は地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要がある。

本節では、生活排水の排出抑制における住民、事業者、行政がとるべき方策について、また、生活排水処理に係る再資源化について述べる。

1) 住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられる。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置により固形物の排出を防止する。
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

などが挙げられる。

また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していない汲み取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める。尚、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要である。

2) 事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、事業所における使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることである。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要がある。

3) 行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動が挙げられる。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、町広報、PR用資材（ポスター、パンフレット）等による普及啓発活動に努める。

4) 生活排水処理に係る再資源化について

生活排水処理に係る再資源化については、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設において、処理後に発生する汚泥の堆肥化が多く行われている。

また、近年では、リンの回収をし尿及び浄化槽汚泥の処理施設で行う技術も確立されている。

本町のし尿処理施設である板野町クリーンセンターで排出されるし渣、汚泥は、民間委託により焼却処理を行っており、焼却灰は最終処分しているが、汚泥に関する資源化については検討課題としつつ、当面は現在の処理形態を継続することとする。

第8節 し尿・汚泥の処理計画

生活排水処理のうち、個別処理である浄化槽で発生する汚泥及び汲み取りし尿は、一般廃棄物であり、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターで処理される。本町では、板野町クリーンセンターで処理を行っており、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置推進により、浄化槽汚泥量が増加し、し尿が減少する傾向にある。

本節では、人口予測結果を踏まえ、将来のし尿・浄化槽汚泥の収集量及び処理量の予測を示す。

1. 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画として、計画目標年次における収集量を設定した。尚、収集・運搬の方法については、現在の収集運搬業者及び収集範囲が将来的に継続されるものとした。計画収集範囲は下水道処理区域を除く本町全域である。

収集量の予測は、第5節で示した各処理人口の予測、し尿・浄化槽汚泥の収集原単位の予測を用いて、年間の収集量を算出するという手順により行った。

収集量予測の手順を図3-8-1に示す。

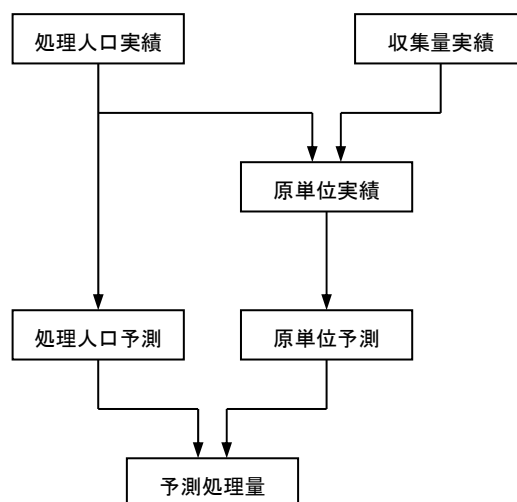


図3-8-1 収集量の予測手順

1) 収集原単位予測

収集原単位の予測は、過去の収集実績から、し尿及び浄化槽汚泥の収集原単位を算出し、それをもとに将来の収集原単位を予測している。

し尿及び浄化槽汚泥収集原単位予測を表 3-8-1 に示す。

し尿及び浄化槽汚泥収集原単位は、平成 30 (2018) ～令和 2 (2020) 年度までの実績により、し尿原単位は増加傾向を、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥原単位は令和 2 (2020) 年度水準で推移すると予測した。

し尿収集原単位の変動要因としては、簡易水洗トイレの普及や世帯人口の変化による 1 人当たりの収集量の変化が考えられる。また、浄化槽汚泥収集原単位の変動要因としては、観光客の流入や集客施設 (店舗、企業等) の設置、浄化槽法定検査受検率 (令和元 (2019) 年度 徳島県 59.2 パーセント) の向上による収集量の増加があることなどが挙げられる。

計画目標年次である令和 18 (2036) 年度では、し尿 3.87 (令和 2 (2020) 年度 1.92) L/人・日、合併処理浄化槽汚泥 2.78 (同 2.78) L/人・日、単独処理浄化槽汚泥は 1.18 (同 1.18) L/人・日と予測した。

表 3-8-1 板野町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位実績及び予測
(平成 28 (2016) 年度～令和 18 (2036) 年度)

単位：L/人・日

年 度	し尿	浄化槽汚泥			
		合併	単独		
実 績	平成 28 (2016) 年度	1.95	2.28	3.77	1.60
	平成 29 (2017) 年度	2.37	2.29	3.72	1.59
	平成 30 (2018) 年度	1.22	1.76	2.91	1.24
	令和元 (2019) 年度	1.68	1.71	2.79	1.19
	令和 2 (2020) 年度	1.92	1.73	2.78	1.18
予 測	令和 3 (2021) 年度	2.11	1.76	2.78	1.18
	令和 4 (2022) 年度	2.29	1.78	2.78	1.18
	令和 5 (2023) 年度	2.44	1.81	2.78	1.18
	令和 6 (2024) 年度	2.58	1.84	2.78	1.18
	令和 7 (2025) 年度	2.72	1.87	2.78	1.18
	令和 8 (2026) 年度	2.84	1.88	2.78	1.18
	令和 9 (2027) 年度	2.96	1.89	2.78	1.18
	令和 10 (2028) 年度	3.08	1.90	2.78	1.18
	令和 11 (2029) 年度	3.19	1.91	2.78	1.18
	令和 12 (2030) 年度	3.29	1.92	2.78	1.18
	令和 13 (2031) 年度	3.40	1.94	2.78	1.18
	令和 14 (2032) 年度	3.50	1.95	2.78	1.18
	令和 15 (2033) 年度	3.59	1.97	2.78	1.18
令和 16 (2034) 年度	3.69	1.99	2.78	1.18	
令和 17 (2035) 年度	3.78	2.02	2.78	1.18	
令和 18 (2036) 年度	3.87	2.05	2.78	1.18	

(計画目標年次：令和 18 (2036) 年度)

2) 収集人口予測

収集人口の予測は、第5節で予測した各処理人口を用いた。収集人口実績及び予測を表3-8-2に示す。

し尿収集人口は、処理人口予測のうち、非水洗化人口の計画収集人口と同一である。一方、浄化槽汚泥収集人口は水洗化人口のうち、下水道人口を除いたものである。

計画目標年次である令和18(2036)年度におけるし尿収集人口は0人、浄化槽汚泥収集人口は、合併処理浄化槽が3,525人、単独処理浄化槽が2,978人と予測した。

表3-8-2 板野町の収集人口実績及び予測
(平成28(2016)年度～令和18(2036)年度)

単位：人

年度	総人口					
	し尿	浄化槽		合併	単独	
実績	平成28(2016)年度	13,686	971	8,398	2,616	5,782
	平成29(2017)年度	13,619	709	8,427	2,782	5,645
	平成30(2018)年度	13,568	1,022	11,094	3,464	7,630
	令和元(2019)年度	13,480	974	10,979	3,570	7,409
	令和2(2020)年度	13,394	857	10,954	3,766	7,188
予測	令和3(2021)年度	13,291	786	10,731	3,871	6,860
	令和4(2022)年度	13,188	704	10,519	3,976	6,543
	令和5(2023)年度	13,085	621	10,308	4,081	6,227
	令和6(2024)年度	12,982	539	10,096	4,186	5,910
	令和7(2025)年度	12,878	456	9,884	4,291	5,593
	令和8(2026)年度	12,828	374	9,610	4,223	5,387
	令和9(2027)年度	12,778	291	9,337	4,155	5,182
	令和10(2028)年度	12,728	209	9,063	4,087	4,976
	令和11(2029)年度	12,678	126	8,790	4,019	4,771
	令和12(2030)年度	12,628	44	8,514	3,952	4,562
	令和13(2031)年度	12,570	0	8,219	3,881	4,338
	令和14(2032)年度	12,512	0	7,880	3,810	4,070
	令和15(2033)年度	12,454	0	7,541	3,739	3,802
令和16(2034)年度	12,396	0	7,202	3,668	3,534	
令和17(2035)年度	12,339	0	6,862	3,596	3,266	
令和18(2036)年度	12,261	0	6,503	3,525	2,978	

(計画目標年次：令和18(2036)年度)

3) 収集量予測

収集原単位予測及び収集人口予測結果より算出した年度別収集量の予測結果を表3-8-3及び図3-8-2に示す。

収集量の傾向としては、し尿収集量、合併処理浄化槽収集量ともに減少すると予測した。計画目標年次である令和18(2036)年度の全収集量は4,860kLと、令和2(2020)年度の7,509kLの約65パーセントに減少すると予測した。

表3-8-3 板野町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量実績及び予測
(平成28(2016)年度～令和18(2036)年度)

単位：kL

年 度	し尿及び浄化槽汚泥					
	合 計	し尿	浄化槽汚泥	合併	単独	
実 績	平成28(2016)年度	7,667	690	6,977	3,600	3,377
	平成29(2017)年度	7,666	613	7,053	3,776	3,277
	平成30(2018)年度	7,582	455	7,127	3,680	3,447
	令和元(2019)年度	7,463	597	6,866	3,637	3,229
	令和2(2020)年度	7,509	600	6,909	3,821	3,088
予 測	令和3(2021)年度	7,488	605	6,883	3,928	2,955
	令和4(2022)年度	7,440	588	6,852	4,034	2,818
	令和5(2023)年度	7,376	553	6,823	4,141	2,682
	令和6(2024)年度	7,301	508	6,793	4,248	2,545
	令和7(2025)年度	7,216	453	6,763	4,354	2,409
	令和8(2026)年度	6,993	388	6,605	4,285	2,320
	令和9(2027)年度	6,762	314	6,448	4,216	2,232
	令和10(2028)年度	6,525	235	6,290	4,147	2,143
	令和11(2029)年度	6,280	147	6,133	4,078	2,055
	令和12(2030)年度	6,028	53	5,975	4,010	1,965
	令和13(2031)年度	5,806	0	5,806	3,938	1,868
	令和14(2032)年度	5,619	0	5,619	3,866	1,753
	令和15(2033)年度	5,432	0	5,432	3,794	1,638
令和16(2034)年度	5,244	0	5,244	3,722	1,522	
令和17(2035)年度	5,056	0	5,056	3,649	1,407	
令和18(2036)年度	4,860	0	4,860	3,577	1,283	

(計画目標年次：令和18(2036)年度)

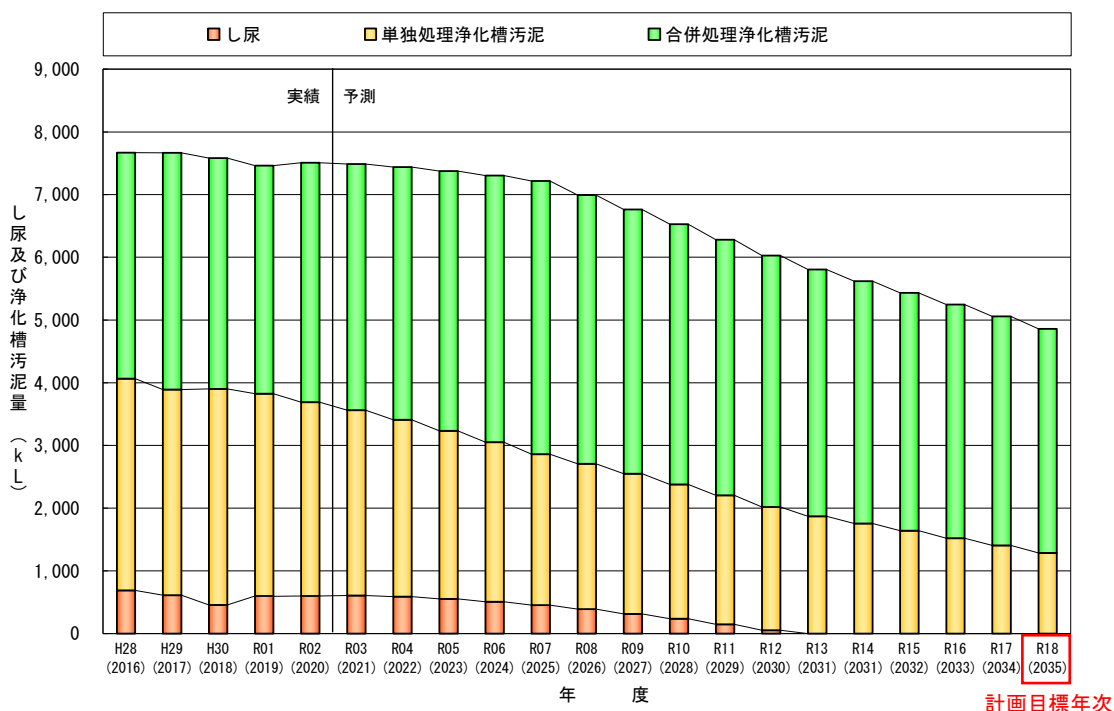


図3-8-2 板野町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量実績及び予測
(平成28(2016)年度～令和18(2036)年度)

2. 中間処理及び最終処分計画

各浄化槽や汲み取り便槽から収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で有機物や窒素及び固形物の除去といった浄化処理を行う。また、処理の過程では、固液分離により生じたし渣（繊維や異物など）、汚泥等があり、これらも処理する必要がある。

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在、板野町クリーンセンターで処理している。

板野町クリーンセンターし尿処理施設は、昭和 58（1983）年 4 月に稼働を開始した処理能力 20kL/日の標準脱窒素処理及び高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着処理）方式のし尿処理施設である。し尿処理工程から排出される汚泥は焼却処理を民間事業者へ委託している。板野町クリーンセンターの概要を表 3-8-4 に示す。

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理については、当面この体制を維持することとする。

3. 施設の整備計画

板野町クリーンセンターは、昭和 58（1983）年の稼働開始以来、本町内から収集したし尿及び浄化槽汚泥を処理してきた。この間、平成 12（2000）年度に実施した基幹的施設整備工事をはじめ、定期的なプラント機器の修繕やオーバーホールを含めた施設整備を重ね、施設の性能と良好な放流水質を維持している。

稼働開始後 38 年を経過した施設を今後も継続して使用するためには、定期的な修繕に加え、老朽化する大型機器の更新や水槽躯体等の改修といった大規模な整備の必要性を検討する必要がある。また、今後の処理施設のあり方として、電力、燃料使用量の合理化・効率化に加え、社会資本の有効利用のため、現施設を少しでも長く使うことが求められている。

これらの要点を踏まえ、本町では、板野町クリーンセンターし尿処理施設の維持・修繕を計画的に進め、施設の延命化を図るとともに、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めていく。

表 3-8-4 板野町クリーンセンター概要

名 称	板野町クリーンセンター	
住 所	板野町吹田字西山 68-10	
建物面積	826.66m ² （水処理棟）	
延床面積	992.42m ² （水処理棟）	
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）	
処理能力	20kL/日	
建設	竣 工	昭和 58（1983）年 3 月
	基幹的施設整備	平成 13（2001）年 3 月

第9節 その他の施策

1. 住民に対する広報・啓発活動

本町では、下水道への接続に対し費用の助成（下水道普及促進対策助成制度）を、排水設備の設置義務者の利子支払いの支援（水洗便所改造資金利子補給制度）の制度を設けており、住民の下水道加入を促している。

一方、合併処理浄化槽の設置については、設置費用の補助制度（「板野町浄化槽設置整備事業」）を設けており、下水道の普及と併せて下水道処理区域以外での合併処理浄化槽の普及を進めている。

これらの制度については、町広報や町ホームページに継続して掲載することとし、住民への周知に努める。また、教育機関における環境学習にも努めていく。

2. 地域に関する諸計画との関係

本町では、「第五次板野町総合計画」において、住民が安心して快適に暮らすことができる居住環境整備を目指し、「安全で美しい田園空間づくり」を基本目標のひとつに掲げている。この基本目標における施策の中で、「下水道事業の推進」として下水道施設の整備と事業運営を、「し尿処理施設の整備・充実」としてし尿処理施設の整備及び浄化槽設置整備の推進を掲げており、公共下水道や合併処理浄化槽の整備推進による汚水処理普及率の向上を図り、地域の水環境を良好な状態で保全していくことを目標としている。

生活排水処理の関連計画として、本町では、公共下水道の計画として、平成27（2015）年度に「板野町汚水処理構想」を策定している。

本計画は、これらの関連計画を踏まえた具体的な目標値を設定するとともに、相互に連携して、総合的かつ効果的な生活排水処理対策を推進するための方策を示すものである。

第4章 まとめ

本計画では、本町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び徳島県による減量化等の目標並びに本町の関連計画を踏まえて、ごみ処理及び生活排水処理の将来計画を策定した。

今後は、本計画で掲げた目標の達成と以下の課題解決に向けて、町（行政）、事業者、住民がそれぞれの立場で取り組むことができるような施策を展開していく。

1. ごみ排出量の削減

本町では、今後の人口減少に伴い、家庭系ごみは減少していくと予測されるが、事業系ごみは、「板野町第二期総合戦略」による町の目標である定住者数と就労者数の増加を考慮し、増加すると予測される。

本町では、ごみ排出量削減に関し、生ごみ処理機購入費用の助成や資源回収団体への奨励金の拠出等の施策を展開しており、ごみ排出量実績は徳島県平均よりも低くなっているが、今後は、本計画で掲げた削減目標を達成するため、さらなる普及啓発を行い、排出者である住民、事業者の取組みが向上するよう努める。

また、事業所に対しては、地域活性化の一方で、事業系ごみ量増加を抑制するよう理解と協力を促していく。

2. 新ごみ処理施設及びプラスチック資源循環法への対応

本町が加入する中央広域環境施設組合では、現在の中央広域環境センターが令和7(2025)年7月に稼働を終了し、同年8月以降は固形燃料化処理を行う新施設に移行する計画となっている。

また、令和4(2022)年度には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行され、ごみからのプラスチック類の回収に国全体で取り組むこととなる。

これら現状からの変化について、本町では、当面現在の収集体制で対応することとしている。今後、中央広域環境施設組合における計画の進捗及びプラスチック資源循環法の運用に伴い、本町の一般廃棄物処理計画に支障が生じる場合には、町の体制の変更について検討する。

3. 合併処理浄化槽の整備促進

本町では、生活排水処理手法として、下水道による集合処理、合併処理浄化槽による個別処理を地域の特性に応じて設定し、効果的な施設整備を計画している。

下水道整備区域以外では、合併処理浄化槽の普及を促進していくため、住民の理解と助成制度の充実、普及啓発を継続し、水洗化率、合併処理率の向上を目指していく。